四国中央市
こども計画

笑顔いっぱい！夢いっぱい！
いきいき子育て
のびのび子育ち・親育ち

令和７年３月
愛媛県 四国中央市

～ 目 次 ～

第１章　計画の概要----------1
【１】計画策定の社会的背景と趣旨---------- 1
【２】基本的な視点 ---------- 5
【３】計画の概要 ---------- 6

第２章　四国中央市の子育てを取り巻く現状 ----------10
【１】人口等の現状 ---------- 10
【２】教育・保育施設の状況---------- 18
【３】地域子ども・子育て支援事業の状況---------- 20

第３章　本市における子育て支援の現状と課題 ----------26
【１】第二期計画の主な取組の成果と今後の課題 ---------- 26
【２】アンケート調査結果の概要---------- 38
【３】本市の課題 ---------- 63

第４章　子ども施策の推進に関する基本的な方針 ----------66
【１】基本理念 ---------- 66
【２】施策体系 ---------- 67

第５章　子ども・子育て支援施策の展開 ----------68
基本目標１　妊娠期からの切れ目ない支援と健やかな成長を支える環境づくり -- 68
基本目標２　地域で取り組む子育て支援の基盤づくり ---------- 71
基本目標３　学ぶ力を育む環境づくり---------- 78
基本目標４　安全、安心な子どもの生活環境づくり ---------- 82
基本目標５　子どもの貧困と格差の解消（四国中央市こどもの貧困対策推進計画） ---84
基本目標６　子ども・若者の未来を支えるまちづくり（四国中央市子ども・若者計画） ---87

第６章　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 ----------90
【１】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について --------- 90
【２】教育・保育提供区域の考え方---------- 90
【３】見込量算出の考え方---------- 90
【４】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期 ---- 91
【５】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ---------- 93
【６】教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 ---------- 103
【７】子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ---------- 103

第７章　計画の推進----------104
【１】庁内の推進体制の充実---------- 104
【２】地域や関係団体等との連携---------- 104
【３】計画の周知及び市民意識の反映---------- 104
【４】四国中央市子ども・子育て会議の意見反映 ---------- 104
【５】計画の進行管理---------- 105
【６】数値目標---------- 106

資料編----------107
【１】四国中央市子ども・子育て会議条例---------- 107
【２】四国中央市子ども・子育て会議委員名簿 ---------- 109
【３】策定経過---------- 110

第１章　計画の概要

【１】計画策定の社会的背景と趣旨

１　社会的背景

我が国においては、令和５（2023）年の出生数は約 73 万人と過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は 1.20 と、長期的に減少を続けています。

近年、総人口の減少をはじめ、少子高齢化や世帯人員の減少傾向、就労環境の変化等を背景に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、子どもへの虐待、子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く様々な社会的課題の解決に向けて、子どもの生活を地域社会全体で支援していくことが重要となっています。

一方、国においては、令和３（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会※」の実現を目指す取組が進められることとなりました。さらに、令和５（2023）年には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法（令和４年法律第 77 号)」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。また、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進することとしています。

【 合計特殊出生率の推移（全国平均） 】

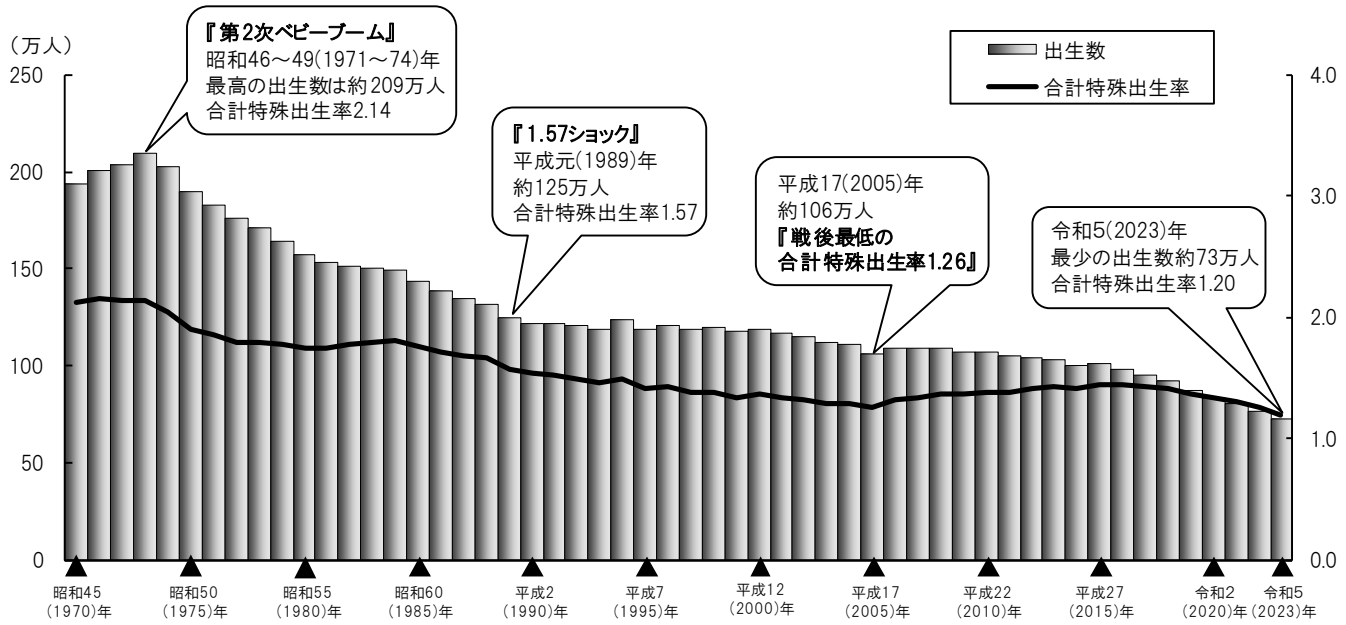

資料：人口動態統計

※ 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

2　こども基本法の制定

「こども基本法」は、令和５（2023）年４月に施行された、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、また、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律で「四国中央市こども計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

【「こども基本法」の目的（要旨）】

○　「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。

○　子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

※ 平成６（1994）年４月 22 日に批准

3　国の大綱と市町村こども計画の関係について

「こども大綱」は「こども基本法」第９条の規定に基づくもので、子ども施策に関する基本的な方針、子ども施策に関する重要事項及び子ども施策を推進するために、令和５（2023）年 12 月 22 日に閣議決定されました。

「こども大綱」においては「こどもまんなか社会」の実現に向けて「日本国憲法」及び「こども基本法」「こどもの権利条約」の精神にのっとり、以下の６本の柱を政府における子ども施策の基本的な方針とすることを定めています。

【 「こども大綱」におけるこども施策に関する基本的な方針 】

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

さらに「こども大綱」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号)」「少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号)」及び「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号)」の規定に基づき策定された３つの大綱を融合し、これまで個別に推進されてきた子ども施策を一元化し、総合的に推進することとしています。

本計画には「こども大綱」と、それに関連する３つの大綱を踏まえ、子どもの健やかな成長に対する支援等をはじめ、子育て家庭や若者に関連する施策を盛り込みます。

【 「こども大綱」に関連する３大綱の概要 】

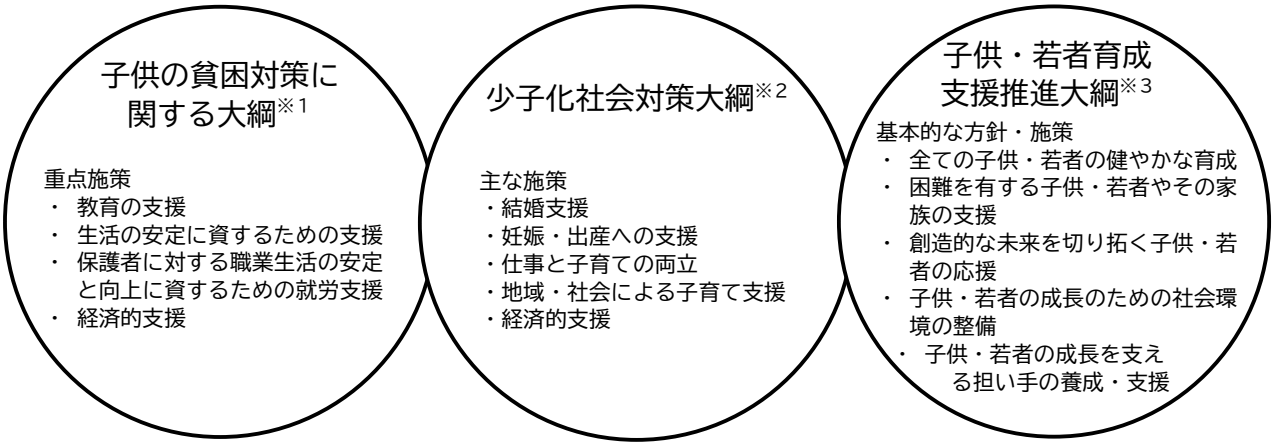

※1 令和元（2019）年11月29日閣議決定
※2 令和２（2020）年５月29日閣議決定
※3 令和３（2021）年４月６日子ども・若者育成支援推進本部決定

４　策定の趣旨

本市では、令和２（2020）年に「第二期 四国中央市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を、国の指針※1に基づき策定し「笑顔いっぱい！夢いっぱい！いきいき子育て のびのび子育ち・親育ち」を基本理念とし、子どもが心身共にのびのびと育ち、親も一緒に成長し、誰もが楽しく子育てに取り組み、笑顔で過ごせるまちづくりを目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。

「こども基本法」第 10 条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」をはじめとする「子ども・子育て関連３法※2」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定及び「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困対策推進計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令で定める子ども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第 10 条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。

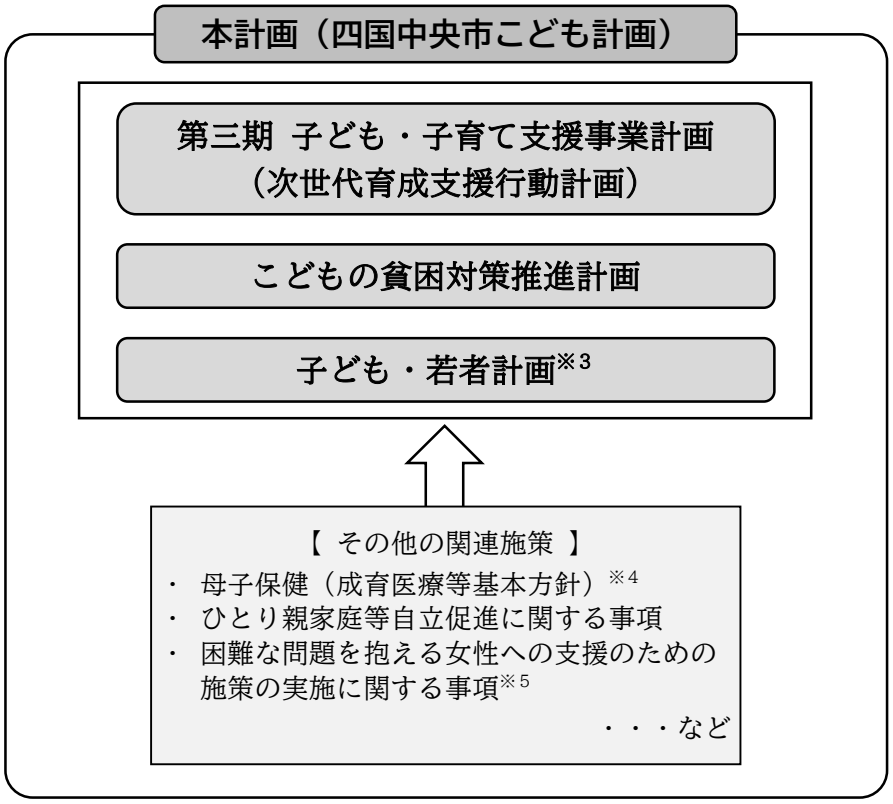

※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 少子化社会対策に関する施策を含む。

※4 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和５年３月 22 日閣議決定）」

※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）」に基づく施策

【２】基本的な視点

本計画においては、子ども・子育て支援、そして若者への支援をまちづくりの中心に据えて、国の「こども大綱」に基づき、次の６つの基本的な視点を定め、様々な施策に取り組みます。

施策の展開にあたっては、本市の子育てを取り巻く現状や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、本市の実情に即した効果的な取組を推進します。

【 こども大綱における基本的な視点 】

１　こども・若者の最善の利益を図る	○ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
２　当事者と対話しながらともに推進する	○ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
３　ライフステージに応じて切れ目なく対応する	○ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
４　貧困と格差の解消を図る	○ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
５　結婚・子育てに関する希望の形成	○ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
６　関係機関との連携を重視する	○ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

【３】計画の概要

１　本市における計画の位置付け

本計画は、本市の市政運営の指針となる上位計画「第三次四国中央市総合計画」及び「四国中央市国土強靱化地域計画」の方針に沿って、関連する他の部門計画との連携を図りながら、子ども政策を推進するものです。

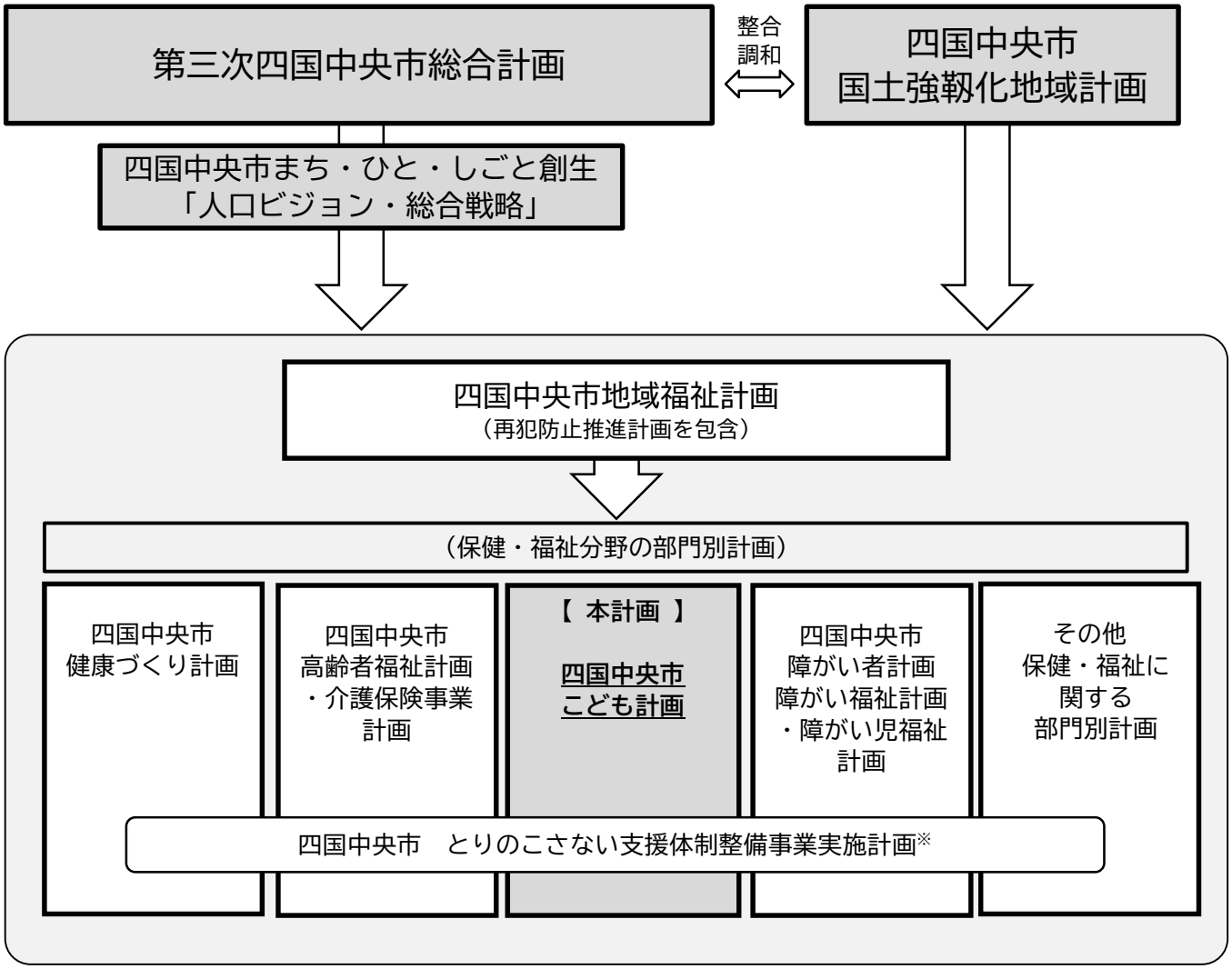

※　四国中央市 重層的支援体制整備事業実施計画

２　計画の期間

本計画の推進期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

3　計画の策定方法

（1）四国中央市子ども・子育て会議における協議及び市民意見の反映

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「四国中央市子ども・子育て会議」における審議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（タウンコメント）を実施しました。

（2）アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、子育て支援事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握するとともに、小中学生や若者における生活の実態や住みよいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

区 分		就学前児童 保護者	小学生 保護者	小中学生	小中学生の 保護者	市民（若者）
調査名称		四国中央市 子育て支援に関するアンケート調査		四国中央市 小学生・中学生の生活についてのアンケート	四国中央市 子どもの生活実態に関する調査	四国中央市 市民の意識と生活に関するアンケート調査
調査対象		市内に居住する 0歳から 小学校入学前までの子どもがいる家庭	市内に居住する 小学1年生～ 3年生の 子どもがいる家庭	小学５年生 中学２年生	小中学生の 保護者	16歳～39歳 の市民
調査方法		郵送配布～郵送回収、及び Ｗｅｂサイト上で回答		学校を通じた配布～ Ｗｅｂサイト上で回答		郵送配布～郵送回収及びＷｅｂサイト上で回答
調査時期		令和６（2024）年５月		令和６（2024）年４～５月		令和６（2024）年６月
回収結果	配布数	1,500人	500人	小学生644人 中学生698人 合計1,342人	1,342人	1,000人
	有効回収数	903人 （うちWeb398人）	250人 （うちWeb154人）	小学生603人 中学生663人 合計1,266人	848人	328人 （うちWeb196人）
	有効回収率	60.2% (Web26.5%)	50.0% (Web30.8%)	小学生93.6% 中学生95.0% 合計94.3%	63.2%	32.8% (Web19.6%)

（３）関係団体等調査の実施

今後の本市の子ども政策に反映させていくことを目的として、市内の教育・保育施設や関係団体等を対象に、子ども・子育て支援の推進に向けた取組の在り方やアイデア等について関係団体等調査を実施しました。

実施時期	令和６（2024）年６月～７月
調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収
回収件数	24 団体（配布は 29 団体）回収率 82.8%

（４）子どもの意見聴取

小・中学生を対象に、本市の教育委員会が主催した「四国中央市いじめＳＴＯＰ愛顔の子ども会議」において、学校生活や家庭生活における児童・生徒の意識や現状を把握するため、ワークショップやグループ別発表、意見交換を行いました。

実施時期	令和６（2024）年８月 21 日（水）
テーマ	「しこちゅ～ハッピー大作戦 2024 ～ 笑顔あふれる学校に ～ 」
開催内容	【グループ別協議】各学校の実践発表・質疑応答・協議・まとめ 【全体会】グループ別発表・意見交換

【 参考／本計画とＳＤＧｓとの関係 】

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年９月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

ＳＤＧｓは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指すものです。本計画においてはＳＤＧｓの視点も踏まえて策定します。

【 参考／こども計画の主な取組と対象年代について 】

計画で想定される主に取り組むべきこと

子ども子育て支援	・ ニーズ量に応じた教育・保育施設の確保、待機児童対策 ・ 仕事と子育てが両立できる環境の整備 ・ 子どもの居場所づくり（教育・保育との連携の強化） など
次世代育成支援	・ 根拠法は令和 17（2035）年までの時限立法 ・ 取組自体は「子ども・子育て支援事業計画」と重複する部分が多く、引き続き一体的に推進 など
子どもの貧困	・ 生活困窮家庭はなくならない（長期的支援） ・ 「地域共生社会の実現」に向けた取組の強化（重層的支援体制整備事業との整合等） ・ ヤングケアラーやダブルケア対策に向けた福祉施策 など
子ども若者	・ 結婚、妊娠、出産、乳幼児～就学前児童への支援から、思春期～若者の問題に拡大 など

ライフステージ別にみた計画の対象イメージ

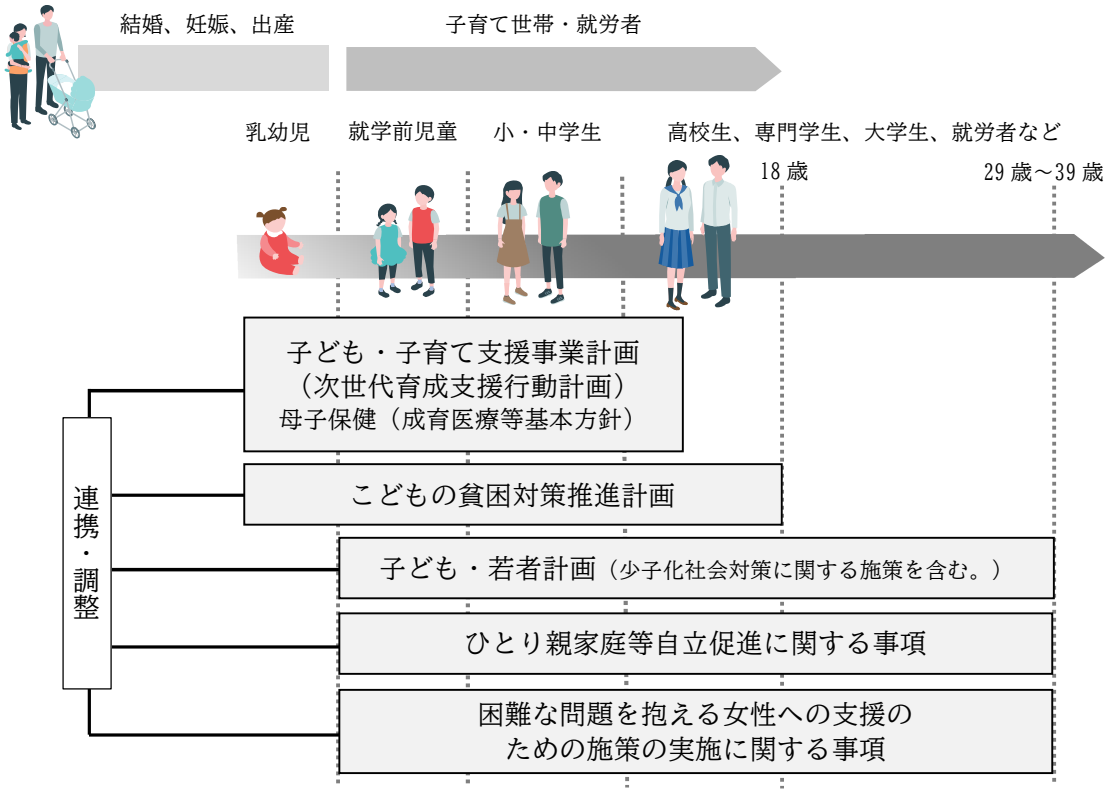

【 子どもの定義について 】

○ 「こども基本法」第２条の規定において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありませんが、本計画においては、おおむね次のとおりに定義します。

・ 「子ども」・・・心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で定めているものではありませんが、おおむね 18 歳まで
・ 「思春期」・・・中学生年代からおおむね 18 歳まで
・ 「青年期」・・・おおむね 18 歳から 30 歳未満
・ 「若者」・・・「子供・若者育成支援推進大綱」の記載に準じて 30 代まで

第２章　四国中央市の子育てを取り巻く現状

【１】人口等の現状

１　人口の状況

（１）人口・世帯数の推移

本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和６（2024）年３月現在 81,700 人となっています。世帯数はおおむね横ばいで推移しており、１世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 31（2019）年の 2.24 人から令和６（2024）年で 2.11 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】

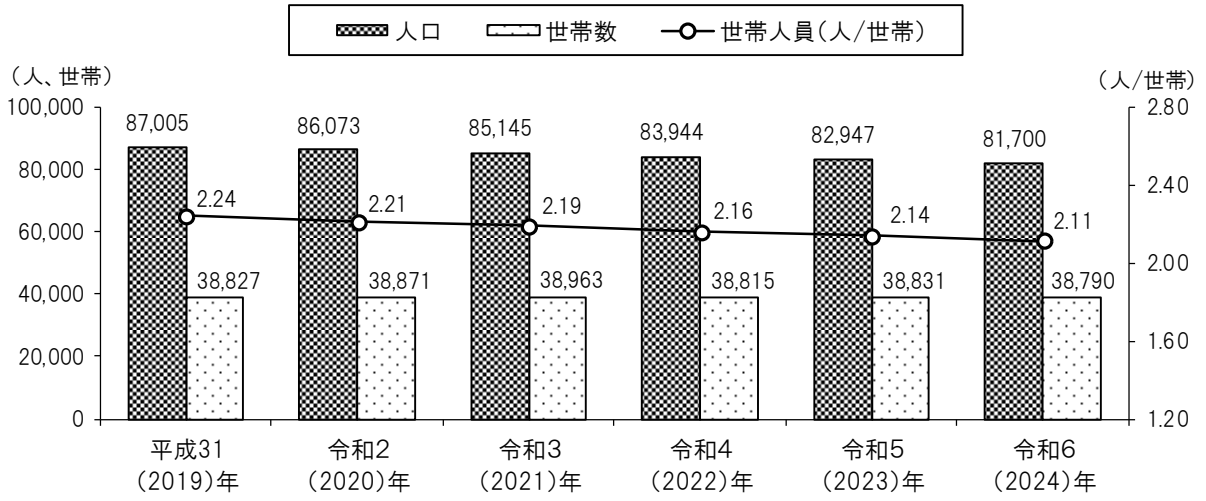

【 人口・世帯数増減率 】

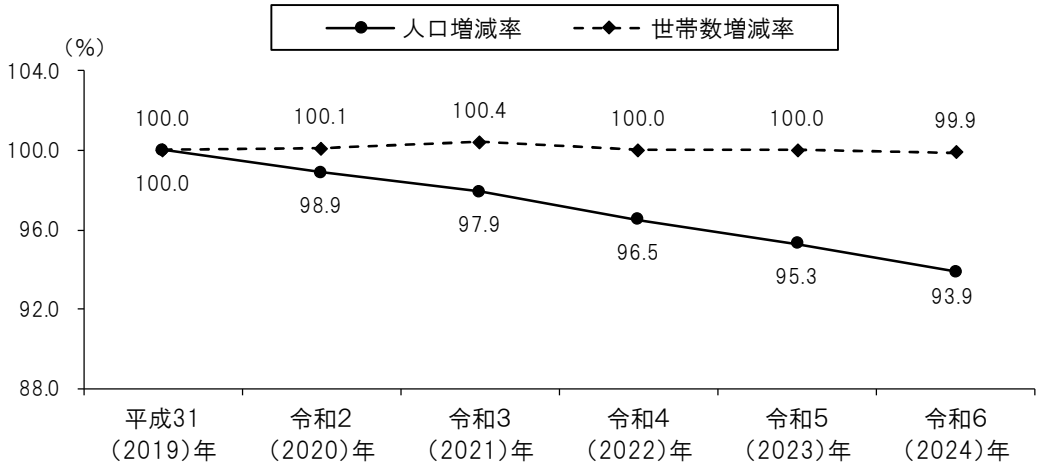

注：増減率は、平成 31（2019）年を 100 とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

（2）人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和４（2022）年では、合計 957 人の人口減少となっています。

【 人口動態 】 （単位：人）

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
令和元(2019)年	511	1,152	-641	2,263	2,646	-383	-1,024
令和2(2020)年	564	1,153	-589	1,881	2,210	-329	-918
令和3(2021)年	520	1,145	-625	1,950	2,341	-391	-1016
令和4(2022)年	452	1,192	-740	2,405	2,622	-217	-957

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)
資料：住民基本台帳に基づく人口動態（総務省）

（3）年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和２（2020）年では「年少人口（14 歳以下)」の割合が 11.4%、「生産年齢人口（15～64 歳)」が 54.3%、「高齢者人口（65 歳以上)」が 34.3%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、愛媛県の平均を上回っています。一方、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

【 年齢３区分別人口構成比 】

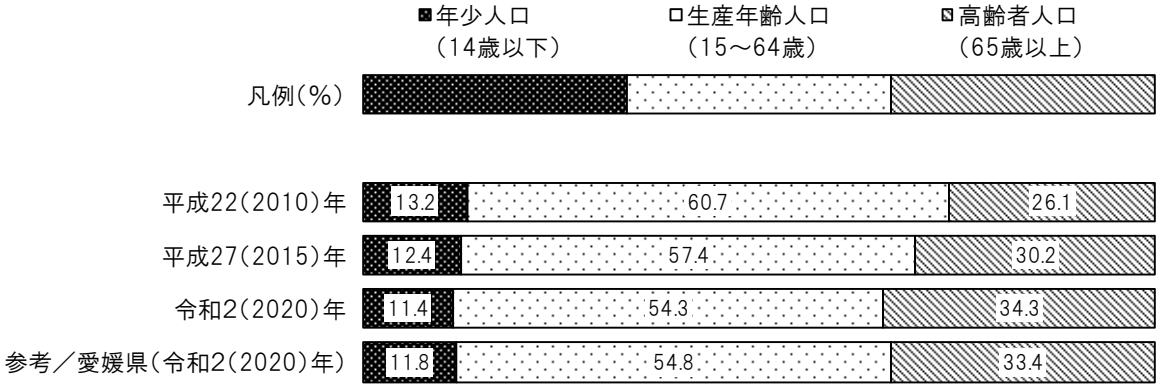

資料：国勢調査

年齢を５歳階級別でみると、男女共に 50 代前半の「団塊ジュニア層」及びその親世代である 70 代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、80 歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【 年齢５歳階級別人口（人口ピラミッド） 】

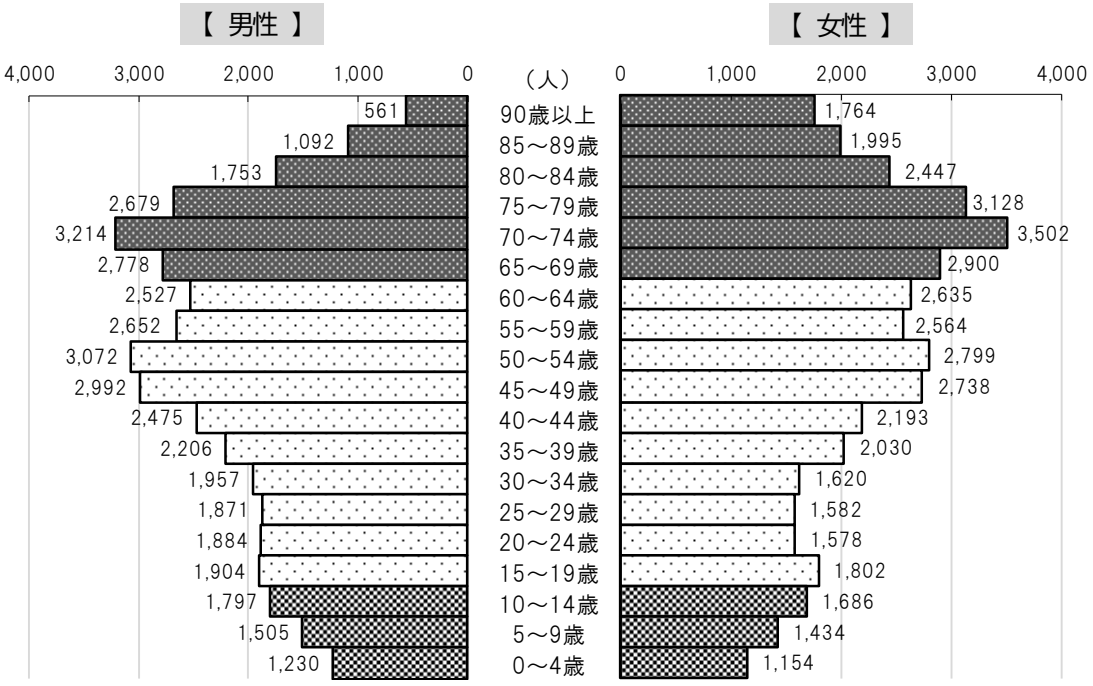

資料：住民基本台帳（令和６（2024）年３月末日現在）

（４）子どもの人口推移

本市の 12 歳以下の子どもの人口をみると、減少で推移しており、令和６（2024）年３月現在で 7,356 人、そのうち５歳以下は合計で 2,919 人となっています。

【 子どもの年齢別人口推移 】

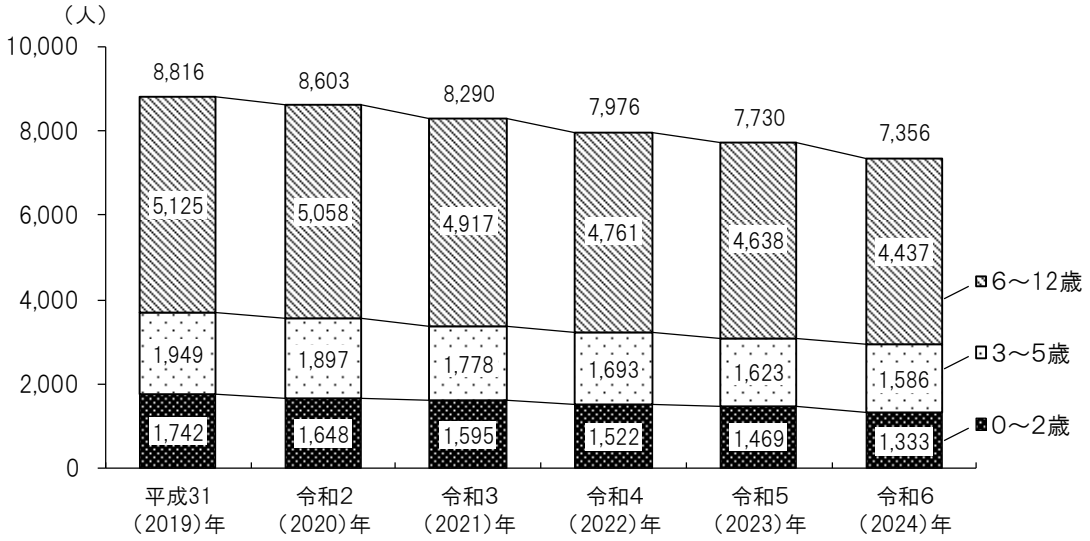

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

2　出生等の状況

（1）年間出生数の推移

本市の出生数は、長期的には減少で推移しており、令和４（2022）年は 451 人となっています。

【 出生数の推移 】

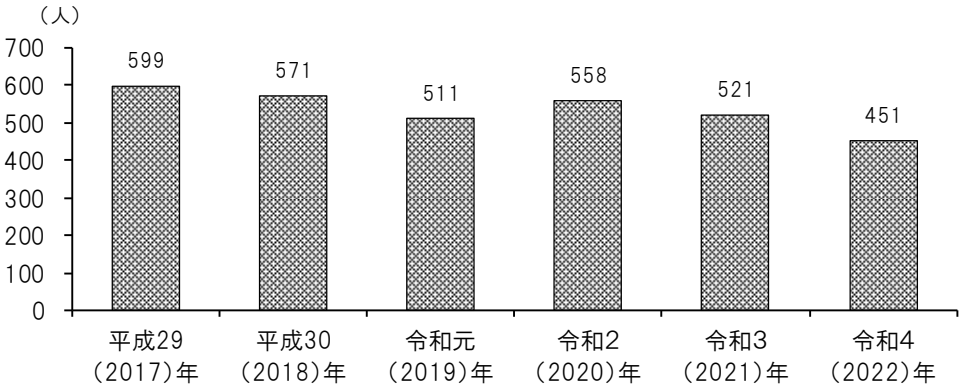

資料：人口動態統計

（2）婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20 代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30 代になると逆転することから、30 代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30 代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

【 年齢別未既婚者数と未婚率 】

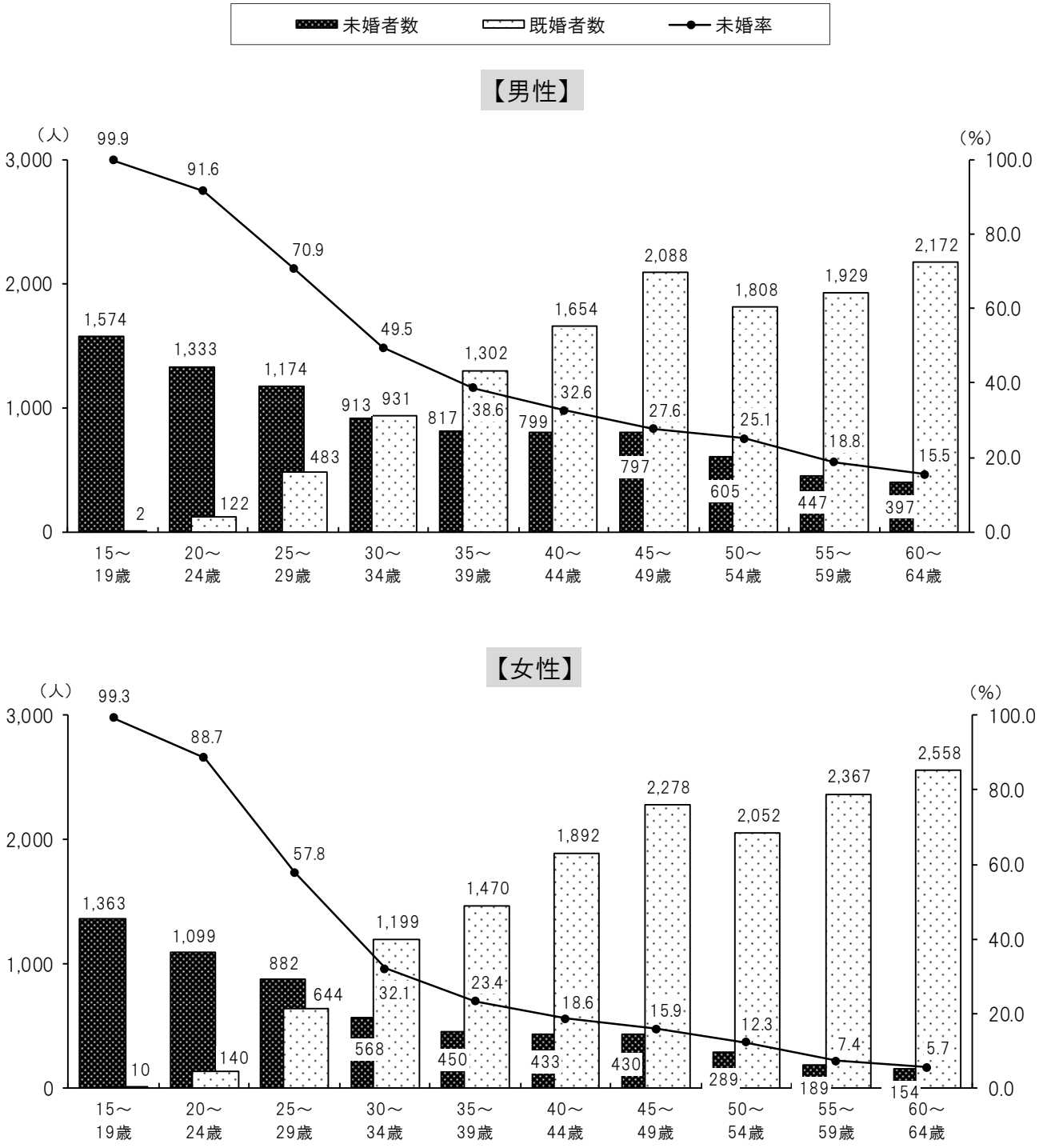

資料：国勢調査（令和２（2020）年）

3　世帯の状況

（1）世帯構成

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和２（2020）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】

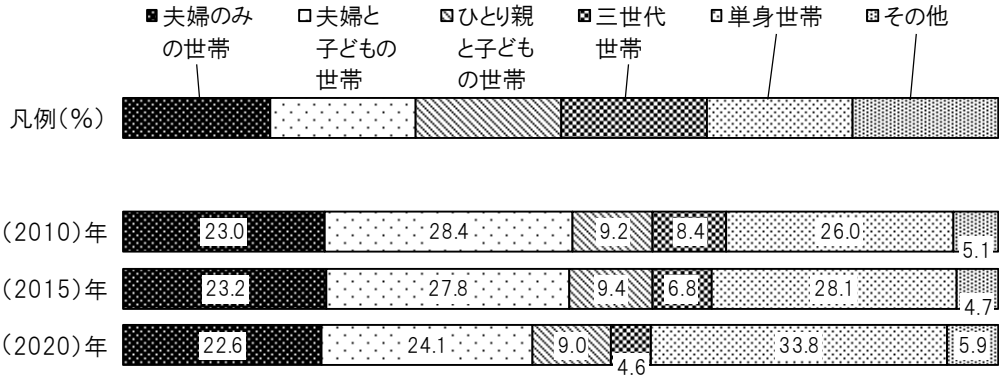

資料：国勢調査

（2）ひとり親家庭の状況（20 歳未満の子どもがいる世帯）

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和２（2020）年では 465 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

		平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)		640	614	465
	母子世帯数	558(87.2%)	551(89.7%)	418(89.9%)
	父子世帯数	82(12.8%)	63(10.3%)	47(10.1%)

資料：国勢調査

4　就業の状況

（1）就業構造

本市の産業別就業者構成比をみると、令和２（2020）年では第１次産業の割合が 3.5%、第２次産業が 38.0%、第３次産業が 55.2%となっています。愛媛県全体と比べ、第２次産業の割合が高く、第３次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】

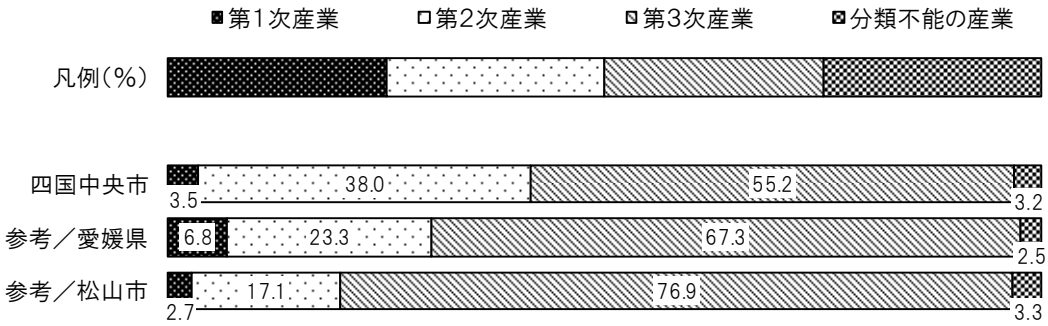

【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

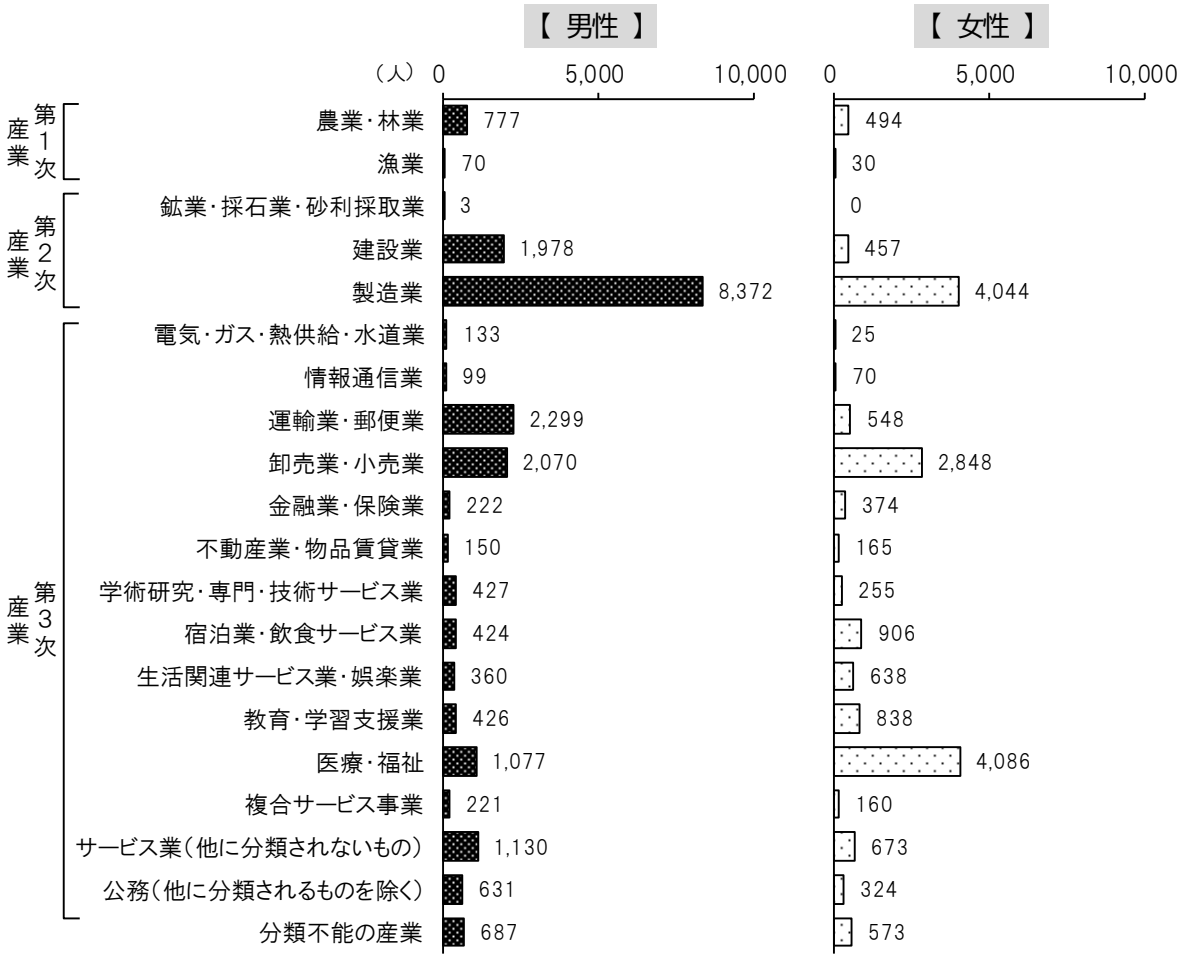

資料：国勢調査（令和２（2020）年）

（2）年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、各年齢層において全国及び愛媛県の平均を上回っていますが、依然として 20 代後半から 30 代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の状況がうかがえます。

【 年齢別就業率（国・県比較） 】

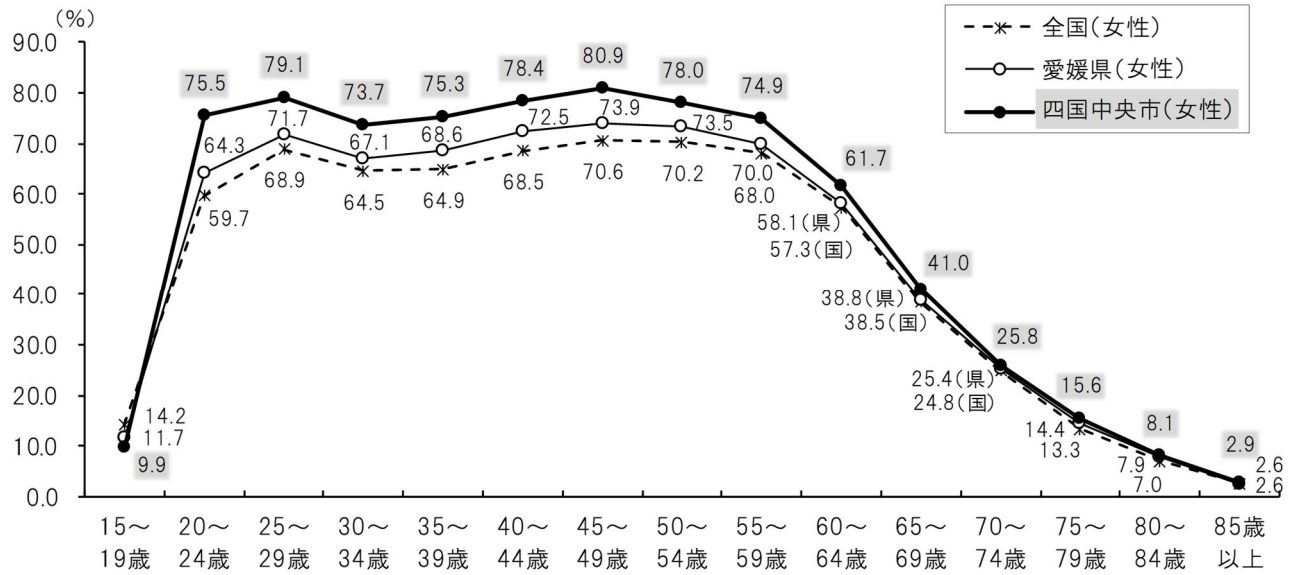

資料：国勢調査（令和２（2020）年）

本市の就業率は、平成 22（2010）年に比べ全体的に増加しています。

【 女性の年齢別就業率（経年比較） 】

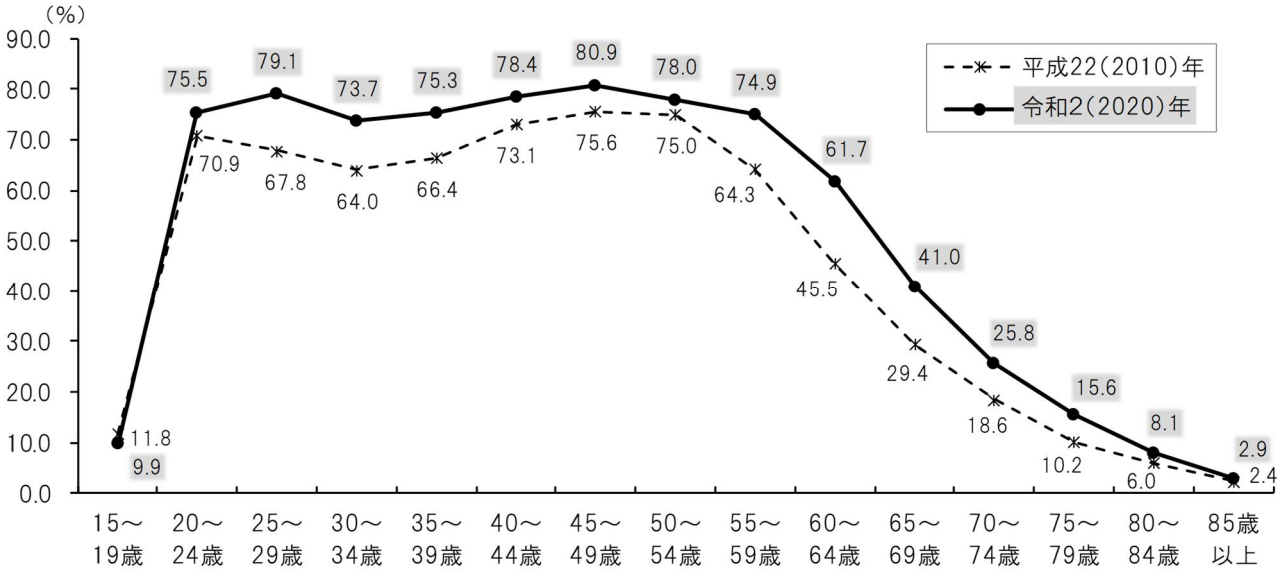

資料：国勢調査

※【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 代前半を谷とし、20 代後半と 30 代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

【２】教育・保育施設の状況

１　保育所の状況

本市の保育所入所児童数をみると、緩やかな減少で推移しており、令和６（2024）年度は 1,017 人、入所率は 84.4%となっています。

【 保育所入所児童数の推移 】

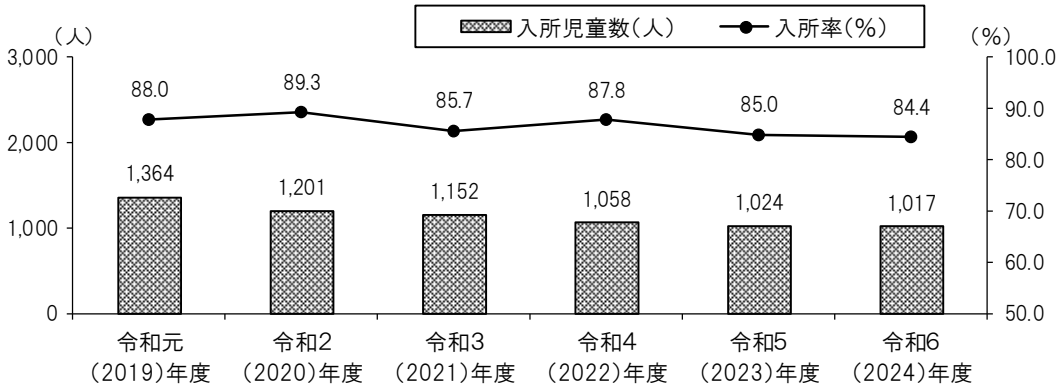

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数	か所	19	17	17	15	15	15
定員	人	1,550	1,345	1,345	1,205	1,205	1,205
入所児童数	人	1,364	1,201	1,152	1,058	1,024	1,017

※ 各年度５月１日現在

２　幼稚園の状況

本市の幼稚園入所児童数は減少傾向にあり、令和６（2024）年度は 85 人となっています。

【 幼稚園入所児童数の推移 】

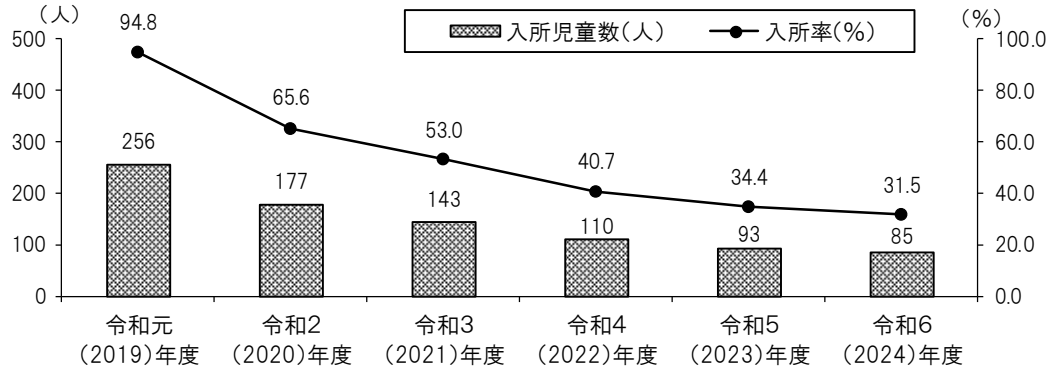

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数	か所	7	5	5	5	5	5
定員	人	270	270	270	270	270	270
入所児童数	人	256	177	143	110	93	85

※ 各年度５月１日現在

3　認定こども園の状況

本市の認定こども園入所児童数は、令和５（2023）年度以降、減少傾向にあり、令和６（2024）年度は 1,045 人、入所率は 80.4%となっています。

【 認定こども園入所児童数の推移 】

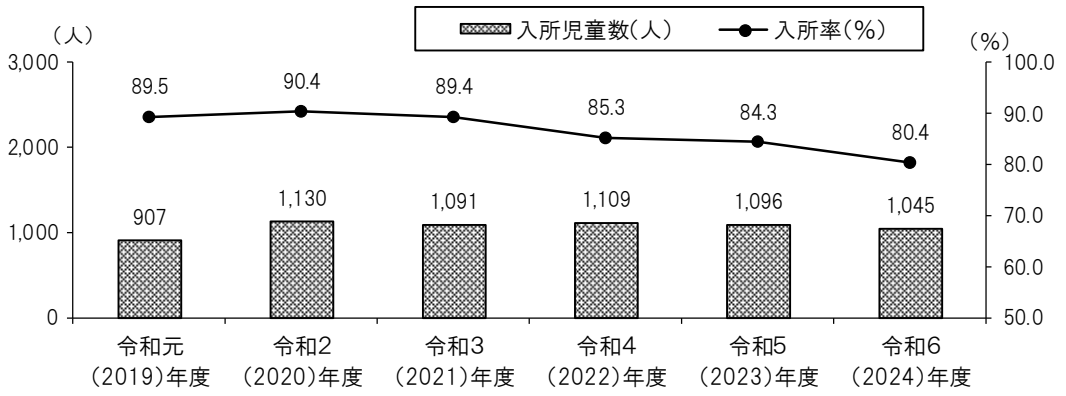

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数	か所	5	7	7	8	8	8
定員	人	1,013	1,250	1,220	1,300	1,300	1,300
入所児童数	人	907	1,130	1,091	1,109	1,096	1,045

※ 各年度５月１日現在

4　地域型保育事業の状況

本市の地域型保育事業入所児童数は、令和５（2023）年度以降、増加傾向にあり、令和６（2024）年度は 49 人、入所率は 98.0%となっています。

【 地域型保育事業入所児童数の推移 】

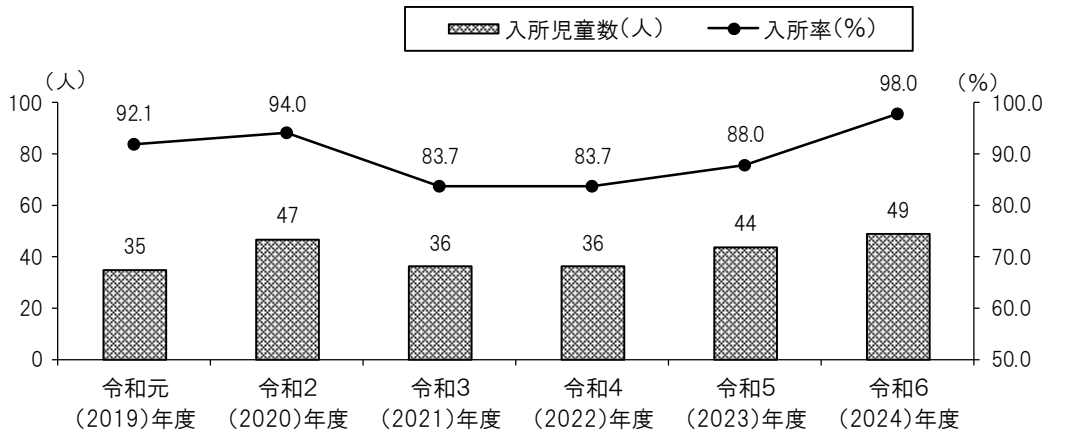

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数	か所	2	3	3	3	3	3
定員	人	38	50	43	43	50	50
入所児童数	人	35	47	36	36	44	49

※ 各年度５月１日現在

【3】地域子ども・子育て支援事業の状況

1　地域子ども・子育て支援事業

（1）利用者支援に関する事業

子育て世代包括支援センターは、市内に1箇所設置しています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
子育て世代包括支援センター	箇所	1	1	1	1	1

（2）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は市内に６箇所あり、利用者数は減少で推移していましたが、令和４（2022）年度以降、増加傾向にあります。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	開設日数
四国中央市子育て支援センター	延べ人数	10,972	5,814	4,166	6,905	7,381	週5日
乳児保育所こども村	延べ人数	3,541	1,255	777	1,500	2,184	週5日
みしま乳児保育園	延べ人数	3,404	1,833	1,039	1,644	1,592	週5日
土居おやこ広場	延べ人数	7,869	5,119	3,553	5,135	6,407	週5日
ふわりん	延べ人数	4,635	2,451	1,943	2,766	2,323	週5日
にこにこルーム	延べ人数	10,951	5,037	3,865	4,449	6,063	週6日
合　計	延べ人数	41,372	21,509	15,343	22,399	25,950	

※ 各年度実績数

（3）妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診件数をみると、緩やかな減少傾向にあり、令和５（2023）年度は593件となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
受診件数	件	842	827	721	683	593
1人あたり検診回数	回	7.3	6.9	7.4	7.8	7.8
検診回数	回	6,111	5,741	5,311	5,353	4,628

※ 各年度実績数

（4）乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数は、近年、緩やかな減少で推移しており、令和５(2023)年度は 408 件となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問件数	件	504	565	511	470	408

※ 各年度実績数

（5）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問件数は、緩やかな増加傾向にあり、令和５（2023）年度は 189 件となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問件数	延べ件数	162	178	182	183	189
訪問世帯数	世帯	49	56	43	45	50

※ 各年度実績数

（6）ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は増加傾向にあり、令和５（2023）年度は 247 人となっていますが、利用者数は令和４（2022）年度以降、緩やかに減少傾向にあります。

		単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
会員数		人	184	205	225	243	247
	依頼会員	人	129	144	160	172	173
	援助会員	人	47	53	58	64	66
	両方会員	人	8	8	7	7	8
利用者数		延べ人数	1,970	1,729	2,324	2,244	1,975

※ 各年度実績数

（7）一時預かり事業

幼稚園や認定こども園における一時預かり事業については、１号認定の利用者数に比べ２号認定の利用者数が多くなっています。

【 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園） 】

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
1号利用	延べ人数	750	3,050	2,856	2,224	3,117
2号利用	延べ人数	24,250	10,510	9,842	21,387	19,913

※ 各年度実績数

一時的に家庭での保育が困難になった場合に預かる一時預かり事業については、利用者数は令和４（2022）年度以降、緩やかな減少傾向にあります。

【 一時預かり事業（上記以外） 】

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数	延べ人数	7,008	5,563	5,792	5,730	5,500

※ 各年度実績数

（8）延長保育事業

延長保育事業の利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和５（2023）年度は 956 人となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数	延べ人数	994	529	970	1,139	956
箇所数	箇所	4	3	3	4	4

※ 各年度実績数

（9）病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用者数をみると、近年は増加傾向にあり、令和５（2023）年度は 318 人となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数	延べ人数	241	33	128	172	318

※ 各年度実績数

(10) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用者数をみると、令和５（2023）年度は939人となっており、高学年による利用が増加しています。

		単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
箇所数		箇所	24	25	25	26	26
利用者数		人	725	879	921	803	939
	低学年	人	721	823	841	712	829
	高学年	人	4	56	80	91	110
低学年の人口		人	2,097	2,034	1,985	1,917	1,840
高学年の人口		人	2,264	2,214	2,126	2,082	2,016
需要率	低学年	%	34.4	40.5	42.4	37.1	45.1
	高学年	%	0.2	2.5	3.8	4.4	5.5

※ 各年度実績数

(11) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、令和５（2023）年度は市内５箇所で実施しています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
箇所数	箇所	4	3	5	4	5

(12) 児童センター

みしま児童センターの利用者数は、令和４（2022）年度以降、増加傾向にあり、令和５（2023）年度は19,026人となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
みしま児童センター	延べ人数	23,754	15,848	12,915	17,201	19,026

※ 各年度実績数

2　教育・保育の量の見込みと実績値

認定こども園、保育園、幼稚園の実績をみると、いずれも見込量を下回って推移しています。地域型保育について、０歳児は見込量を下回る実績で推移していますが、１～２歳児は令和６（2024）年度では、見込量をやや上回っています。

（単位：人）

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
人口		1,897		531	1,117	1,778		518	1,077
認定こども園、保育園、幼稚園	量の見込み①	1,055	1,298	91	634	1,055	1,298	91	634
	実績値②	698	1,169	70	562	668	1,092	70	554
	差(①－②)	357	129	21	72	387	206	21	80
地域型保育	量の見込み③	0	0	14	36	0	0	14	36
	実績値④	0	0	6	39	0	0	1	34
	差(③－④)	0	0	8	-3	0	0	13	2
実績値合計		698	1,169	76	601	668	1,092	71	588
需要率		36.8	61.6	14.3	53.8	37.6	61.4	13.7	54.6

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
人口		1,693		473	1,049	1,623		456	1,013
認定こども園、保育園、幼稚園	量の見込み①	1,055	1,298	91	634	1,055	1,298	91	634
	実績値②	623	1,050	84	525	588	1,009	67	549
	差(①－②)	432	248	7	109	467	289	24	85
地域型保育	量の見込み③	0	0	14	36	0	0	14	36
	実績値④	0	0	6	35	0	0	5	37
	差(③－④)	0	0	8	1	0	0	9	-1
実績値合計		623	1,050	90	560	588	1,009	72	586
需要率		36.8	62.0	19.0	53.4	36.2	62.2	15.8	57.8

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
人口		1,586		384	949
認定こども園、保育園、幼稚園	量の見込み①	1,004	1,295	97	638
	実績値②	544	1,016	53	528
	差(①－②)	460	279	44	110
地域型保育	量の見込み③	0	0	14	36
	実績値④	0	0	7	42
	差(③－④)	0	0	7	-6
実績値合計		544	1,016	60	570
需要率		34.3	64.1	15.6	60.1

第３章　本市における子育て支援の現状と課題

【１】第二期計画の主な取組の成果と今後の課題

第二期計画では「施策の体系」における４つの基本目標と 15 の推進施策に沿って事業を実施しました。

実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第二期計画における取組内容を点検し、基本施策ごとに今後の課題を整理しました。

【 第二期計画における施策の体系 】

基本目標	推進施策
【基本目標１】 地域で支える子ども子育て	１ 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実 ２ 地域における子育て支援サービスの充実 ３ 子育て支援ネットワークづくり ４ 相談支援機能の充実 ５ 特別の支援が必要な児童への取組の推進 ６ 仕事と子育ての両立支援 ７ 少子化対策としての婚活事業の推進
【基本目標２】 子育ての悩みや不安を解消する取組	１ 子どもや母親の健康の確保 ２ 命を大切にし思いやりのある子どもの育成 ３ 小児医療の充実
【基本目標３】 子どもと子育て世帯が安心して暮らせるための取組	１ 子育てを支援する生活環境の整備 ２ 子どもを犯罪被害や交通事故から守るための活動の推進
【基本目標４】 心豊かで逞しい成長を促す教育環境の整備	１ 「知育」「徳育」「体育」のバランスのとれた学校教育づくり ２ 「食育」の推進 ３ 家庭や地域の教育力の向上

基本目標１　地域で支える子ども子育て

（１）幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実

【取組の成果】

○ 低年齢児保育については、地域型保育の開園支援により、０～２歳児の利用定員を増員するなど、低年齢児の受け入れ環境の整備に努めました。
○ 延長保育事業については、市内４園で実施しており、一時預かり事業については、０歳児も含めて市内８園で実施しています。一時預かり事業は、施設に在籍していない低年齢児の利用が多くなっています。また、病児病後児保育事業については「エミリア」で継続して実施しており、利用状況は安定しています。
○ 幼稚園教育については、令和２(2020)年度から園児数が徐々に減少方向にありますが、少人数の良さを生かし、一人一人を大切にした特色ある教育を推進しました。
○ 園児の減少と施設の老朽化に伴い、令和３（2021）年度末に西保育園を廃園しました。
○ 出生後から１歳になるまでの乳児がいる保護者に紙おむつを無償で提供できるよう、子育て応援券を交付しました。

【今後の課題】

○ 低年齢児保育については、育児休業明けの職場復帰や就労するタイミングが低年齢児からの傾向にあるため、市全体で利用定員を見極めながら、定員の充足に向けた保育士の確保が必要です。
○ 延長保育事業については、２号認定児童をはじめ、今後も一定の利用が想定されることから、提供体制の充実を図る必要があります。
○ 一時預かり事業については「こども誰でも通園制度」との調整を図りながら、ニーズに応じたサービスの提供が実施できるよう、ニーズの把握に努める必要があります。
○ 幼稚園教育については、園児数の動向を見ながら、幼稚園教育の充実に努める必要があります。
○ 現在休園中の保育園、幼稚園施設の今後に関する具体的方針を定めるとともに、少子化に伴う園児数の減少と、施設の老朽化及び教育・保育のニーズを勘案した再編、整備を進める必要があります。
○ 紙おむつ支給事業について、利用者から意見等が出た、乳児の発育や体型による使用おむつサイズの拡大などを検討する必要があります。

（２）地域における子育て支援サービスの充実

【取組の成果】

○ 市内の６子育て支援拠点等との情報交換会や講師を招いての講習会を開催し、利用者のニーズに応えられる施設づくりに努めました。
○ 児童センターの事業内容の充実を図るとともに、三島公民館と共同で「こどもの祭典」を開催し、多くの市民の参加につなぎました。
○ 児童クラブについては、令和４（2022）年度から全ての学年を受け入れるとともに、事務所の統合により、クラブ運営の統一化を図りました。放課後子ども教室については、教室増設を推進し、令和６（2024）年度に市内全小中学生対象の教室も開講しました。
○ ファミリー・サポート・センターのスキルアップ研修会や交流会、ビデオによる基礎研修を開催し、提供会員、依頼会員の登録者数の増加に努めました。

【今後の課題】

○ 子育て支援拠点の利用者の増加に向けて、更なる周知と内容の充実が必要です。
○ コロナ禍を経て、新たな形でのイベントを検討、実施するとともに、児童の安心、安全な居場所としての充実を図る必要があります。
○ 児童クラブについては、待機児童を減らし、児童を安心、安全に受け入れられるよう、人員の確保に努める必要があります。また、人員の確保ができた後には、受け入れ時間の延長についても検討する必要があります。放課後子ども教室については、人手不足解消に向け、公民館と連携して開催方法等を工夫し、支援員の人材の確保に積極的に取り組む必要があります。
○ ファミリー・サポート・センターは、依頼会員に比べて提供会員の登録者数が下回っていることから、周知をはじめ更に会員数を増やすための取組が必要です。

（３）子育て支援ネットワークづくり

【取組の成果】

○ 愛媛県の「子育て支援員研修」をはじめ、県やひろば全協などの研修を案内して参加を促進しました。令和２（2020）年度から５（2023）年度までに６名が「子育て支援員研修」を修了し、うち４名が公立園で保育補助として就労しています。
○ 月１回程度「しこちゅ～・ほこほこネット定例会」を開催し、各支援団体と情報を交換し、更なる連携の強化や地域ぐるみで子どもを守り、育てていく「地域ぐるみの意識」の高揚を図りました。

【今後の課題】

○ 子育て支援の担い手や保育現場の人材の確保に向け、研修の情報を提供するとともに、積極的に参加できるよう体制を整える必要があります。
○ 「しこちゅ～・ほこほこネット」への新規加入者を増やすため、更なる周知が必要です。

（４）相談支援機能の充実

【取組の成果】

○ 市の広報紙やホームページを活用した、子育て総合相談窓口の周知や福祉、保健、教育分野等様々な機関と連携し、早期対応、支援体制の強化に努めました。
○ 「子育てフェスタ」については、コロナの影響により、令和２（2020）、３（2021）年はオンライン配信、４（2022）年は中止となりましたが、令和５（2023）年には５月に開催することができました。また「しこちゅ～・ほこほこネット」の各専門部会の活動の充実を図りました。
○ 従来の取組に加え、オンライン相談や子育て支援アプリの導入、妊娠８か月アンケートの開始と産後ケアの拡充等、きめ細かな支援体制に向けて取り組みました。

【今後の課題】

○ ソーシャルメディアの活用など、相談者が支援につながりやすい窓口の在り方や複雑化、専門化する相談内容に対応できるような体制や機関との連携が必要です。
○ 子育てフェスタは来場者の多い大規模イベントになるため、安全面等において十分な配慮が必要です。
○ 必要なときに適切な利用者支援に関する事業を利用してもらえるよう、子育て支援アプリ等を活用して更なる周知に努める必要があります。

（５）特別な支援が必要な児童への取組の推進

【取組の成果】

○ 児童虐待の未然防止、迅速、適切な対応を図るため、代表者会や実務者会、課内会を開催し、関係機関が情報共有や支援方法等について協議しました。また、必要に応じて、ケース検討会も実施し、緊急性のある課題に対応しました。
○ 子ども若者発達支援センターを拠点に、関係機関と連携しながら、発達上の支援を必要とする園児や児童への積極的な相談や療育に努め、適切な福祉サービスにつなぐなど、総合的に支援しました。
○ 支援が必要と認められる要保護児童、要支援児童、若年妊婦などの家庭へ、訪問支援員（ヘルパー）が訪問し、家事や育児、養育への支援、子育て等に関する悩みの傾聴等を行いました。

○ 「医療的ケア児」の支援に係る課題や対応策について「医療的ケア児支援体制検討会」を設置し、情報共有を図りました。
○ 各関係機関と連携し、教育支援委員会や合同巡回相談、研修会等を開催するとともに、新居浜特別支援学校みしま分校とも連携して、特別支援教育の充実を図りました。
○ ひとり親世帯については、ハローワークなどと連携して就職や各支援制度の情報を提供するとともに、ひとり親家庭自立支援給付金事業等を通じて、就労の安定や経済的支援の充実を図りました。コミュニケーションの支援が必要な外国人世帯については、必要に応じて市のＣＩＲ※や翻訳機などを活用しました。
○ 学校と関係機関の連携を強化するとともに「キトリ」の再開、「あおぞら」の新設を行い、教育支援センター４教室体制で不登校支援に努めました。令和６（2024）年度からは、中曽根小学校に心の教室相談員を配置しています。
○ 非行、いじめ対策については、啓発冊子の作成、配布等を通じて、広報や啓発に努めるとともに、補導委員会や学校、警察等と連携して補導活動の充実を図りました。
○ 養育困難家庭の把握に努めるとともに、専門員による支援や家事支援等を通じて、児童虐待防止の取組を強化しました。

※ 国際交流員（Coordinator for International Relations）

【今後の課題】

○ 複雑化、複合化する子どもと家庭を取り巻く問題の解決に向け、専門性の確保や重層的な他機関との連携等が必要です。
○ 要保護児童等については、支援事業者と連携し、必要な支援に適切につながるよう努めるとともに、支援の方法や守秘義務等の研修、救急救命講習や事故防止に関する講習を実施し、訪問支援員の訪問の内容及び質の向上を図る必要があります。
○ 子ども若者発達支援センターの専門職の確保や職員のスキルの向上を図り、各種事業が十分実施できる体制を整備する必要があります。
○ 新居浜特別支援学校みしま分校とより深く連携できるよう、連携の在り方について検討する必要があります。
○ ひとり親世帯や父子世帯でも利用できる各種支援制度等の広報活動や積極的な情報提供を図る必要があります。
○ 外国人世帯については、言語の弊害で支援が滞らないよう、特に英語以外の言語対応について検討する必要があります。
○ 不登校の児童・生徒が毎年増加しているため、心の教室相談員等が未配置の小学校への配置やハートなんでも相談員の配置、週当たりの勤務日数の増加について検討する必要があります。
○ 地域の行事の通常再開に合わせ、補導活動の充実を図る必要があります。また、各地区の一般選出の補導委員の高齢化に加え、教員やＰＴＡ選出の委員は１～２年程度で交代することから、委員の選出方法について検討する必要があります。
○ 養育支援訪問については、専門的相談支援が必要なケースが年々増加していため、関係機関が連携して対応する必要があります。

（6）仕事と子育ての両立支援

【取組の成果】

○ 男性の家事、育児への参加を促す冊子「イクカジ」を発行し、市内企業へ配布しました。

【今後の課題】

○ ワーク・ライフ・バランスの観点から、事業主や職場の理解が得られるよう、更なる啓発活動の推進が必要です。

（7）少子化対策としての婚活事業の推進

【取組の成果】

○ えひめ結婚支援センターと連携し、出会いの場を提供したほか、愛媛県のマッチングシステム（愛結び）を使用した特設会場や出会いの交流イベントを開催しました。

【今後の課題】

○ 出会いや結婚を希望する若者の不安や負担を軽減するため、市が婚活事業を支援するとともに、地域住民との協働により、時代や地域に沿った取組を図る必要があります。

基本目標２　子育ての悩みや不安を解消する取組

（１）子どもや母親の健康の確保

【取組の成果】

○ 乳児家庭全戸訪問事業のほか、３歳児健診時のスポットビジョンスクリーナ（乳幼児向けの視力検査機器）や子育て支援アプリを導入し、育児不安の解消に努めました。

○ 世界の言葉で「おはなし会」や季節のイベントに合わせた「おはなし会」など、乳幼児や幼児、小学生を対象に親子で参加できる「おはなし会」を開催しました。また、新しい参加者の開拓にも取り組みました。

○ 不妊治療費の助成が令和４（2022）年度で終了、令和６（2024）年度からは「しこちゅ～こうのとり応援事業」を開始し、体外受精や顕微授精、不育症の治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図りました。

○ 離乳食完了期から幼児食への移行期の食生活について啓発、指導するため、離乳食セミナーを開催するとともに、離乳食の試食を令和５（2023）年度から再開しました。

○ 妊娠期からの切れ目のない支援が行えるよう、産婦健診の一部公費負担、多胎妊婦の妊婦一般健診の一部公費負担回数拡大のほか、産後ケア事業の対象の拡大や妊娠８か月アンケートを実施しました。

【今後の課題】

○ 子育て支援アプリを活用するとともに、充実させていく必要があります。

○ 離乳食セミナーについては、出生数が年々減少しているため、参加者の推移を見ながら、運営についての評価や考察を行う必要があります。

○ 産後ケア事業について、利用者のアンケート等で事業内容の評価を行う必要があります。

（２）命を大切にし思いやりのある子どもの育成

【取組の成果】

○ 市内全中学１年生を対象に思春期教室を開催し、思春期の心身の変化や性感染症について正しい知識の普及、啓発に努めるとともに、妊婦体験やおむつ交換などの体験を行いました。令和５（2023）年度は見直しの年として休止しました。就学以降の児童については、学校保健等と連携し、予防接種勧奨のちらし配布等を通じて積極的な予防接種を呼び掛けるなど、感染症の予防対策に取り組みました。

○ 妊婦やそのパートナーを対象に、ママパパ学級で喫煙による赤ちゃんへの影響について講義しました。

【今後の課題】

○ インターネットやＳＮＳ等生徒を取り巻く環境が変化し、社会問題が多様化、複雑化していることから、市内の養護教諭等と連携し、思春期教室の内容について総合的に見直す必要があります。また、プレコンセプションケアの視点も踏まえた「包括的性教育」を学校教育と一体となって進めていく必要があります。
○ 思春期教室で行っていた喫煙や薬物についての正しい知識の普及、啓発については、喫煙や薬物に限らず、健康づくりという広い視点で啓発し、自分や相手の健康を守るための知識と手段を伝えていく必要があります。

（３）小児医療の充実

【取組の成果】

○ 子ども医療費助成制度の対象者を、出生から 18 歳到達後の最初の３月 31 日までの子どもに拡大しました。
○ 平日夜間の一次救急として、急患医療センターを年間 290 日程度開設し、新居浜市、西条市と共に広域輪番体制を行っている小児二次救急については、四国中央病院が年間 120 日程度担当しました。

【今後の課題】

○ 一時救急では当番医によって小児への対応ができないほか、小児科に限らず開業医が不足しているため、一時救急体制の維持に向けて取り組む必要があります。
○ 緊急時の小児救急電話相談（＃8000）の周知に努め、医療機関への適正な受診を促進する必要があります。

基本目標３　子どもと子育て世帯が安心して暮らせるための取組

（１）子育てを支援する生活環境の整備

【取組の成果】

○ 道路環境については、緑地帯と並行する歩道において、安全な歩行と景観の維持に取り組みました。

○ 公共施設の子育てバリアフリーについては、児童クラブの新築、改修を行う際にスロープの進入口などを設けました。また、子育て世代や低年齢児が参加する行事で、ベビーカーのスロープ等通路の確保や保育等の現場の声を集め、子どもの目線を意識した改善に努めました。

○ 公共施設の防犯、防災対策については、老朽化している外壁などの改修や地震時に内部家具が転倒しないよう、転倒防止の措置を進めました。

【今後の課題】

○ 道路環境については、雑草や樹木の成長が以前より早くなったため、対応を工夫した維持、管理が必要です。

○ 公共施設については、老朽化している建物の建て替え、改修などを検討する必要があります。

（２）子どもを犯罪被害や交通事故から守るための活動の推進

【取組の成果】

○ 宇摩交通安全協会の協力により、市内の保育園、幼稚園で交通安全教室、小・中学校で学齢に応じた歩行者教室や自転車教室、公園、ＤＶＤ視聴等を開催しました。

○ 「地域安全マップ」の取組を、ほかの小・中学校にも広げていくとともに、学校や保護者、関係機関と協力し、通学路の危険箇所を点検しました。

○ 不審者について、幼稚園、保育園、学校関係や公民館等に情報を配信するとともに、市のホームページや携帯サイトのメールを通して情報を提供し、市民への周知、注意喚起に努めました。

○ 「子どもを守るいえ」事業や「子ども見守りパトロール」事業を通じて、子どもが自然な形で見守られている社会の再構築と市民の防犯意識の向上に努めました。

【今後の課題】

○ 交通安全教室で学んだことを日常の保育に生かし、指導の徹底を図る必要があります。

○ 市民からの情報をより広範囲にキャッチできるよう、ネットワークを拡大するとともに、多くの市民が情報を共有できるような体制を推進する必要があります。

基本目標４　心豊かで逞しい成長を促す教育環境の整備

（１）「知育」「徳育」「体育」のバランスのとれた学校教育づくり

【取組の成果】

○ ＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用した「視覚化、焦点化、共有化」による授業のユニバーサル・デザイン化を進めました。また、各種学力調査等の結果分析から、成果と課題をまとめ、更なる学力の向上に向けた取組につなぐとともに、保護者への啓発にも努めました。

○ 心の教育については「考える道徳」「議論する道徳」へ転換するための研修、人権、同和教育を推進しました。

○ 学校保健事業については、各校の保健主事や養護教諭、栄養教諭による健康教育合同研修会、学校保健研究会（授業研究）を実施したほか、学校保健講演会を開催し、児童・生徒への適切な保健指導につなぐよう努めました。

○ 読書活動については、各校での朝の読書タイムやボランティアによる読み聞かせの実施、図書委員を中心とした読書スタンプラリーや多読賞の取組を進めるとともに、電子図書や「みきゃん通帳」など、ＩＣＴを活用した読書活動を推進しました。

○ 各小・中学校で登下校時の見守り活動や読み聞かせ活動等、特色ある活動を進めるとともに、学校運営協議会、コミュニティ・スクール研修会を開催しました。

○ 学校、家庭、地域社会が連携して取り組む教育を推進するため、地域や保護者の行事への参加や学校ボランティア、学習支援等への参加を通じて、開かれた学校づくりに取り組みました。また、学校評価を有効に活用し、学校経営に生かしました。

○ 要望のあった幼稚園や小・中学校に教育委員会から講師を派遣し、子育てに関する講演を開催するとともに、教育関係諸機関との連携の強化に努めました。

○ 防災意識を高めるために、市内公立保育園や各小・中学校で毎月１回「地震」「火災」「不審者」を想定した防災訓練や避難訓練等を実施しました。

【今後の課題】

○ 更なる学力向上につなげるため、アナログとデジタルのベストミックスによる授業の改善、楽しい授業づくりの推進に取り組む必要があります、

○ 読書に親しむ習慣づくりを進めるため、電子図書館の蔵書を拡大する必要があります。

○ 学校、家庭、地域が協力し、充実した教育、学習活動にしていくため、横のつながりの更なる強化が必要です。

○ 様々な状況を想定した訓練に取り組むとともに、教職員が防災に対する知識を身に付け、意識を高める必要があります。

（２）「食育」の推進

【取組の成果】

○ コロナ禍で中止から廃止となった「親子料理教室」に代わり、家庭に給食レシピの配布、動画配信等を実施し、食育の啓発に努めました。また、令和５（2023）年度から「交流給食会」を再開し、給食に関わる人の思いや地産地消への理解を深める食育を推進しました。

○ 生きた食農教育として、市内の小学生と保護者を対象に、田植え体験会や収穫＆おにぎりパーティーを開催し、地域における「食」と「農」の再生と定着の推進に取り組みました。

○ コロナ禍で一時事業が中止しましたが、各公民館でうどん教室やおやつ作り等の料理教室のほか、食育に関する講演会や研修会を開催しました。

【今後の課題】

○ 食に関する情報の発信や食育推進が限定的であるため、啓発方法の工夫が必要です。「交流給食会」については、農作物の生産者の参加が少なかったため、関係機関と連携しながら地産地消への理解を深める必要があります。

○ 田植え体験会や収穫＆おにぎりパーティーについては、二次元コードでの参加申し込み、熱中症や食中毒対策等、デジタル化や猛暑等社会の変化に合わせた対応等が必要です。

○ 食育に関する講座については、地域によって開催の偏りがあるため、横のつながりで情報を共有し、より多くの地域で開催できるよう働き掛ける必要があります。

（３）家庭や地域の教育力の向上

【取組の成果】

○ 入学説明会や参観日に合わせて、家庭教育支援チームが各幼稚園、保育園、小学校に出向き、子育て講座や懇談会を開催していましたが、令和４（2022）年度末に、チーム員の高齢化による負担増のため、チームが解散し、令和５（2023）年度から休止されています。

○ コロナ禍で一時事業の中止や縮小がありましたが、公民館や関連団体が共同で、どんど焼きやしめ縄づくり、昔遊び交流会等、地域の伝統行事に触れる機会を作りました。地域によっては、小学校の運動会に合わせて地域住民参加の大運動会を行いました。

○ 社会教育施設のうち、コロナ禍のため日帰り利用だった新宮少年自然の家は、令和５（2023）年度から宿泊利用を再開し、市内の小学校、幼稚園が利用しています。また、図書館や歴史考古博物館、暁雨館（ぎょううかん）では、子ども向けの様々なイベントを開催し、交流を図りました。

【今後の課題】

○ 伝統行事に触れる機会や多世代間の交流については、地域によって差があるため、横のつながりを大切にした情報交換が必要です。
○ 新宮少年自然の家については、施設の老朽化により、将来廃止の方向にあるため、代替施設、代替事業について検討するとともに、職員や調理員の人材の確保に向け、広く周知を図る必要があります。
○ 子育ての拠点となるよう、施設ごとの取組だけでなく、保育園や公民館等ほかの社会教育施設と連携を図る必要があります。

第二期計画期間における新規事業の取組について

【取組の成果】

○ 子どもと家庭の食生活支援については、子ども食堂等支援事業費補助金のほか、こどもと家庭の食支援ネットワーク（子ども食堂運営団体やフードパントリー、妊産婦支援団体、ＮＰＯ法人が参加）を設立して取り組みました。また、社会福祉協議会、飲料メーカーと子育て連携協定を締結し、売り上げの一部が子ども食堂に寄付される子ども食堂応援自販機の設置の推進に取り組みました。
○ 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため「こども誰でも通園制度」創設の検討を進めています。

【今後の課題】

○ 更なる貧困対策、子育て支援として、子ども食堂や子ども食堂応援自販機の拡充、民間団体と連携したフードドライブなどの資源循環や休耕地を活用した食育、食材確保など、様々な事業に取り組む必要があります。
○ 令和８（2026）年度からの「こども誰でも通園制度」事業実施に向け、必要量の推計や施設整備、保育士の配置等の検討を進める必要があります。

【２】アンケート調査結果の概要

［１］就学前児童保護者・小学生保護者調査より

１　保護者の就労状況について

○ 就学前児童、小学生共に母親の３～４割がパートタイム等で就労しています。パートタイムで就労している人の半数近くが、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。また、現在働いていない母親の約半数が早期の就労を希望しています。

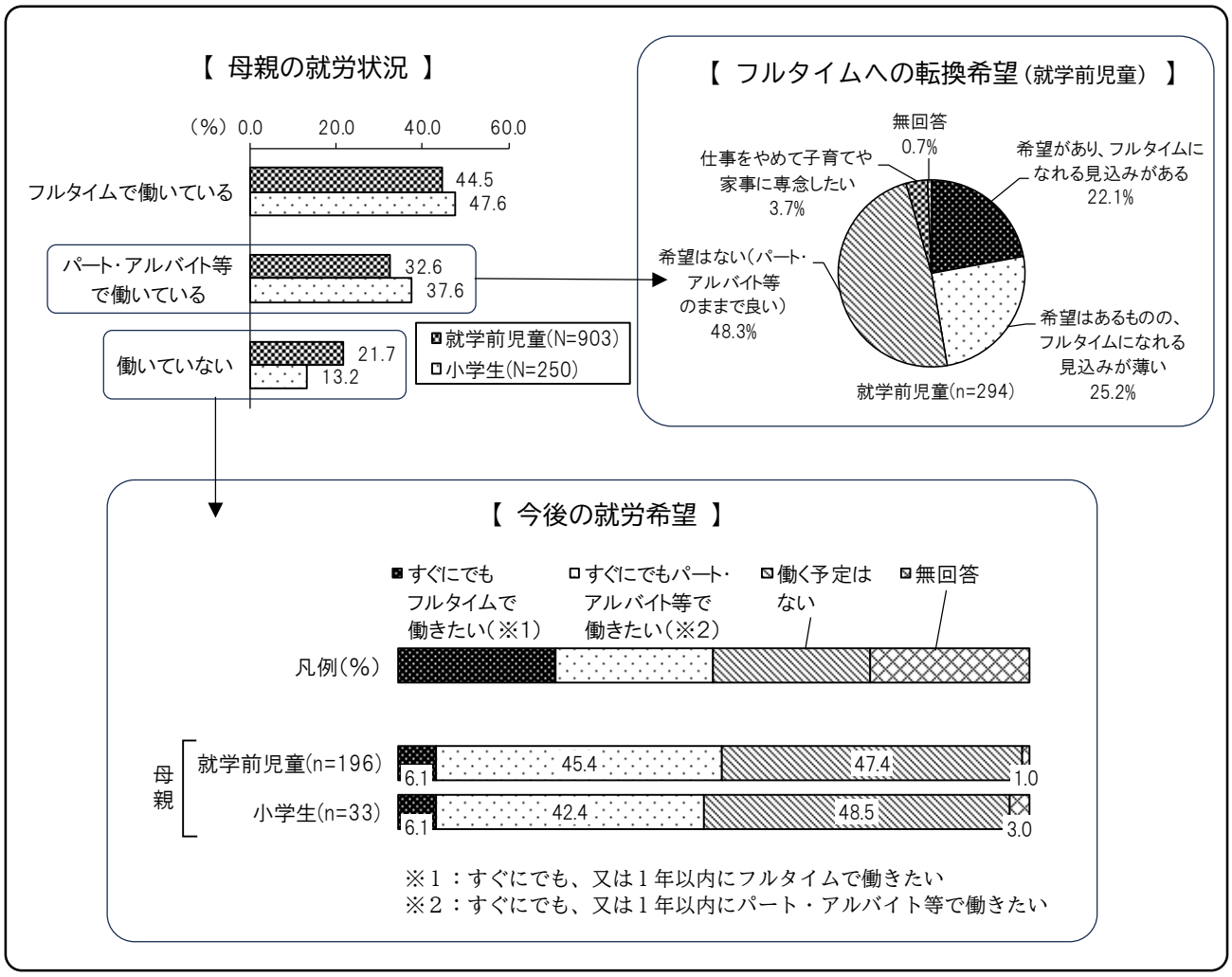

2　施設やサービスの利用状況と利用希望について

（1）利用状況

○ 7割以上の子どもが保育所をはじめ、認定こども園などの施設やサービスを利用しています。そのうち保育所は0歳児、認定こども園は3歳以上での利用が多くみられます。

【 施設やサービスの利用状況について 】

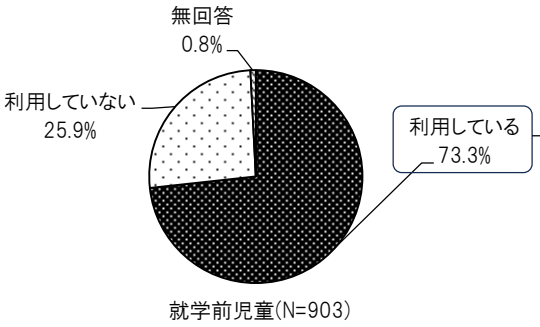

【 利用している施設やサービス 】

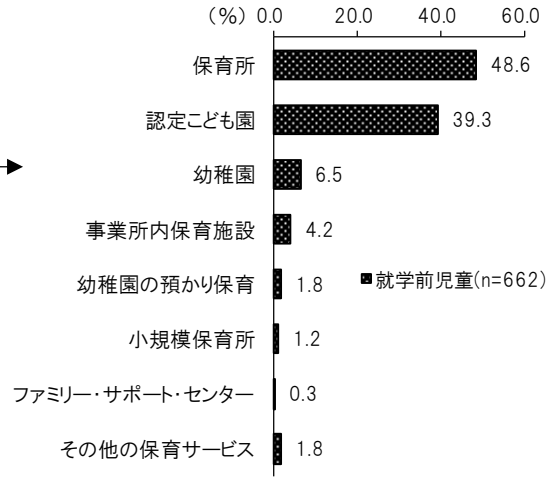

【 年齢別利用施設の状況 】

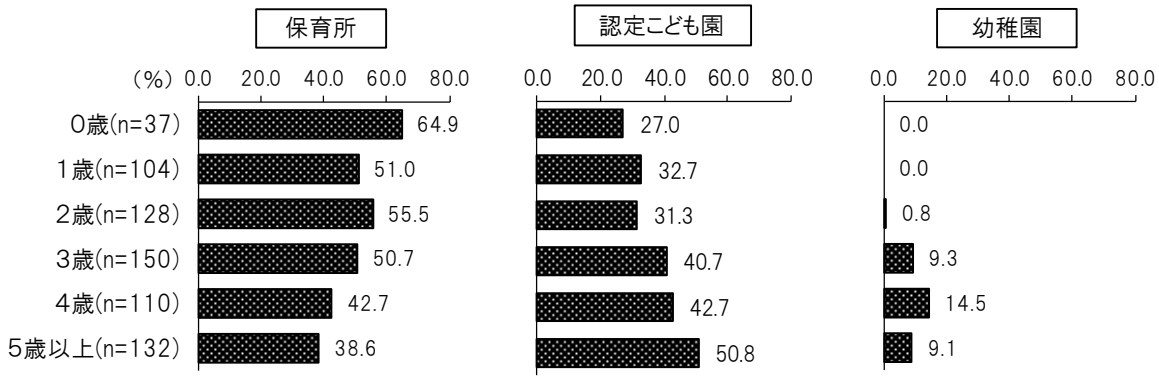

（2）今後の利用希望

○ 施設やサービスの平日の利用希望については「認定こども園」が４割以上と最もニーズが高く、次いで「保育所」「幼稚園」などの順となっています。

【 今後の施設やサービスの利用希望 】

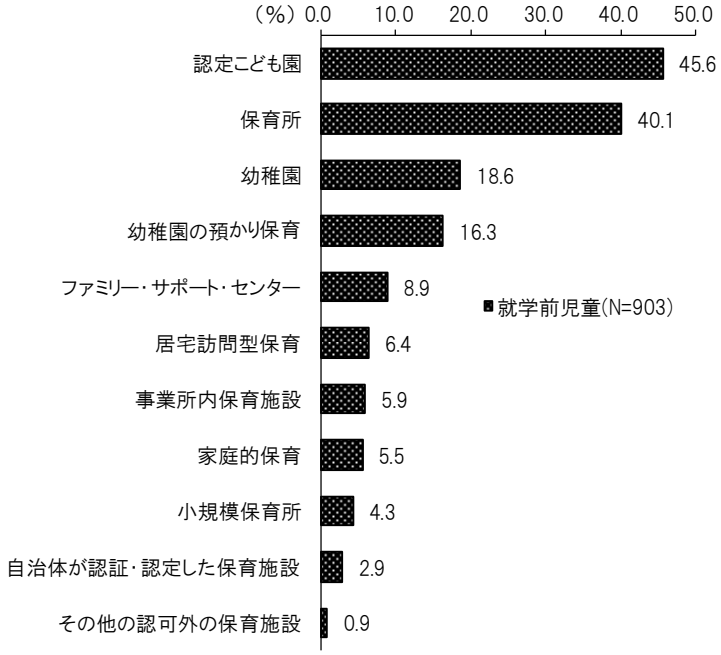

○ 「保育所」は０歳児を中心とする低年齢児のニーズが高くなっています。また、現在、家事専業の約半数が認定こども園の利用を希望しており、今後の就労を見据えたニーズがうかがえます。

【 子どもの年齢別・就労形態別利用希望 】

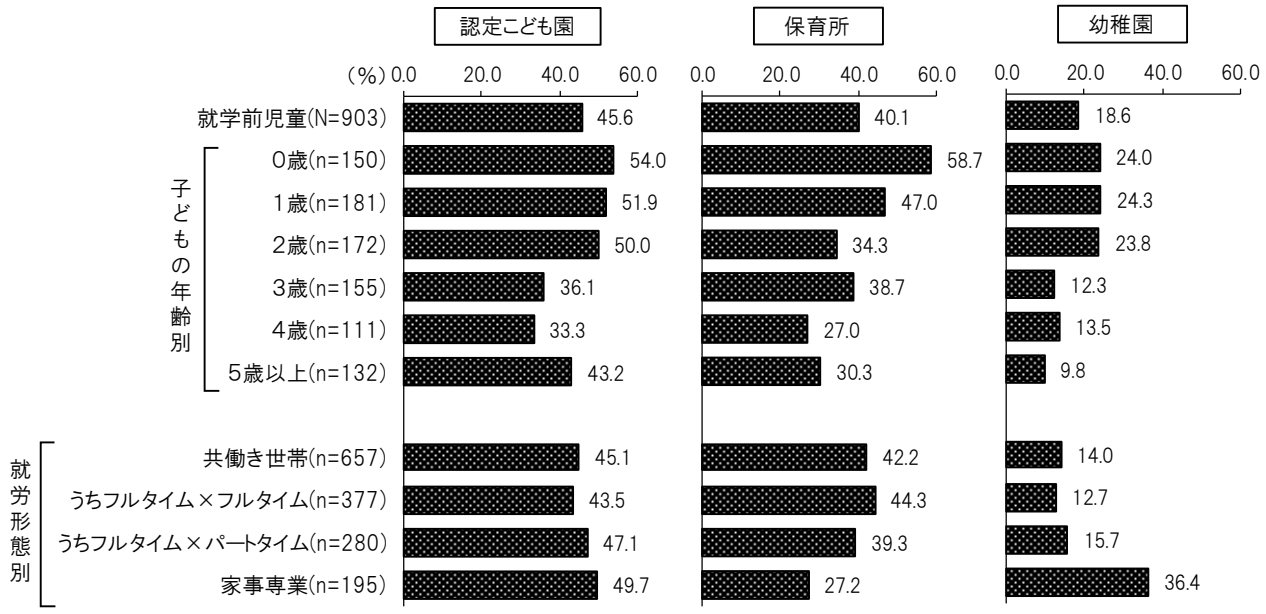

3　各種教育・保育サービスのニーズについて

（1）土日等の利用希望

○ 教育・保育施設について、土曜日の毎週利用希望者は 8.3%、日曜日・祝日については 0.8%と少ない状況です。一方、夏休み等の長期休暇中については、現在教育・保育施設を利用している人の 30.2%が利用を希望しています。

【 土・日・祝日等の利用希望 】

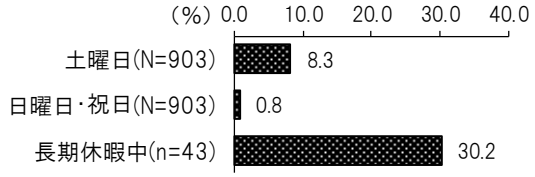

注１：土曜日、日曜日・祝日は「ほぼ毎週利用したい」、長期休暇中は「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」の割合
注２：長期休暇中は、現在、幼稚園を利用している人を母数としている。

（2）病児・病後児のための保育施設等の利用希望

○ 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童で約３割、小学生で１割未満となっており、特に０～２歳児のニーズの高さが目立っています。

【 病児・病後児のための保育施設等の利用希望 】

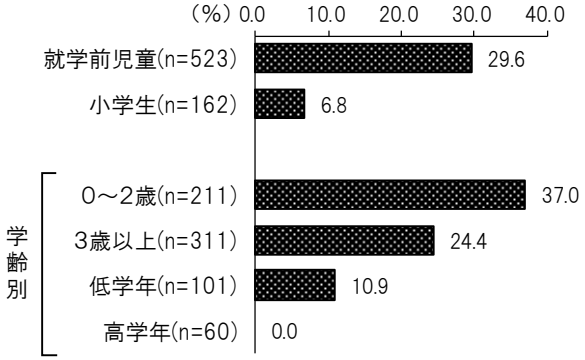

（3）一時預かり事業等の利用希望

○ 一時預かり事業については、半数のニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。

【 一時預かり事業の利用希望 】

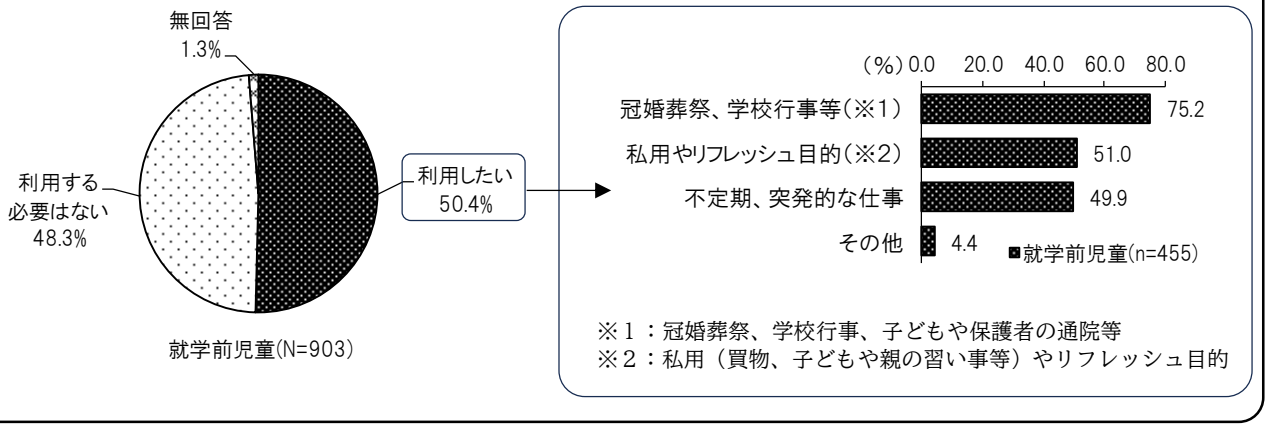

※１：冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等
※２：私用（買物、子どもや親の習い事等）やリフレッシュ目的

○ 宿泊を伴う預かりの利用希望については、就学前児童で 16.8%、小学生で 10.4%と、いずれもニーズは２割未満となっています。

【 宿泊を伴う預かりの利用希望 】

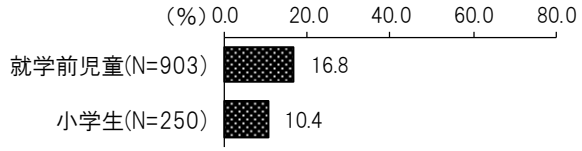

（４）子育て支援センターの利用希望

○ 子育て支援センターを現在利用している人は０歳～１歳児に多く、今後の利用希望も同年代が多くなっています。また、現在利用している人の９割以上が利用希望を示しており、リピーターが多いことが分かります。

【 子育て支援センターについて 】

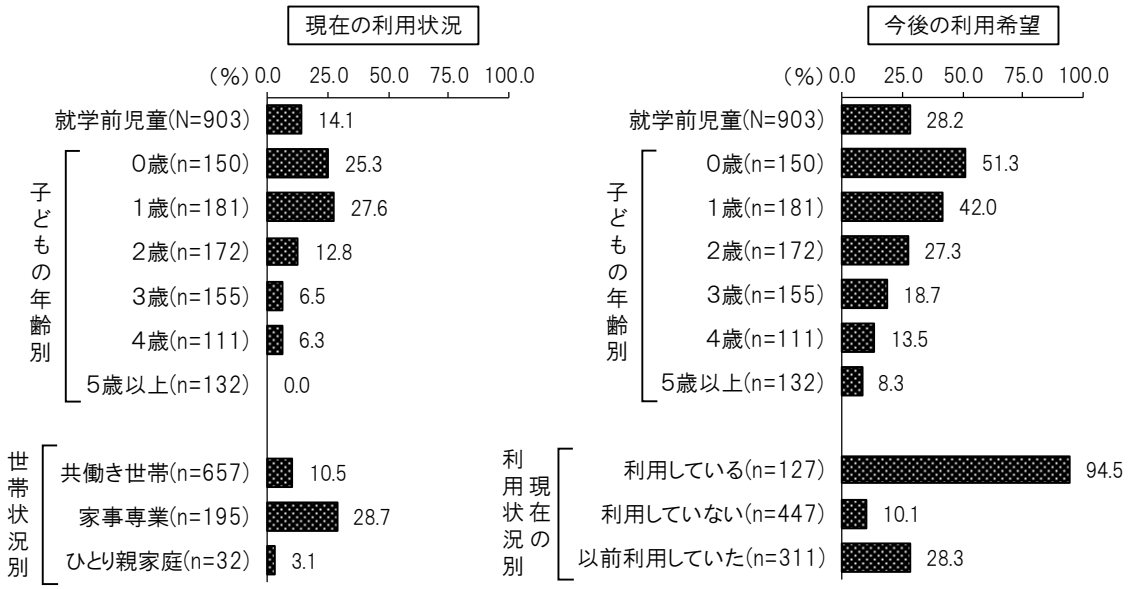

4　放課後児童クラブのニーズについて

○ 放課後児童クラブの利用者は、１～３年生で３割以上であり、学年が上がるほど利用者が減少しています。

○ 今後の利用希望については、４割と現在の利用割合を上回っており、特に１～３年生でニーズが高くなっています。また、利用したい学年は６年生までが最も多いことが特徴です。

【 放課後児童クラブについて 】

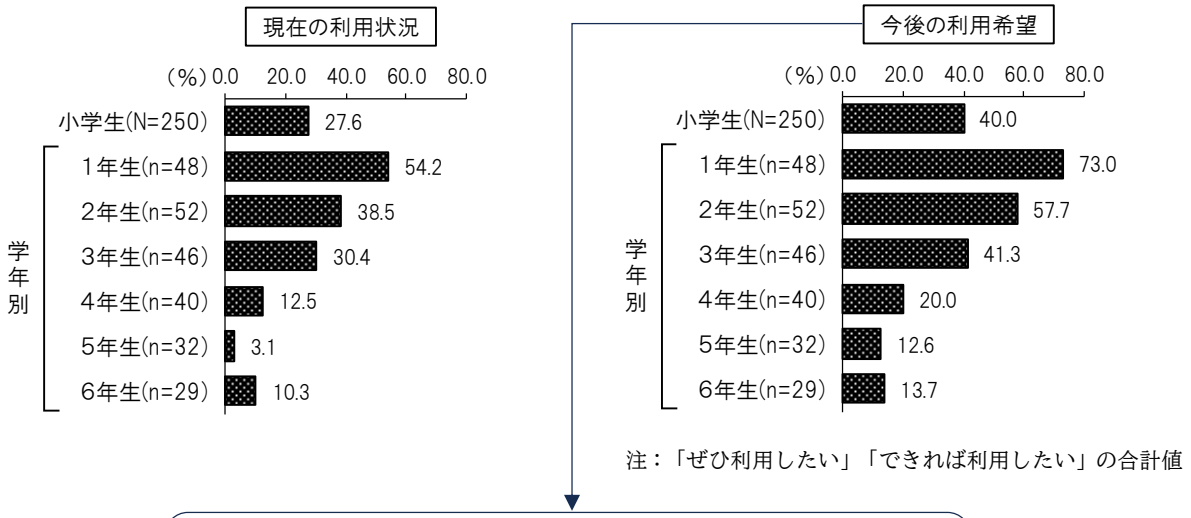

注：「ぜひ利用したい」「できれば利用したい」の合計値

【 利用したい学年 】

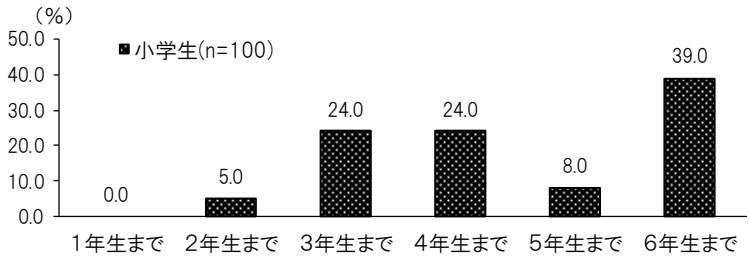

5　育児休業の取得状況について

○ 母親の育児休業取得率は約６割（59.2%）を占めていますが、父親は 17.5%と低い状況です。父親が育児休業を取得しなかった理由は「仕事が忙しかったから」を筆頭に「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」「収入減となり、経済的に苦しくなるから」など、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。

【 育児休業の取得状況 】

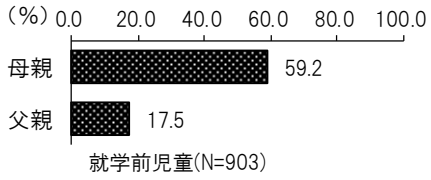

【 育児休業を取得しなかった理由 】

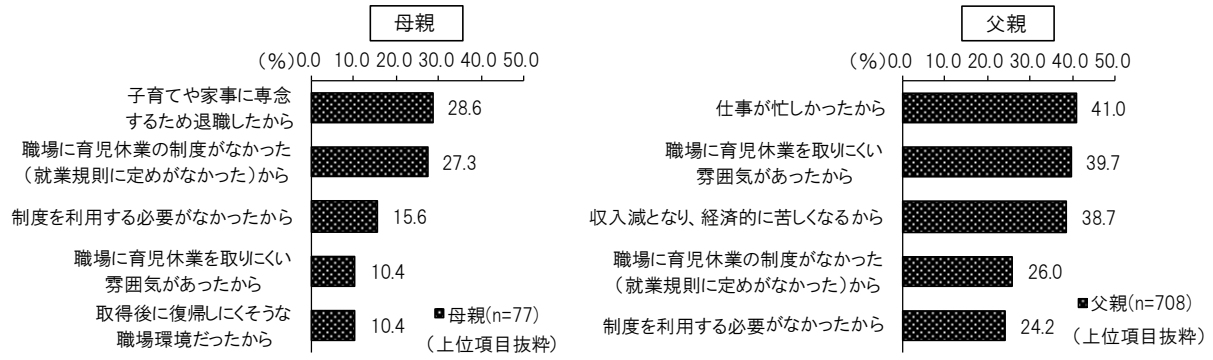

6　妊娠期からの母子保健事業について

（１）母子保健事業の利用状況

○ 母子保健事業の利用は「乳児健診」をはじめ「妊婦一般健康診査」「こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）」「１歳６か月児、３歳児歯科健診」が６割以上と多くみられます。

【 母子保健事業の利用状況 】

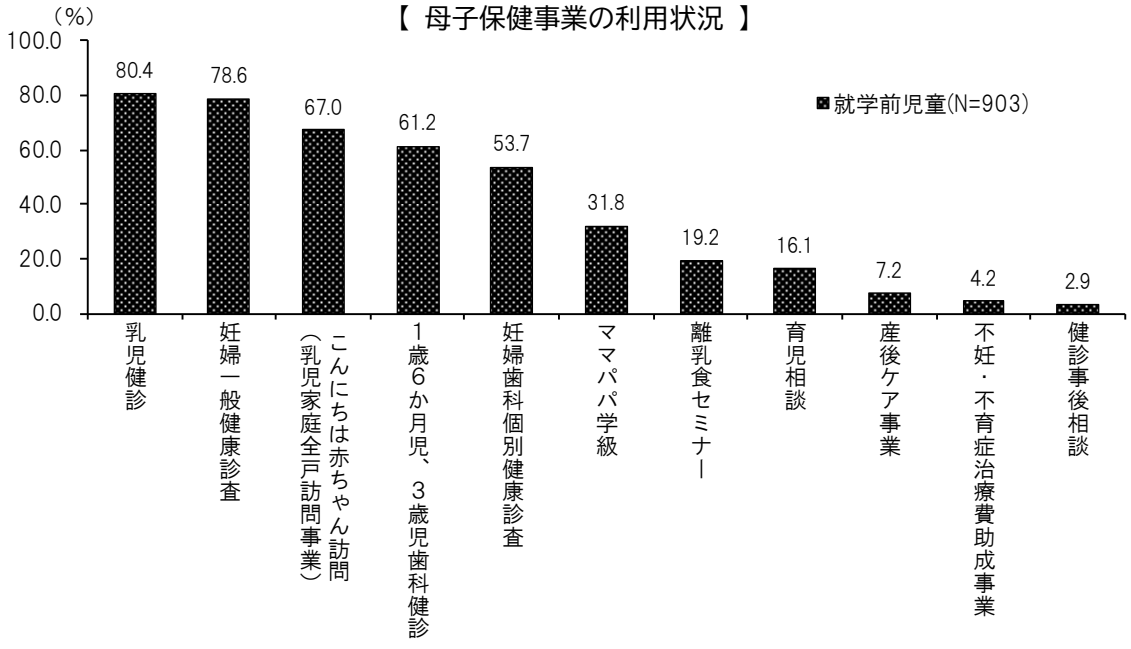

（2）市が力を入れるべき母子保健事業について

○ 市が力を入れるべき母子保健事業については「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」が最も多く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービスの整備」「父親（パートナー）の育児への参加を促す取組」などが求められています。

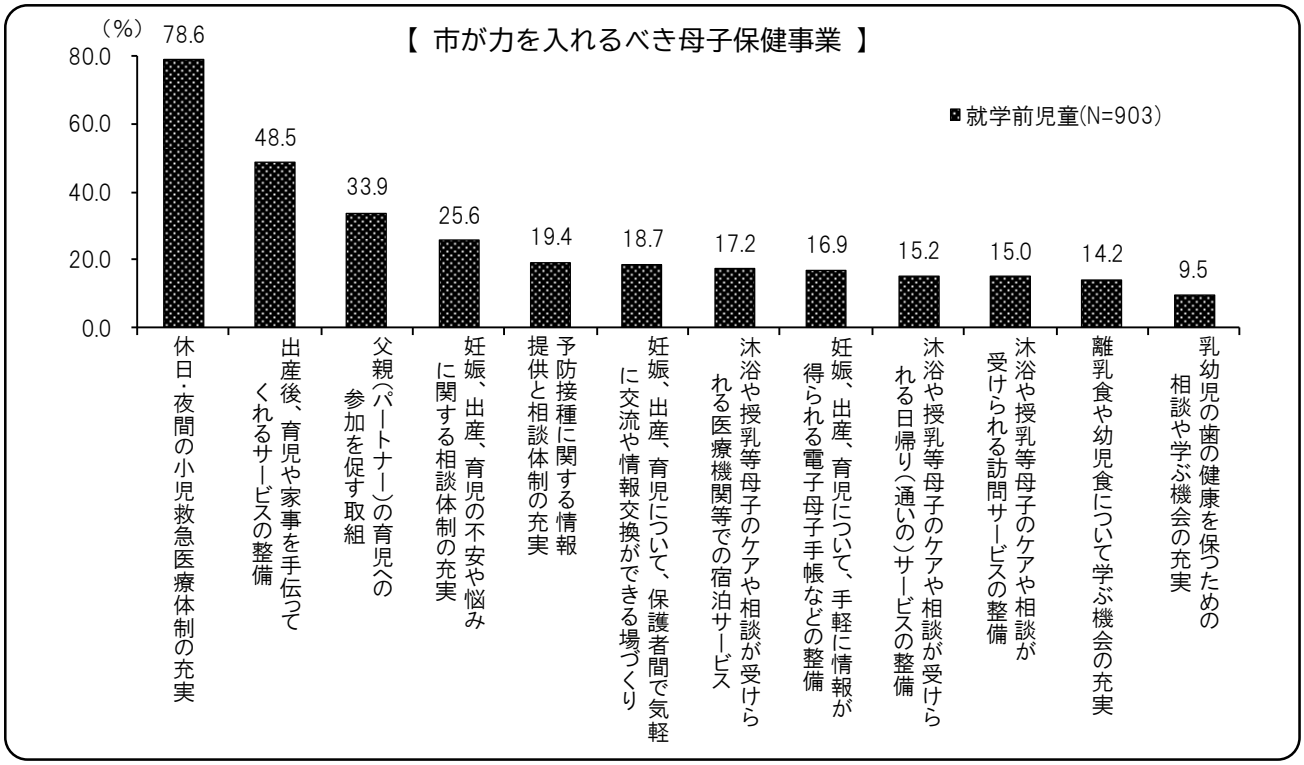

7　子育て支援施策について

（1）子育てに関する悩みなどについて

○ 就学前児童保護者では、育児の方法（しつけなど）をはじめ、経済的な不安、子どもの発達や発育、食事や栄養などが、悩みとして上位に回答されています。小学生保護者では就学前児童に比べて、特に子どもの教育や友だち付き合い（いじめ等）に関する悩みが多くみられます。

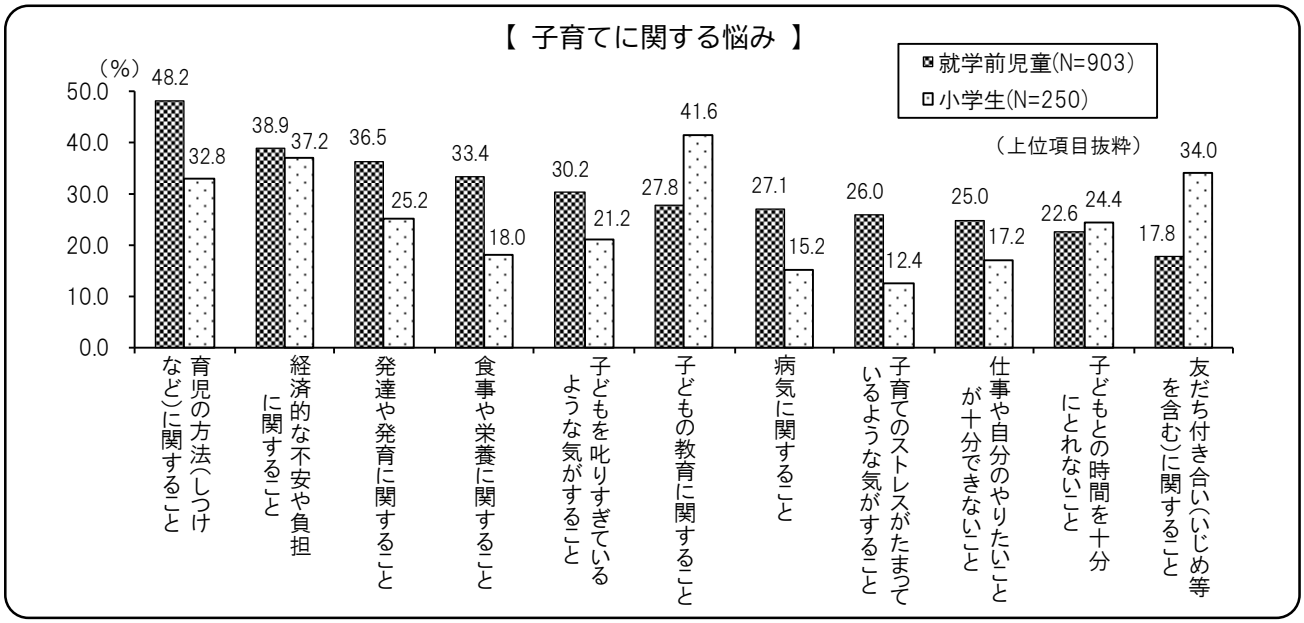

（2）子育てに関する不安や負担感について

○ 就学前児童、小学生保護者共に半数以上が、子育てに不安や負担を感じると回答しています。

【 子育てに関する不安や負担感 】

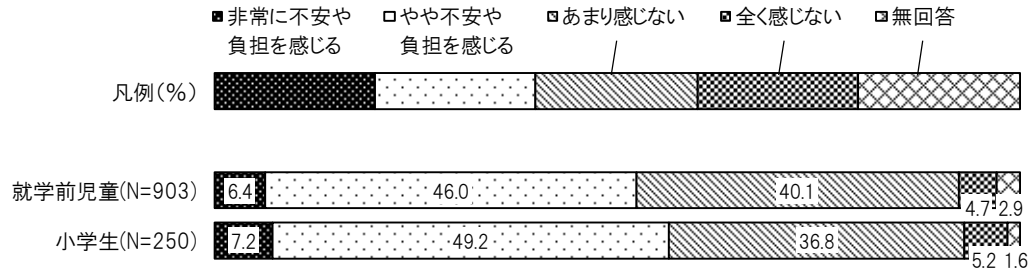

（3）孤立感について

○ 就学前児童、小学生保護者共に、２～３割が孤立を感じています。特に子育てに不安を感じる人や近所付き合いが薄い人ほど孤立を感じる割合が高くなっています。

【 孤立感 】

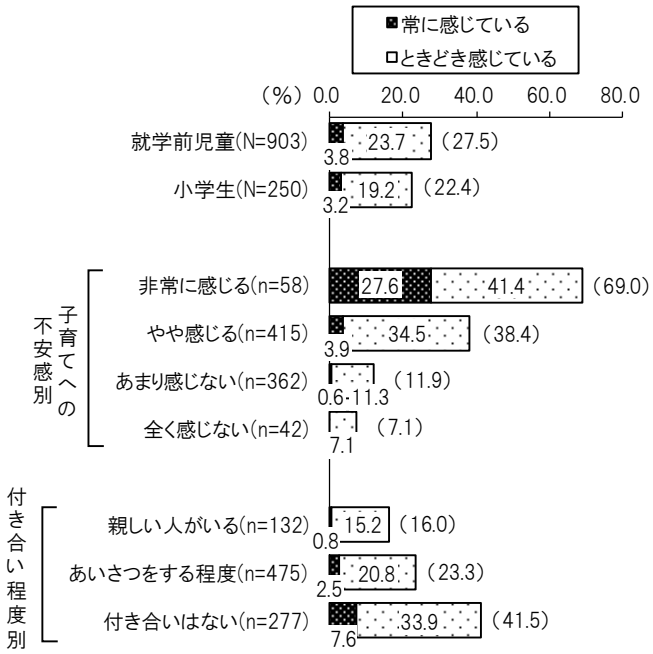

注１：（ ）内数値は合計値
注２：「子育てへの不安感別」「付き合い程度別」は就学前児童

（4）子育てのしやすさについて

○ 四国中央市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童、小学生保護者共に７割近くとなっており、特に地域社会から支援意識を感じている人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。

【 子育てのしやすさ 】

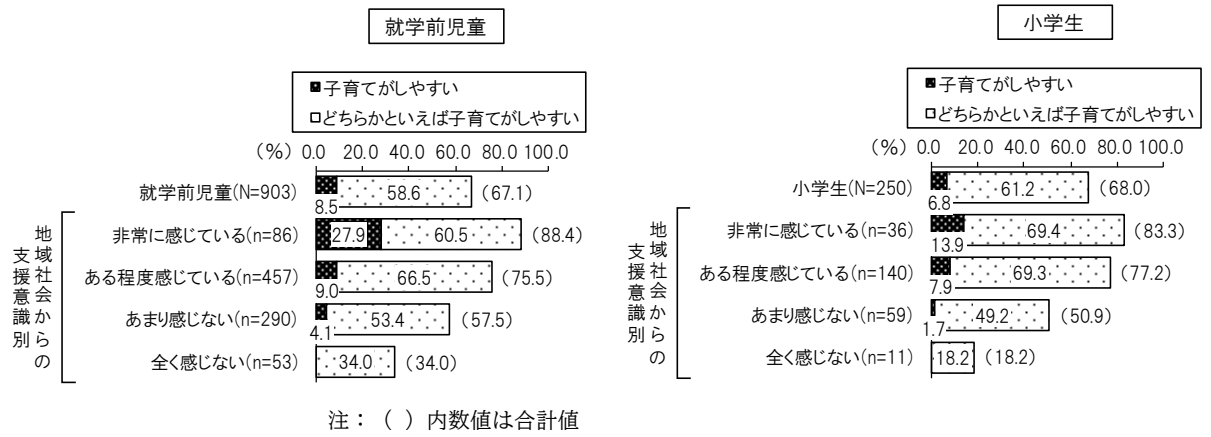

注：（ ）内数値は合計値

○ これからも四国中央市に住み続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に４割以上となっており、子育てしやすいまちだと感じる人ほど四国中央市に住み続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。

【 「四国中央市に住み続けたい」人の割合 】

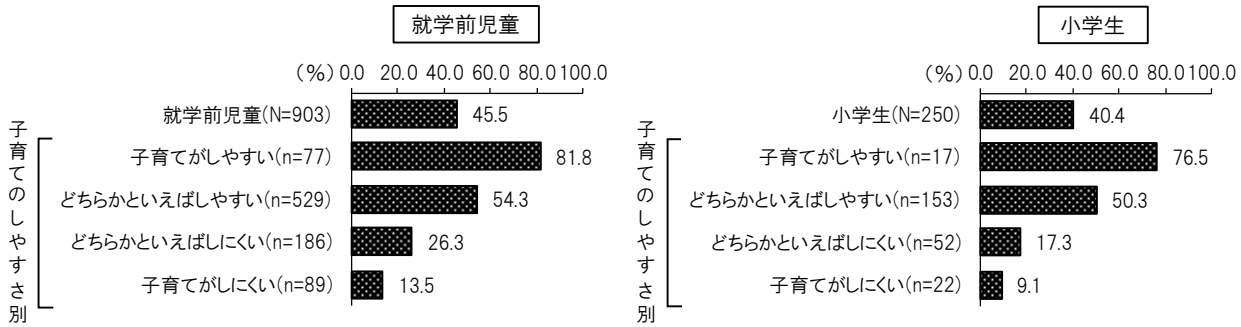

○ 小学生保護者の７割が地域の人や社会に支えられていると感じており、就学前児童保護者の割合を上回っています。

【 地域の人や社会からの支援意識 】

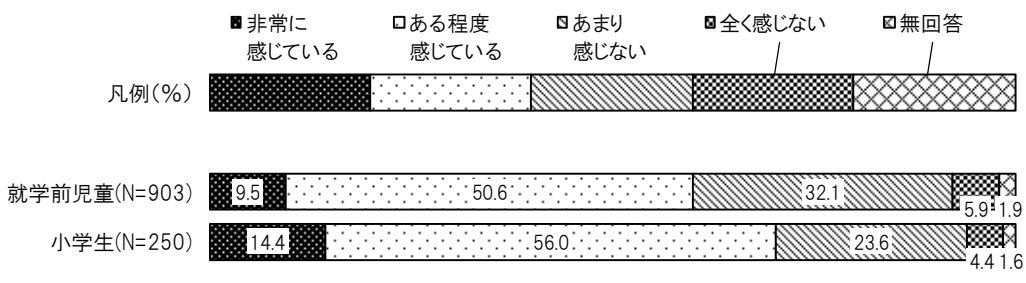

○ 子育てと介護を同時に行うダブルケアの状況は、1割未満となっています。そのうち、小学生では6割以上が母親と回答しており、就学前児童の母親の割合を大きく上回っています。

【 ダブルケアの状況 】

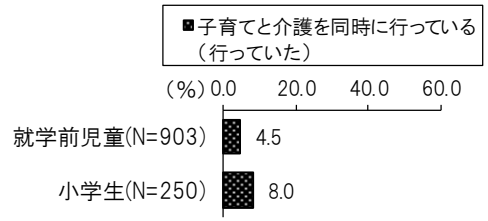

【 ダブルケアを行っている人 】

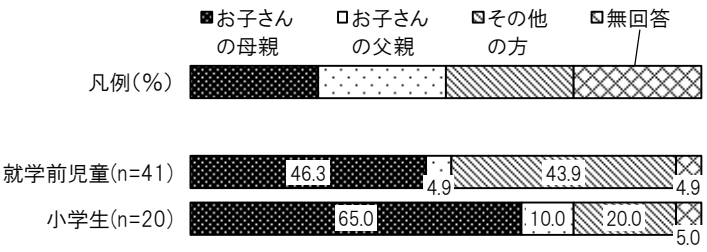

○ 子育てしやすいまちにするために必要な支援として、就学前児童、小学生保護者共に、「親子でも出かけやすく楽しめる場所」「経済的支援」が上位に回答されています。

【 子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援 】

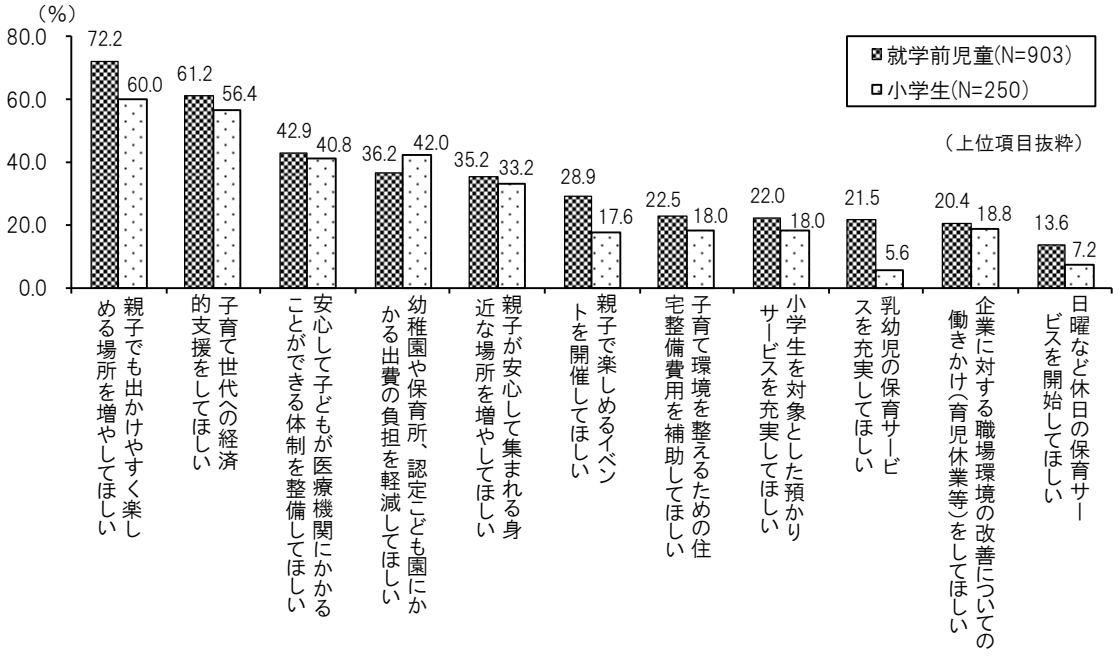

注：「幼稚園や保育所、認定こども園にかかる出費の負担を軽減してほしい」の選択肢は、小学生では「小学校にかかる出費の負担を軽減してほしい」となっている。

［２－１］子どもの生活実態に関する調査（保護者）より

○ 世帯全体の年間収入については、小学生保護者、中学生保護者共に「500～700 万円未満」の割合が高く「500～800 万円未満」で、全体の約４割を占めています。

【 世帯の年間収入 】

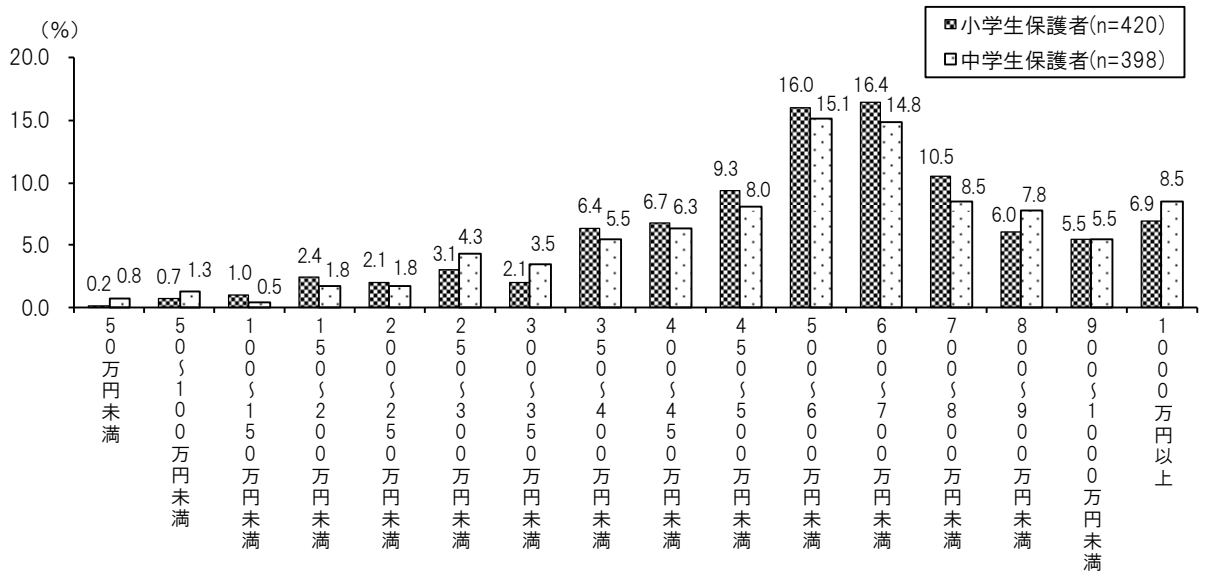

○ 所得階層別では「所得階層Ⅰ（低所得）」に該当する小学生保護者は 8.8%、中学生では 8.1%みられました。

【 所得階層 】

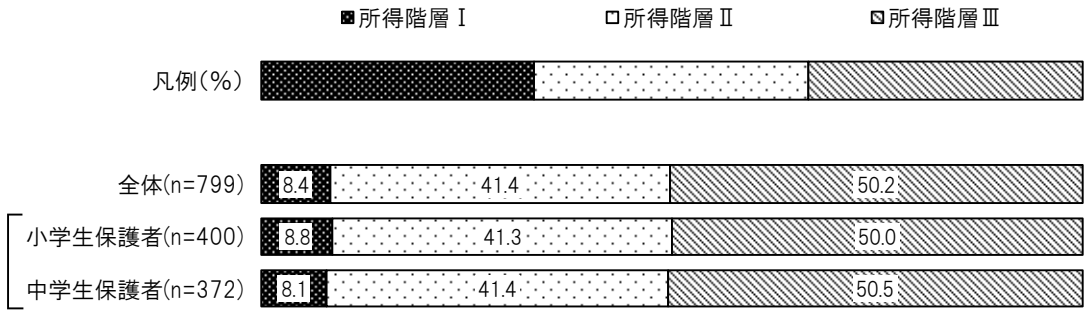

【 所得階層について 】
① 年間収入に関する質問において、回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。（例えば「50～100 万円未満」であれば 75 万円）
② 上記の値を、同居家族の人数の平方根をとった値で除す。
③ 上記①②の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その２分の１未満であるか否かで所得階層を分類する。
・所得階層Ⅰ：中央値の２分の１未満
・所得階層Ⅱ：中央値の２分の１以上かつ中央値未満
・所得階層Ⅲ：中央値以上

○ 現在の生活の経済的ゆとりについては、所得階層Ⅰで「大変苦しい」が他の階層を大きく上回っています。

○ 近所の人との付き合い程度をみると、４人に１人が「困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答していますが、所得階層が低いほど「ほとんど近所付き合いはない」が多くみられます。

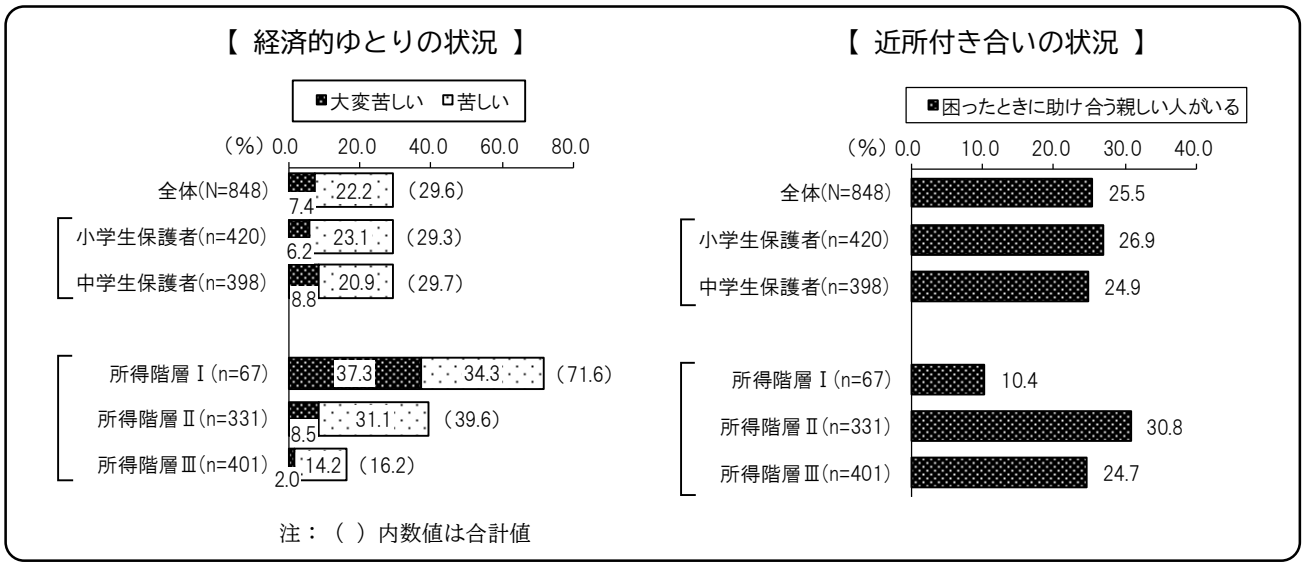

○ 子どもの進学先については、所得階層が低いほど「高校まで」の割合が高く、所得階層が高いほど「大学又はそれ以上」の割合が高くなっています。また、保護者の最終学歴別では、共に中高卒では「高校まで」、共に大卒以上で「大学又はそれ以上」がそれぞれ他の層に比べて多く、相関性がうかがえます。

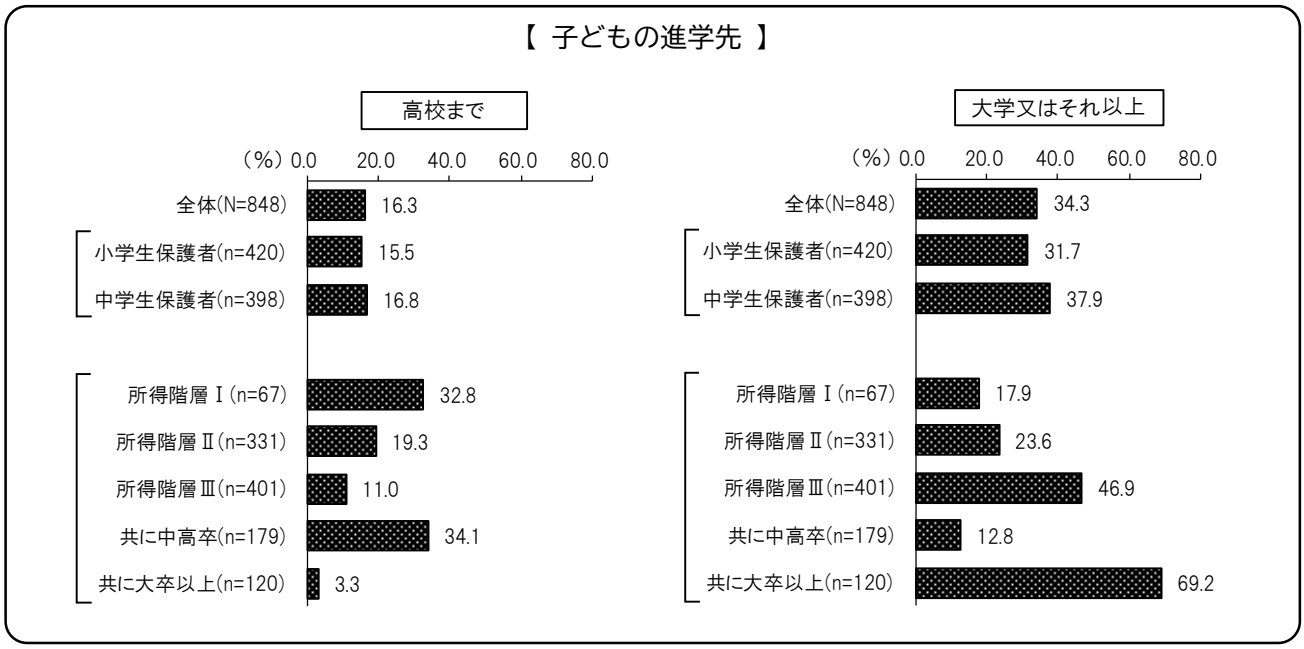

○ 子どもに関する悩みは「日常の勉強、進学や受験など子どもの教育に関すること」を筆頭に「友達付き合い（いじめ等を含む）に関すること」「教育費など経済的な不安や負担に関すること」などが続きます。また、所得階層Ⅰで「教育費など経済的な不安や負担に関すること」が他の階層を大きく上回っています。

【 子どもに関する悩み 】

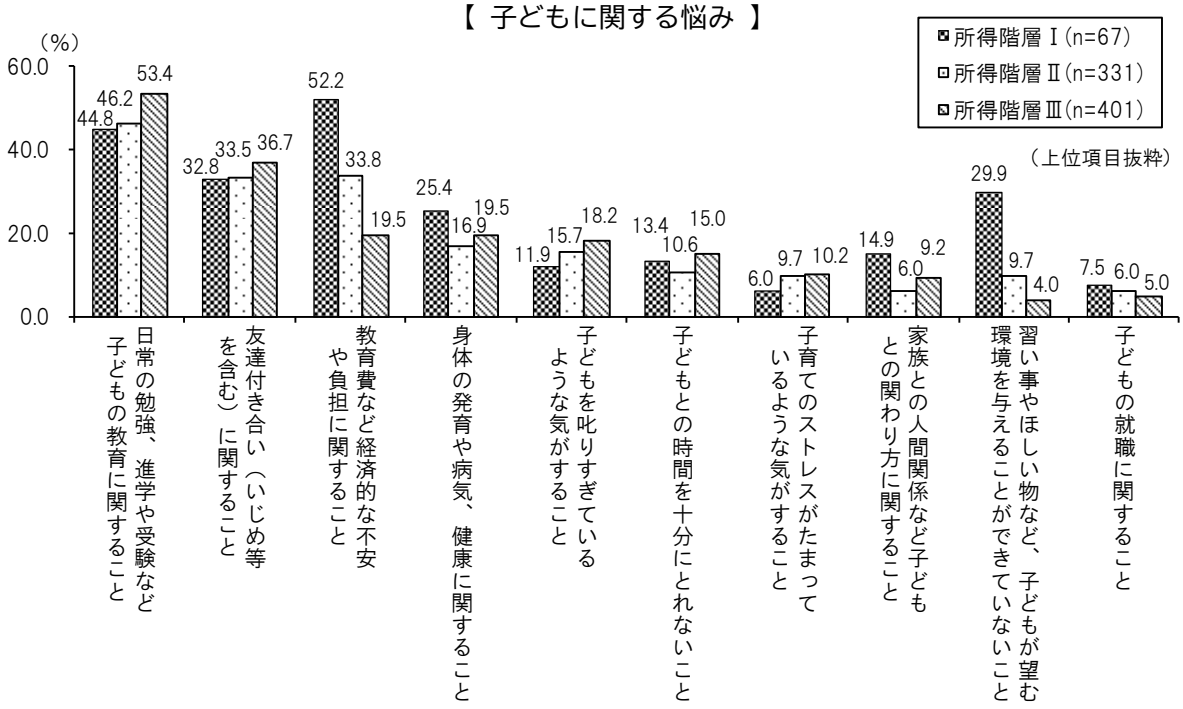

○ 食料が買えなかった経験について「あった」は1割未満ですが、所得階層Ⅰでその割合が高くなっています。

○ 衣服についても同傾向であり、特に所得階層Ⅰにおいて「よくあった」の割合の高さが目立っています。

【 食料が買えなかった経験 】

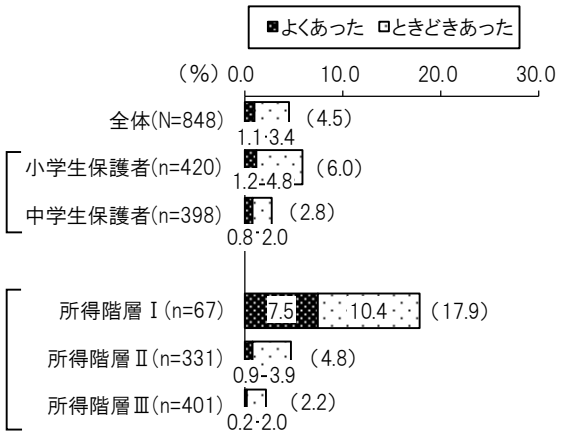

【 衣服が買えなかった経験 】

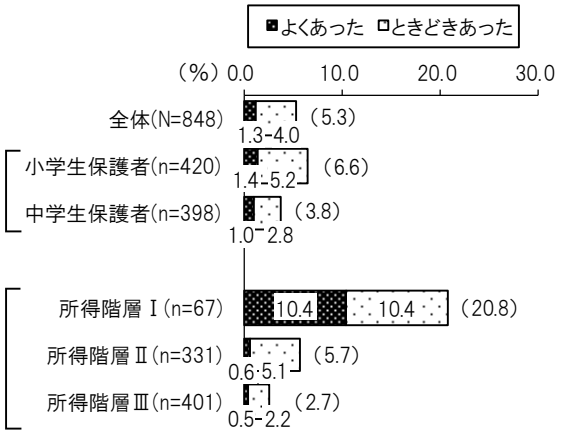

注：（ ）内数値は合計値

○ 「孤立を感じている」人は約２割ですが、所得階層Ⅰでは他の階層に比べて高くなっています。

○ 四国中央市に「ずっと住み続けたい」割合は、４割みられますが、所得階層Ⅰではその割合が低くなっています。

【 孤立感 】

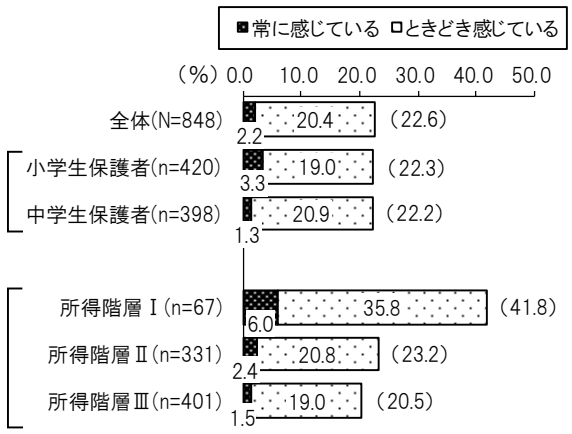

【 永住意向 】

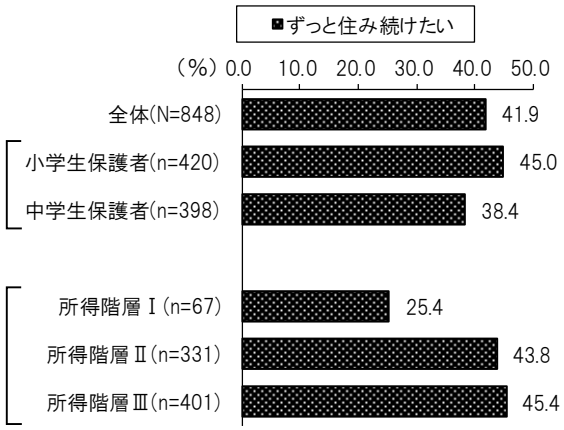

注：（ ）内数値は合計値

○ 現在の生活の満足度について、平均点数は、約６点となっていますが、所得階層が低いほど点数も低い傾向にあります。

【 現在の生活の満足度（平均点） 】

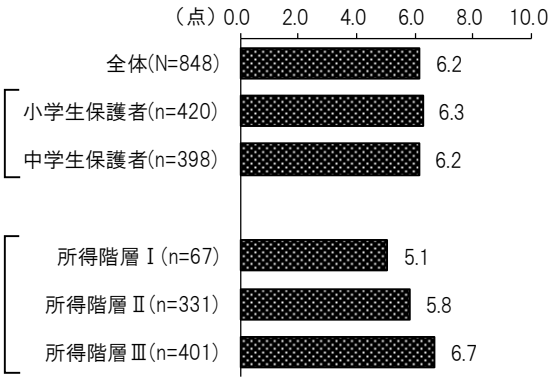

○ 子どもの貧困に関して必要だと思う支援については「進学などのための奨学金制度の充実」を筆頭に「保護者等への経済的な支援」「学校以外での学習の支援」「こども食堂などの居場所や食事の提供」の順となっています。また、所得階層Ⅰで「保護者等への経済的な支援」が他の階層を大きく上回っています。

【 子どもの貧困に関して必要だと思う支援 】

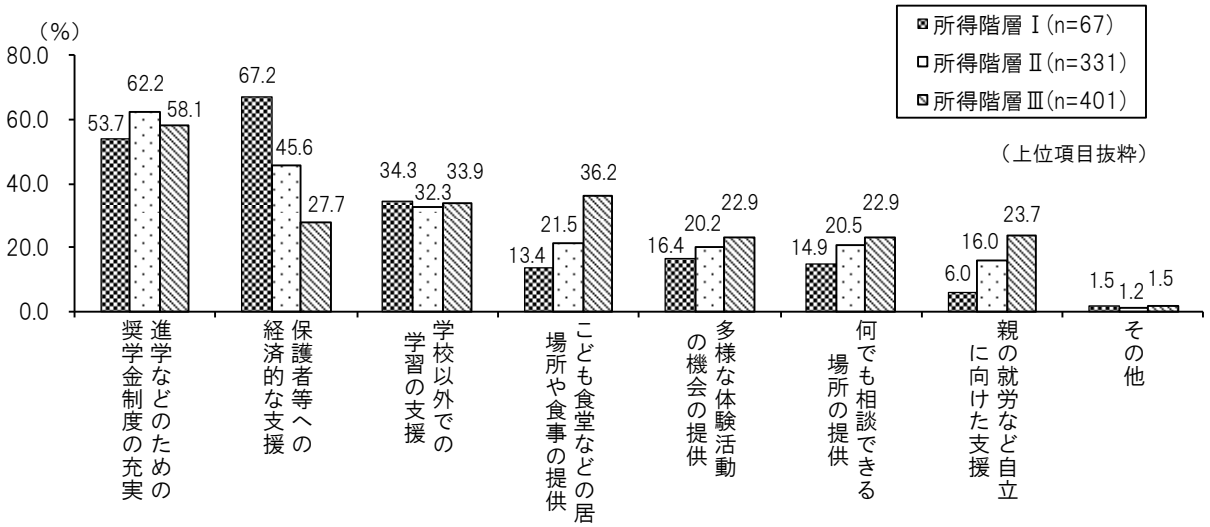

［２－２］小学生・中学生の生活についてのアンケート調査（児童・生徒）より

○ 学校生活の楽しさについては、授業の理解度と大きな相関性がうかがえます。
○ 学校の成績については、所得階層が高い層ほど「上のほう」の割合が高く、相関性がうかがえます。

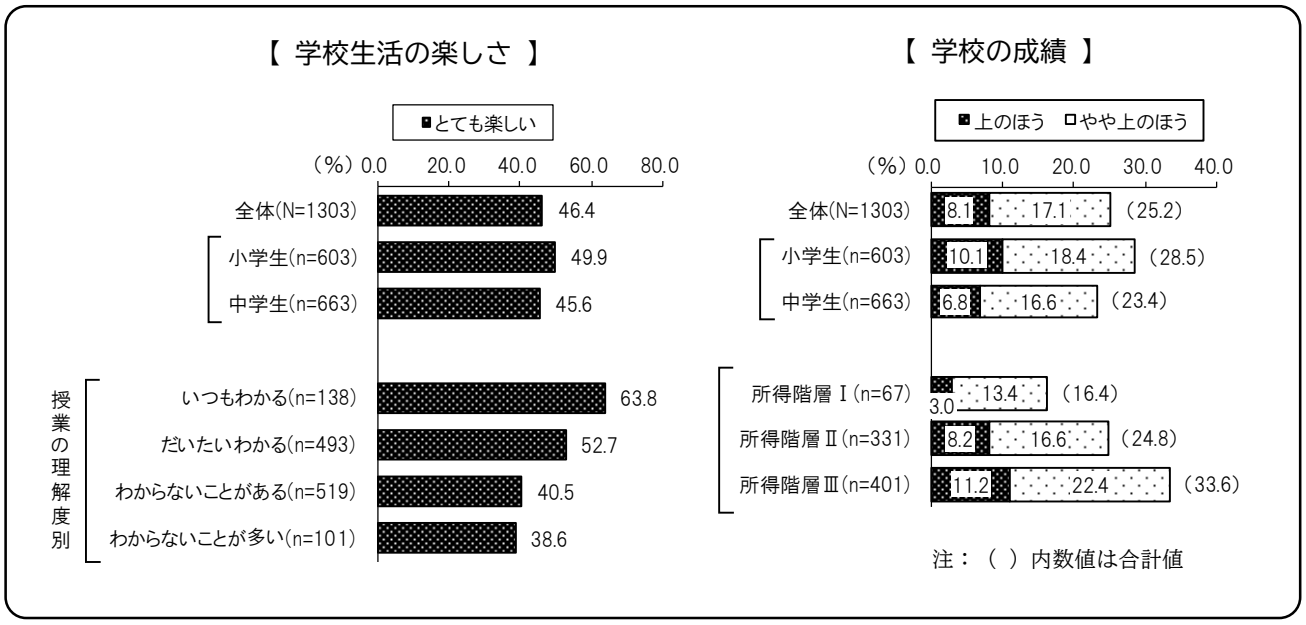

○ 希望する進学先については、所得階層Ⅱで「高校まで」の割合が他の階層に比べて高く、所得階層が高いほど「大学又はそれ以上」の割合が高くなっています。

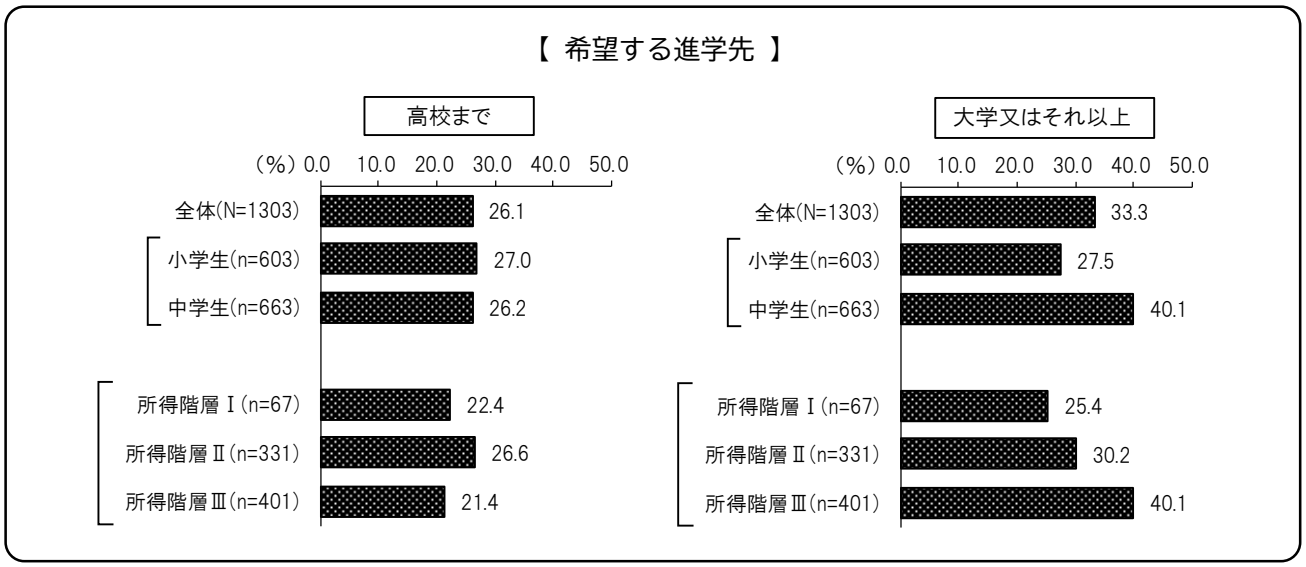

○ スマートフォン等の使用時間について、中学生になると使用時間が長くなっており、所得階層が低い層ほど使用時間も長い傾向にあります。

【 スマートフォン等の使用時間（２時間以上合計） 】

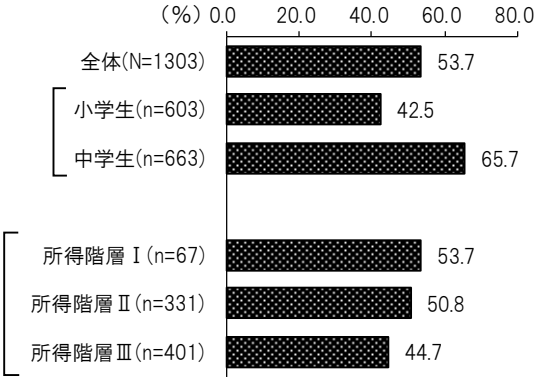

○ 家の手伝いについて、小学生では「食事のしたく」「家のそうじ」、中学生では「食事のあとかたづけや食器洗い」「食事のしたく」が多くなっています。一方、１割程度が「手伝いはしていない」と回答しています。

【 家の手伝い 】

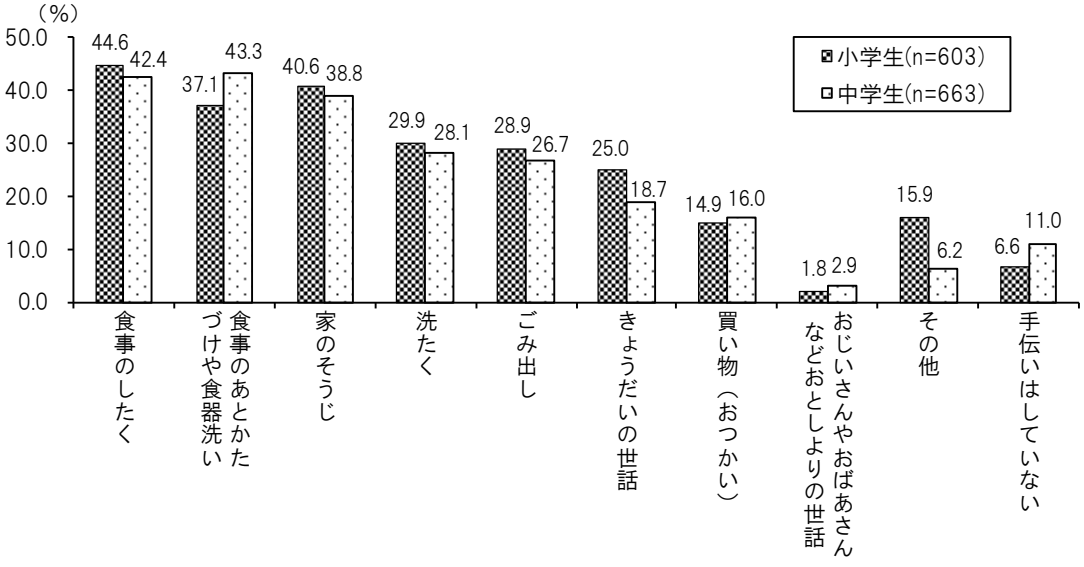

○ 家事の手伝いをする時間については「30 分未満」が最も多くなっていますが、「２時間以上」と回答した児童・生徒も僅かながらみられます。

【 家事の手伝いをする時間 】

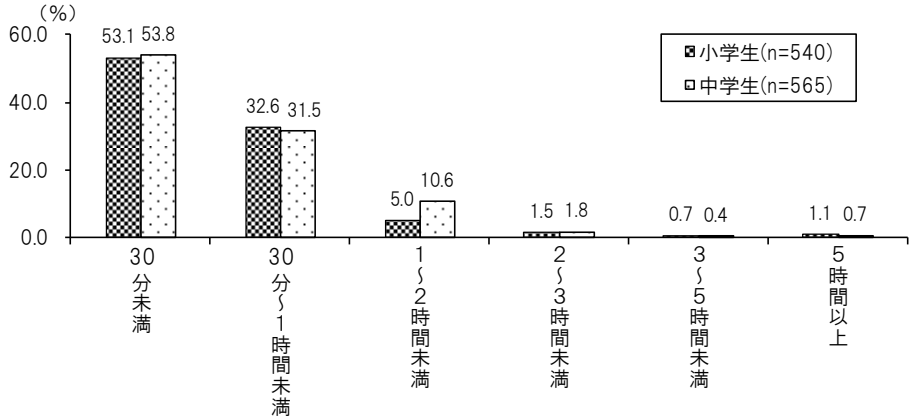

○ 家事の手伝いについて「手伝いを好きでしている」割合は、小学生で約４割、中学生で約３割となっていますが、「しかたなくしている」や「つらく感じている」児童・生徒も約２割みられます。

【 家事の手伝いに対する思い 】

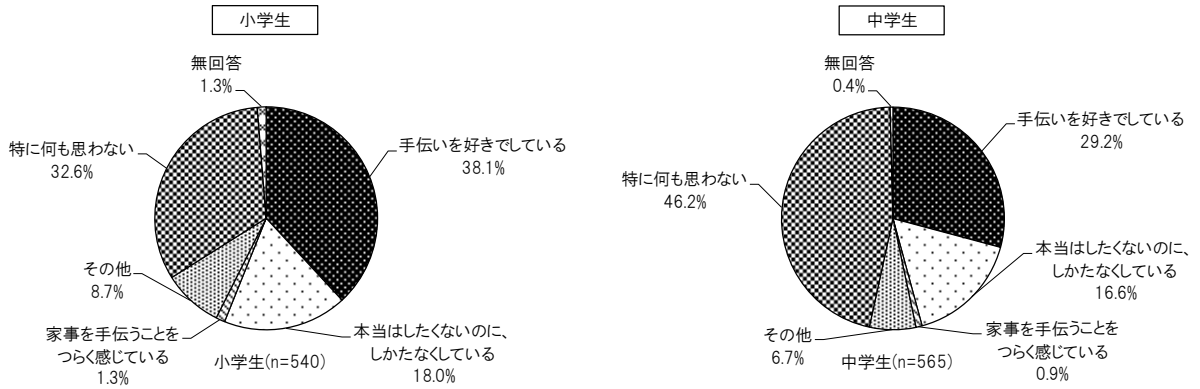

○ ヤングケアラーの自覚について、小学生の 4.1%、中学生の 1.4%が「あてはまる」と回答しています。

【 ヤングケアラーの自覚について 】

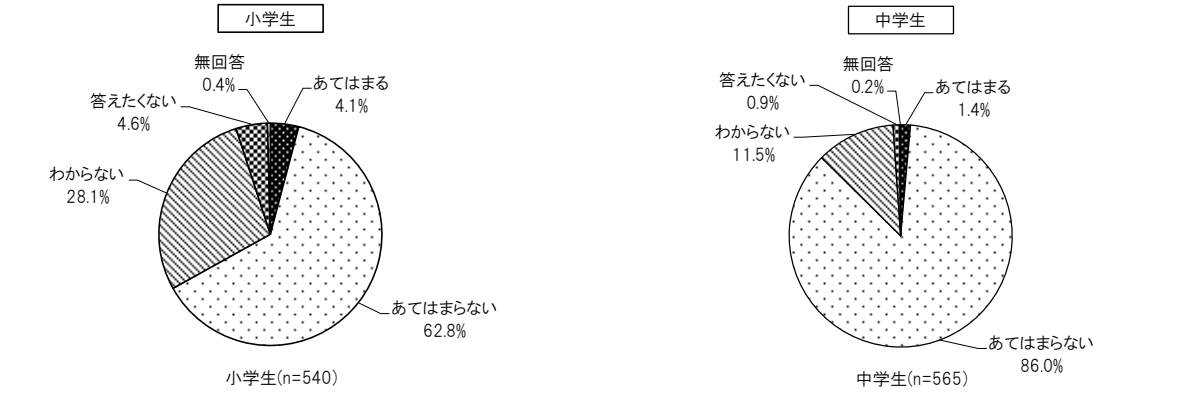

○ 現在の暮らしの幸福度について、平均点数は約８点となっていますが、所得階層Ⅰでは低くなっています。

【 現在の暮らしの幸福度（平均点） 】

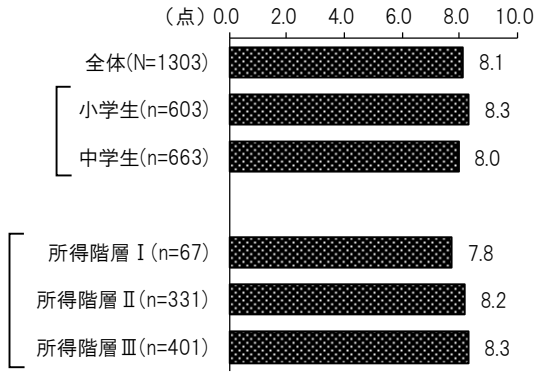

○ 児童・生徒の４割程度が「自分の好きなところがある」と回答しています。
○ 小学生の７割以上が「夢や目標がある」と回答しており、中学生の割合を大きく上回っています。

【 自分の好きなところがある 】

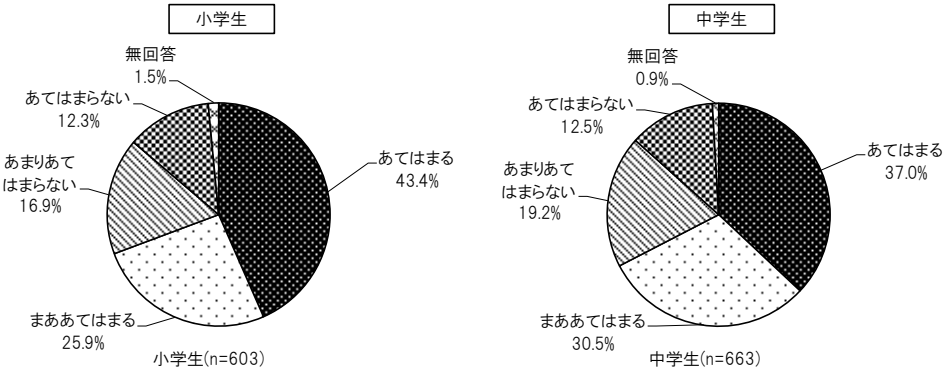

【 夢や目標がある 】

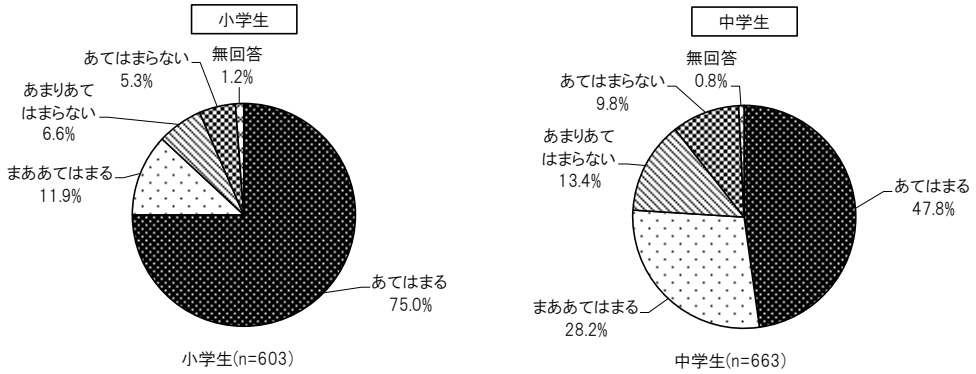

［3］四国中央市市民の意識と生活に関するアンケート調査より（16 歳～39 歳の市民）

○ 現在の思いや意識については「あてはまる」の割合が高い順に「⑨ 今の自分は幸せだと思う」「① 自分には自分らしさと言えるものがあると思う」「⑫ 将来の夢ややってみたいことがある」「⑩ 今後、社会の役に立つことをしたいと思う」などの順となっています。

【 現在の思いや意識（「あてはまる」の割合） 】

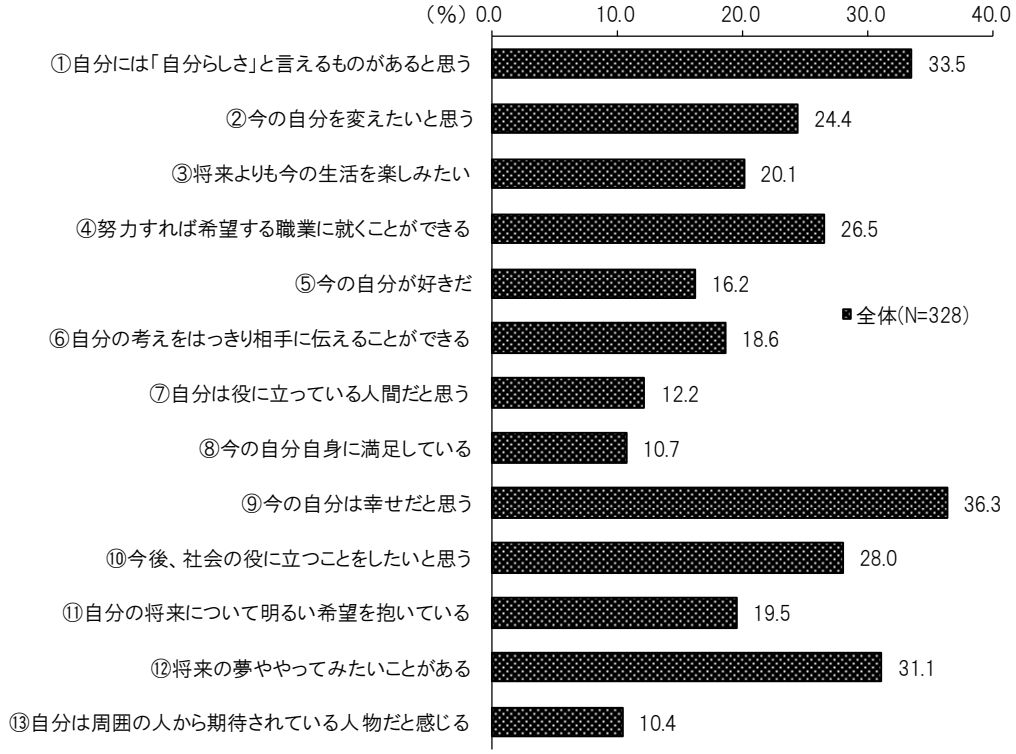

○ 将来への不安については「収入や生活費など経済的なこと」を筆頭に「家族の生活や健康のこと」「自分の健康のこと」「仕事・業務のこと」などの順となっており、経済的な不安や健康のことが上位に回答されています。

【 将来に不安を感じること 】

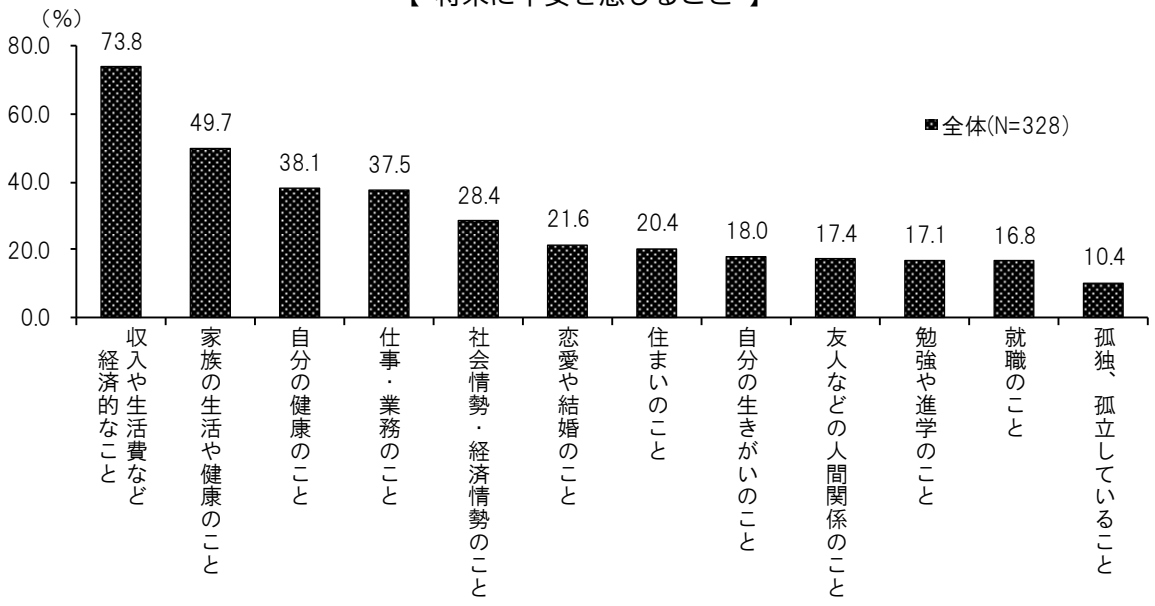

○ 不安や悩み、ストレスについては、暮らしが苦しい層ほどストレスを抱えている若者が多くなっています。

○ 孤立感については、男性の 25～29 歳、女性の 30～39 歳で、孤立を感じる割合が高くなっています。

【 不安や悩み、ストレスの有無 】

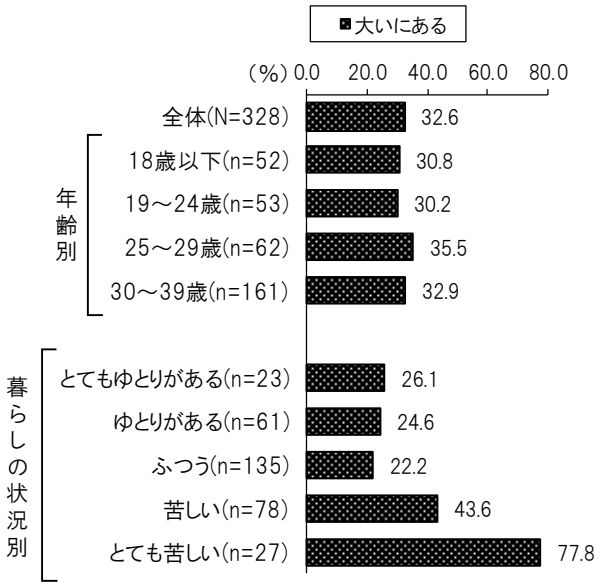

【 孤立感 】

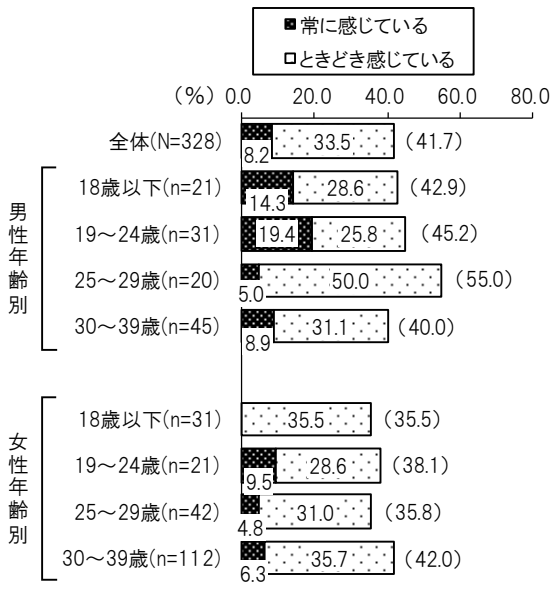

注：（ ）内数値は合計値

○ 外出状況については、大半が「仕事や学校で平日はほぼ毎日外出する」と回答していますが、外出をしない人において、その期間が「10 年以上」に上る人が 1 割みられます。

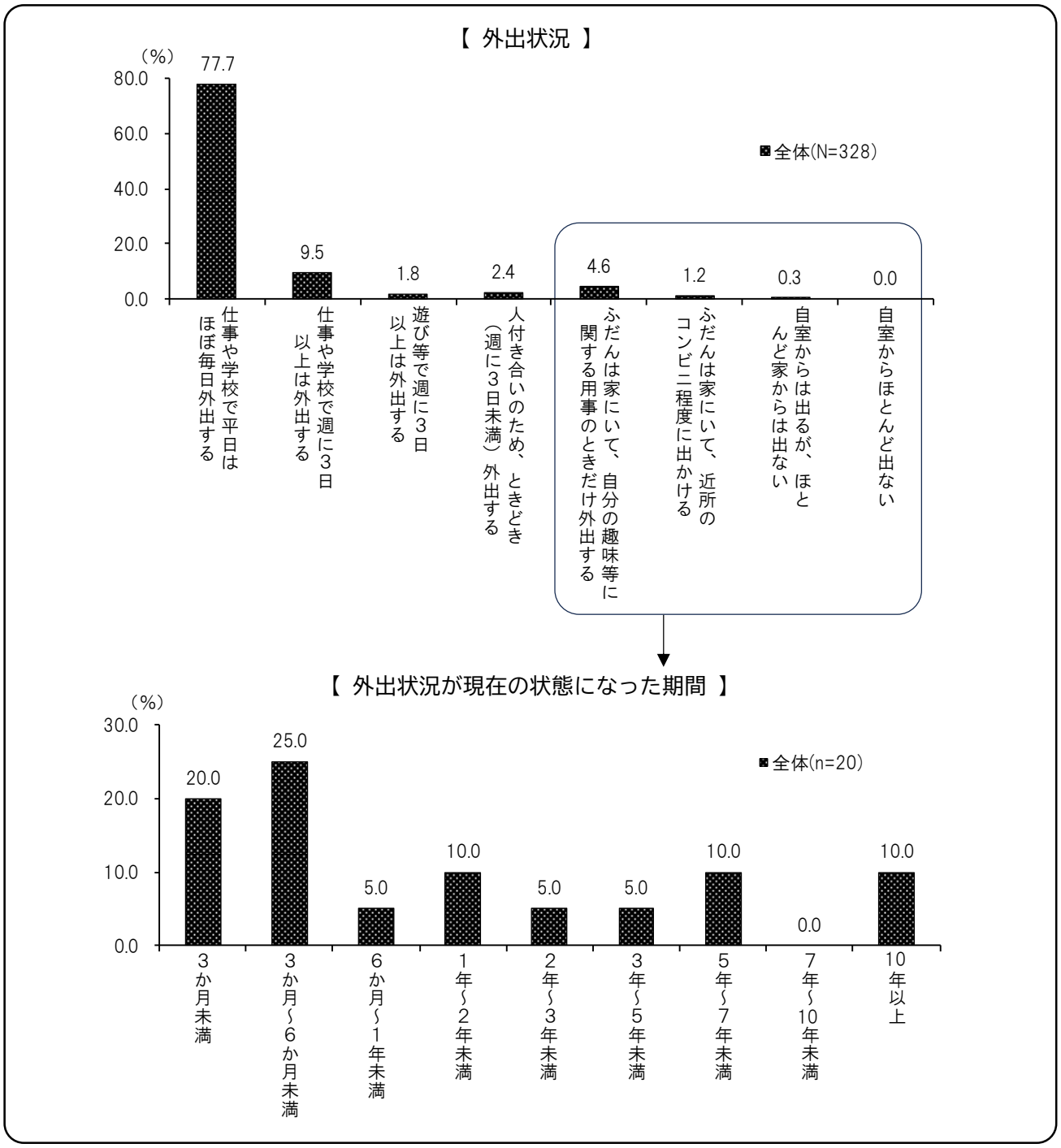

○ 「居心地の良い場所」について「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分の部屋」「② 家庭（実家や親族の家を含む）」「⑦ 友人や仲間が集まる場所」の順となっています。

【 居心地の良い場所（「あてはまる」の割合） 】

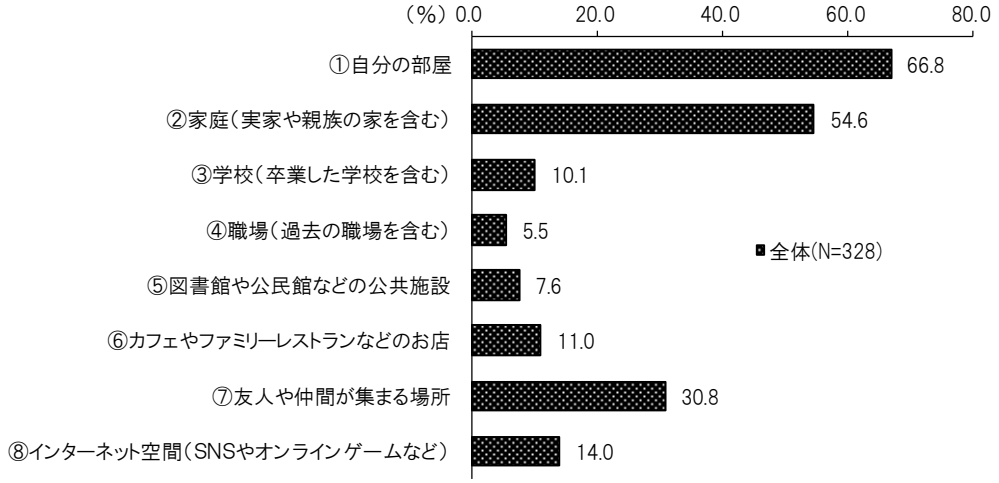

○ 四国中央市を「暮らしやすい」と考える人は４割以上みられます。また、約２割が四国中央市に「住み続けたい」と回答していますが、暮らしやすさの評価が高い人ほどその割合も高い傾向にあります。

【 四国中央市の暮らしやすさ 】

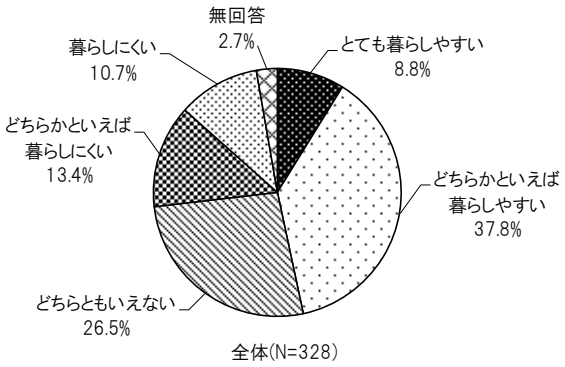

【 永住意向 】

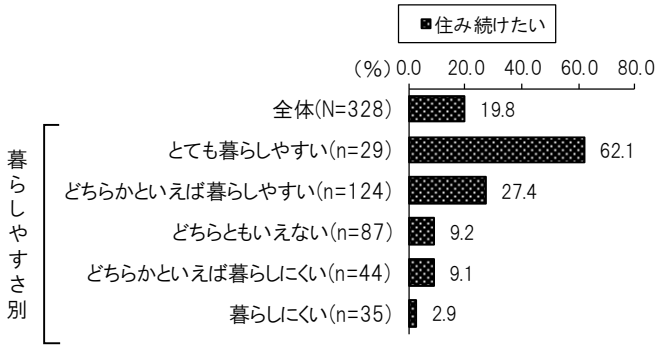

○ 結婚については、半数が「現在、予定はないが、将来は結婚したい」と回答していますが「どちらかといえば結婚はしたくない」「結婚するつもりはない」の合計は 13.9%となっています。

【 結婚の予定 】

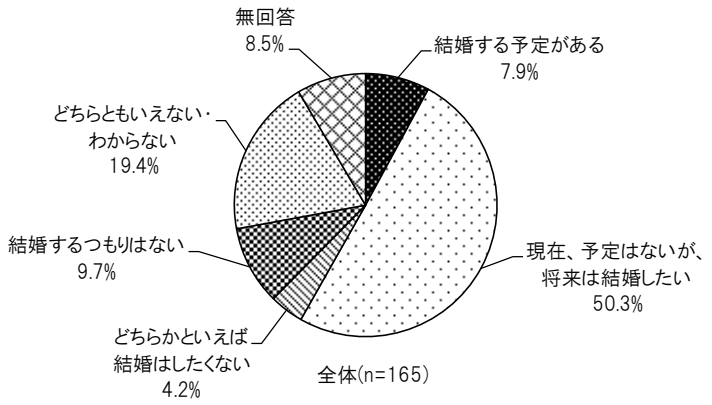

○ 市に取り組んでもらいたいことについては「若者が自由に活動できる場所や機会の充実」を筆頭に「学習・教育の充実」「生活の安定に向けた支援体制（ライフプラン講座など）」の順となっています。

【 四国中央市への要望 】

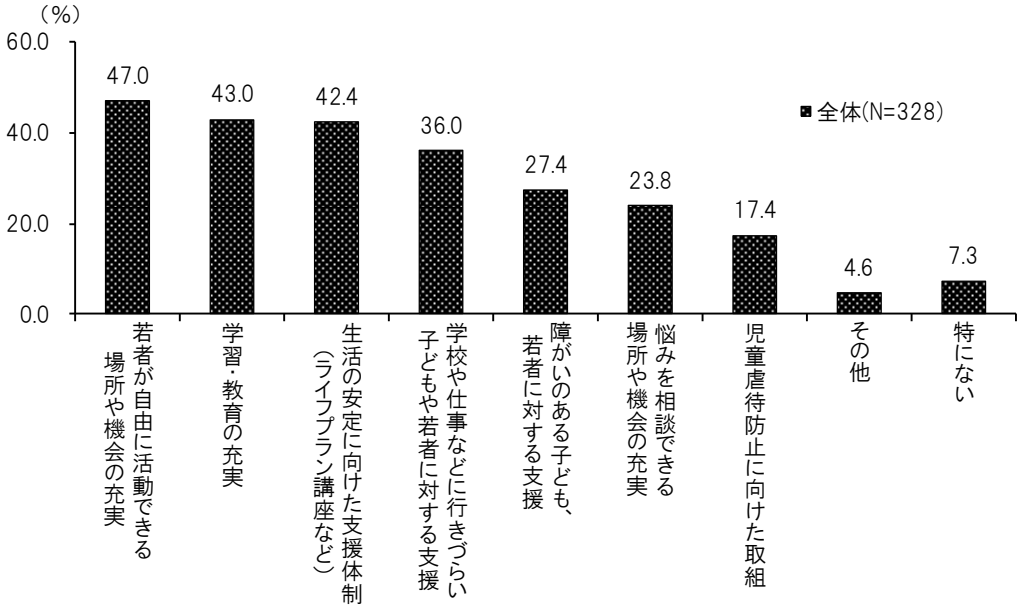

【3】本市の課題

公的資料等統計データの分析や第二期計画の取組内容、アンケート調査結果から読み取れるこども施策に関する本市の課題を整理しました。

1　安心して生み育てることができる妊娠期からの支援

○ 本市では、乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、子育て支援アプリの導入、離乳食セミナーなど、子どもの成長段階に応じた生活習慣についての相談や食育を推進してきました。今後も、健診後の適切なフォローの充実をはじめ、育児不安を解消するための施策の充実が必要です。

○ アンケート調査結果では、安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備や休日、夜間の小児救急医療体制の充実などが求められています。きめ細かな乳幼児健診をはじめ母子保健に関する情報の提供や小児医療体制の充実など、安心して生み、育てることができる環境の整備など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要です。特にこども家庭センター※等における相談支援や情報提供の充実など、支援機能の強化が必要であるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進が必要です。

※ 児童及び妊産婦の福祉及び母性や乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、旧子育て世代包括支援センターで担っていた母子保健機能と旧子ども家庭総合支援拠点で担っていた児童福祉機能の一体的な運営を行う施設のこと。

2　子育て支援の提供基盤の整備

○ アンケート調査結果では、子どもの成長に伴い就労する母親も増える傾向にあり、就労へのニーズも高い状況です。子育て家庭の保育ニーズに応じた適切な教育・保育事業の受け入れ体制の整備とともに、多様な教育・保育事業の展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。特に低年齢児からの保育ニーズを踏まえた、適切な供給量の検討をはじめ、就学までの一貫した教育・保育事業の実現に向けた人材の確保及び質の向上のための取組が必要です。

○ アンケート調査結果では、現在、就労していない小学生の保護者が「今後働きたい」と考える割合は半数近くを占め、放課後児童クラブに対するニーズは引き続き高いことが想定されます。クラブの安定的な運営ができるよう、支援員の確保をはじめ、放課後子ども教室との一体的な実施など、多様な運営の在り方を検討する必要があります。

○ 国勢調査からみる、本市における女性の就業率は上昇傾向にあります。アンケート調査結果では、母親の育児休業の取得率は６割近くを占めていますが、父親の取得率は１割台と依然として低い状況です。その理由をみると「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」と回答した父親が約４割となっています。子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を図るため、多様な働き方の検討や性別にかかわらず家事や子育てに参画することの促進及び啓発活動の充実が必要です。

○ 児童虐待のような複雑なケースへの対応をはじめ、障がいのある子どもへの適切な福祉サービスの提供、ひとり親家庭が抱える悩みや困りごとへの対応など、家庭の事情に応じた相談への対応とともに、配慮が必要な子どもへのきめ細かな支援が必要です。

３　学ぶ力を高め、健全な育成を支援する環境づくり

○ 本市では、子どもの豊かな人間性と社会性を向上させ、健全な成長を促進する教育環境の整備に取り組んできました。特に第二期計画期間では、ＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用し、アナログとデジタルのベストミックスによる授業の改善や授業のユニバーサル・デザイン※化をはじめ、心の教育、コミュニティ・スクール研修会、地域に開かれた学校づくりなどに取り組みました。また、食育の推進や家庭、地域の教育力の向上に取り組み、子どもの学ぶ力の育成に努めました。今後も、児童・生徒一人一人の能力を伸ばし、個性を発揮できる学びの環境づくりが必要です。また、コミュニティ・スクールの推進など、地域と一体となって子どもを育む、地域との協働による学校づくりを推進する必要があります。

○ アンケート調査結果では、子育ての孤立感や子育てのしやすさ、本市で子育てを続けたいと考える人は、近所付き合いの深さや地域社会からの支援意識などと大きな相関がうかがえます。子育て力を高める家庭教育の推進が必要であるとともに、地域で子育て支援の活動を促進し、地域住民と保護者、関係団体が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりの一層の推進が必要です。

※ 「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが利用できるよう、あるいは利用しやすいように配慮されたデザイン（物や建物、仕組みやサービス等）のこと。

４　子どもが安心して暮らせるまちづくり

○ アンケート調査結果では、子育てしやすい社会にするために必要だと思う支援として、就学前児童の保護者の７割以上が「親子でも出かけやすく楽しめる場所」を求めています。「子育てしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。子どもが安全に活動できる公園の整備をはじめ、子どもを交通事故から守るための取組、子どもが犯罪等に巻き込まれないための防犯対策や防災対策の推進など、子どもの生活環境づくりや子どもを見守る体制づくりが必要です。

５　子どもの貧困の解消に向けた支援対策

○ 子どもの進学に対する意識は、保護者の所得階層が低い場合「高校まで」の割合が高く、所得階層が高い場合は「大学又はそれ以上」の割合が高いなど、相関性がうかがえます。また、授業をよく理解している子どもほど、学校を楽しいと思う傾向があるといった相関性もみられます。生活の状況等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境づくりなど、子どもの学びの支援体制を構築し、本人の意思で進学先を選択できるような環境づくりが必要です。

○ こどもが家事や家族の世話などを行っている時間は、１日１時間未満で大半を占めていますが、３～５時間以上担っているケースも僅かながらみられます。また、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した子どもは数パーセントですが「家事等をしかたなくしている」「家事等をすることがつらい」といった意識を持つ、ヤングケアラーの疑いが持たれる子どもも僅かながらみられます。子どもが自分の希望を持ち、実現に向けて努力できるよう、現状を適切に把握し、支援していくことが求められます。

○ 経済的に苦しい状況にある子育て世帯に対しては、こどもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援とともに、保育所や幼稚園、認定こども園や学校など、関係機関が連携し、適切な支援が行き届くよう、多様な支援体制づくりが必要です。そのためには、誰もが福祉課題に関心を持ち、誰一人取り残さないためにも見守り活動を含む支援体制の構築をはじめ、地域住民や関係機関、行政とのネットワークづくりが必要です。

６　子ども・若者が活躍できるまちづくり

○ アンケート調査結果では「将来の夢ややってみたいことがある」に「あてはまる」と明確に回答している若者は約３割みられますが、その将来に対して「明るい希望を持っている」若者は２割未満に低下します。将来への不安としては「収入や生活費など経済的なこと」が最も多く、ほかの項目を大きく上回っています。また、不安や悩み、ストレスを抱えている若者は、現在の暮らしを苦しいと感じている人ほど多い傾向にあります。若者が不安や悩みを抱え、孤立することがないよう、また、適切な相談や支援につながることができるよう、相談支援体制の充実が必要です。

○ アンケート調査結果では、ふだんは家にいて外に出ないなど、いわゆる「ひきこもり」の疑いがある若者が、市内にも少なからず存在しています。アウトリーチ（訪問支援）を含めた相談支援や一人一人に適した居場所づくりに向けた取組が必要です。

○ 四国中央市に対して「とても暮らしやすい」と思う若者ほど、四国中央市に「住み続けたい」と回答しており「暮らしにくい」と思う人との大きな差がみられます。また、現在、未婚の若者における今後の結婚希望者は、予定者も含めて約６割を占めています。今後の生活の安定に向けて、就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる居場所づくりの検討、学びの場の環境整備など、若者への多様な支援体制づくりが求められています。

７　人口減少、少子化対策に向けた取組の充実

○ 本市の人口は減少で推移し、少子高齢化も顕著に進行しています。出生数も減少傾向にあり、少子化に向けた対策の推進が急務となっています。本市に暮らす子ども、若者が本市で活躍し、安心して生活できるよう、移住や結婚、相談支援など、多様な支援体制の整備が必要です。

第４章　子ども施策の推進に関する基本的な方針

【１】基本理念

第二期計画においては、その基本理念を「笑顔いっぱい！夢いっぱい！いきいき子育てのびのび子育ち・親育ち」と定め、本市で暮らす全ての子どもが、心身共にのびのびと育ち、親も家庭も楽しく、前向きに子育てに取り組み、共に成長していけるまちづくりに向けて、これまで様々な施策を推進してきました。

この度、本計画においては「第二期計画」で取り組んできた施策を含む「こども計画」へと、支援対象を拡大するとともに、更なる施策の充実を図ることになります。「こども計画」の基盤となる国の「こども大綱」においては、全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知識等を身に付けながら心身共に健やかに成長できる「こどもまんなか社会」を目指しています。

第二期計画における基本理念は、この「こども大綱」が目指す社会づくりにもつながるものであり、地域全体で子どもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、誰もが笑顔で過ごせるまちづくり、子どもが大きな夢を持って心豊かに成長できるまちづくりに向けて、この基本理念を継承します。

● 本計画の基本理念 ●

笑顔いっぱい！ 夢いっぱい！
いきいき子育て のびのび子育ち･親育ち

「第二期計画」において位置付けた、こども・子育て支援施策の具体的取組は、その更なる充実を図ることで「第三期 四国中央市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第三期計画」という。）として位置付けます。

本計画は、その「第三期計画」をはじめ「こどもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」また「少子化対策に資する取組」及びその他法令等で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定する総合的な計画です。

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、次の６つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。

【２】施策体系

【基本目標１】妊娠期からの切れ目ない支援と健やかな成長を支える環境づくり
（主な対象：妊娠期～幼児期）

- 推進施策１　安心して生み育てることができる環境づくり
- 推進施策２　小児医療の充実
- 推進施策３　思春期における健全育成の推進

【基本目標２】地域で取り組む子育て支援の基盤づくり（主な対象：幼児期～学童期）

- 推進施策１　多様な保育ニーズに対応した受け入れ体制の整備
- 推進施策２　地域における子育て支援サービスの充実
- 推進施策３　子育て支援のネットワークづくり
- 推進施策４　相談支援機能の充実
- 推進施策５　仕事と子育ての両立支援
- 推進施策６　特別な支援が必要な子どもへの取組の推進

【基本目標３】学ぶ力を育む環境づくり（主な対象：幼児期～学童期～思春期）

- 推進施策１　心豊かな成長を支える学校教育・社会教育の推進
- 推進施策２　食育の推進
- 推進施策３　家庭や地域の教育力の向上

【基本目標４】安全、安心な子どもの生活環境づくり（主な対象：全ての子ども）

- 推進施策１　子育てを支援する生活環境の整備
- 推進施策２　安全、安心なまちづくりの推進

【基本目標５】子どもの貧困と格差の解消（四国中央市こどもの貧困対策推進計画）
（主な対象：全ての子ども）

- 推進施策１　学ぶ意欲を育む教育・学習
- 推進施策２　安心して暮らすための生活支援
- 推進施策３　就労支援・経済的支援

【基本目標６】子ども・若者の未来を支えるまちづくり（四国中央市子ども・若者計画）
（主な対象：思春期～青年期）

- 推進施策１　本市で活躍する子ども・若者への支援
- 推進施策２　子ども・若者の生活や就業を支える環境づくり
- 推進施策３　子ども・若者の未来に向けた支援

第５章　子ども・子育て支援施策の展開

基本目標１　妊娠期からの切れ目ない支援と健やかな成長を支える環境づくり
（主な対象：妊娠期～幼児期）

母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、育児相談などが気軽に利用できるよう、多様な媒体を活用した周知、情報提供の充実や子育て中の親子が安心して過ごせる場の充実に取り組みます。

推進施策１　安心して生み育てることができる環境づくり

事業	取組内容	担当課
母子保健対策の充実	○ 乳児家庭全戸訪問事業や育児相談、乳幼児健診等、あらゆる機会を活用して育児不安の軽減に努めるとともに、より良い支援ができるよう、福祉、医療、保健等関係機関との連携を図ります。 ○ 子育て支援アプリを活用し、妊娠や出産、子育てに関する必要な情報を発信します。	保健推進課
妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築	○ 妊娠届出時の妊婦アンケートや妊娠８か月アンケート、妊婦一般健康診査等により、全ての妊婦の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成するなど、適切な支援につなぎます。出産後も、産婦健診や訪問等を通して、必要な支援ができるよう関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。 ○ 「出産・子育て応援給付金事業」をはじめ「産婦健康診査の一部公費負担」「産後ケア事業の対象拡大」「多胎妊婦の妊婦一般健康診査一部公費負担回数拡大」など、経済的負担の軽減を図るとともに、制度の周知に努めます。	保健推進課
不妊治療費の助成	○ 体外受精や顕微授精をした夫婦や不育症で治療した夫婦を対象に、「不妊・不育症治療助成事業（しこちゅ～こうのとり応援事業）」に基づき、心理的、経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠や出産に関する支援の充実を図ります。	保健推進課
生活習慣や食生活の改善	○ 乳幼児の保護者が集まる場や機会を活用し、離乳食について正しい知識を学ぶ「離乳食セミナー」の開催をはじめ、正しい生活習慣や食生活に関する啓発や指導を行うとともに、参加者同士の交流を促進します。	保健推進課

事業	取組内容	担当課
良好な親子関係の形成	○ 絵本を活用した「おはなし会」をはじめ、親子で参加できる体験型のイベント等を開催するとともに「くつろぎある滞在型図書館」を目指し、より多くの親子に参加してもらえるよう開催内容の充実を検討します。	文化・スポーツ振興課

推進施策２　小児医療の充実

事業	取組内容	担当課
こども医療費助成	○ 出生から 18 歳到達後の最初の３月 31 日までの子どもを対象とした「こども医療費助成制度」（就学後の助成は本市独自の取組）により、子どもの入院、通院時における保険診療の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	国保医療課
小児医療対策	○ 小児救急の一次救急については「急患医療センター」に加え、広域化により翌朝まで対応時間を拡大し、切れ目のない受け入れ体制を確保します。また、二次救急については広域輪番による質の高い医療を連携して担います。 ○ 新中核病院については、陣痛から分娩、回復まで同じ部屋で行うＬＤＲ室※の整備により周産期医療の充実を図ります。 ○ 身近な診療所への開業支援を行うことで、安心安全な子育て環境の維持に努めます。また、医療従事者の確保のため、養成機関への支援を拡大します。 ○ 緊急時の小児救急電話相談（＃8000）の周知及び活用を促進し、医療機関への適正な受診に向けた啓発に努めます。	保健推進課 医療対策課

※ Labor（陣痛）、Delivery（分娩）、Recovery（回復）の頭文字をとった、陣痛から分娩、産後の回復までの機能が一体となった部屋で、陣痛から産後まで移動に伴う負担がない部屋のこと。

推進施策３　思春期における健全育成の推進

事業	取組内容	担当課
思春期における生命を大切にする意識の醸成	○ 中学３年生を対象に「包括的性教育」の一環として、思春期における心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊婦体験やプレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）についての指導を充実し、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。 ○ 今後の指導の充実を図るため、養護教諭等、学校教育との連携の強化に努めます。	保健推進課
喫煙等に関する啓発	○ ママパパ学級等において、喫煙が自身の身体をはじめ、胎児や子どもに与える悪影響について啓発します。 ○ 喫煙や薬物の身体への悪影響を含む健康づくり全般について、幅広い世代を対象に、正しい知識の普及を図ります。	保健推進課

基本目標２　地域で取り組む子育て支援の基盤づくり
（主な対象：幼児期～学童期）

保護者の就労状況にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育事業を提供するとともに、全ての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるよう地域で支える子育て支援施策を推進します。

保護者の就労ニーズや地域のニーズに応じた教育・保育施設の受け入れ体制を整備するとともに多様な保育サービスを展開し、安心して子育てできる環境の整備を推進します。

推進施策１　多様な保育ニーズに対応した受け入れ体制の整備

事業	取組内容	担当課
通常保育の充実	○ 育児休業明けの職場復帰や子どもが低年齢児から就労する保護者の増加などによる、低年齢児の受け入れ対応に向けて、保護者のニーズや子どもの人口推移等を踏まえ、適切な利用定員の確保を図るとともに、保育士の確保に努めます。	保育幼稚園課
延長保育事業の充実	○ 保護者のニーズに応じて、通常の保育時間を超えて保育します。保護者の就労形態の多様化を見据え、適切な必要量を確保し、提供体制の充実を図ります。	保育幼稚園課
一時預かり事業の充実	○ 保護者の就労や疾病、出産などにより保育が困難となった場合に、保育施設で一時的な預かりを行います。運営にあたっては、低年齢児の半日利用など提供体制の充実をはじめ、保護者のニーズや提供施設の状況、また「こども誰でも通園制度」の利用状況等を踏まえ、適切な必要量を確保します。	保育幼稚園課
病児病後児保育事業の充実	○ 病児病後児について、保護者が就労等により家庭で看病ができないときに、看護師等を配置した専用施設内（エミリア）で保護者に代わって看護保育を行います。現在の事業体制を継続し、保護者のニーズ等を踏まえ、より利用しやすい体制を検討します。	こども家庭課
幼稚園教育の充実	○ 今後の園児数の動向を見据え、児童一人一人を大切にした特色ある幼稚園教育を推進するとともに、豊かな人間性や生きる力を培う幼稚園教育の充実に努めます。	保育幼稚園課

事業	取組内容	担当課
紙おむつ支給事業	○ 市内に本社がある紙おむつメーカーと協力し、１歳になるまでの子どもがいる保護者に紙おむつを無償で提供できるよう子育て応援券を交付するとともに、市内登録店舗の協力を得ながら事業を継続できるよう努めます。	保健推進課 こども家庭課
子育て支援施設の適切な運営	○ 市内の少子化の状況や子どもの人口推移等を踏まえ、老朽化施設や休園中施設の方向性の検討をはじめ、保護者のニーズや地域の子育て環境の向上を見据えて、施設の適切な再編、整備の検討に努めます。	保育幼稚園課

推進施策２　地域における子育て支援サービスの充実

事業	取組内容	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	○ 地域の身近な場所で、子育て中の親子を対象とした情報交換の場の提供や講師を招いての講習会、イベントの開催などを通して交流を図るとともに、子育てに関する不安の軽減や仲間づくりの支援を行います。 ○ 子育て中の親子が利用しやすい環境を整えるとともに、充実した事業内容の実施と拠点の周知に努めます。	こども家庭課
児童館の充実	○ 児童館において、体を使った遊びや読書、工作等の場を提供し、子どもの安心、安全な居場所としての充実を図るとともに、公民館等関係機関との連携により、より多くの子どもに利用してもらえるよう、開催内容の充実を検討します。	こども家庭課
放課後児童健全育成事業の充実	○ 保護者が、就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図ります。 ○ 運営の効率化をはじめ、申込者の増加にも対応できるよう、支援員の確保及び資質の向上を図ります。	こども家庭課

事業	取組内容	担当課
ファミリー・サポート・センターの充実	○ 子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）との相互援助活動として、子育てをしやすい環境を整えるとともに、活動の周知に努め、研修会や交流会を通して、活発な活動の推進に努めます。	こども家庭課
子どもの居場所づくりの推進	○ 小学生を対象とした放課後子ども教室において、地域住民や団体等の参画によるスポーツや文化活動等の体験、交流活動の場を提供します。今後は、中学生も参加できる企画の開催や公民館との連携、教室の増設や支援員の確保等、地域における子どもの安全、安心な居場所として、事業の拡充を図ります。	生涯学習課
地域の遊び場づくり	○ 本市の「子育て環境整備基本構想」に基づき、庁内関係課と連携し、市民のニーズに添った環境の整備に努めます。 ○ 子どもが安心、安全に遊ぶことができるよう、地域における児童遊園等の遊具の安全点検等、維持、管理に努めます。 ○ 「ワクワクがこどもの生きる力を育てる」を基本理念に、子どもの五感を育む遊びや学びを目的とした体験、集い、活動の場を提供する施設の整備を図ります。	こども家庭課 都市計画課

推進施策３　子育て支援のネットワークづくり

事業	取組内容	担当課
子育て支援体制の充実	○ 愛媛県が実施する「子育て支援員研修」を活用し、子育て支援員の確保及び資質の向上を図るとともに、研修に関する情報提供や参加の促進に向けた取組の充実に努めます。	こども家庭課 保育幼稚園課
子育て関係団体との連携の強化	○ 子育て支援団体との情報交換、交流の場として「しこちゅ～ほこほこネット定例会」を実施するなど、団体間の連携を深め「地域ぐるみで子育て」意識の醸成を図ります。	こども家庭課

推進施策４　相談支援機能の充実

事業	取組内容	担当課
子育て支援中核機能の強化	○ 子育て支援団体の連携の場である「しこちゅ～ほこほこネット」において、子育てフェスタの開催や専門部会活動の充実、情報発信のための組織づくりを図るとともに、団体間の交流や連携を深め、子育てしやすい環境づくりを目指します。	こども家庭課
利用者支援（こども家庭センター型）に関する事業の充実	○ 母子保健、児童福祉両部門の連携を強化し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた支援まで、切れ目なく対応します。 ○ 子育てアプリの活用等、利用者の視点に立った相談しやすい環境、より支援につながりやすい環境の整備を実施するとともに、多様化、複雑化する相談内容にも対応できるよう、関係機関との連携の強化に努めます。	保健推進課 こども家庭課
利用者支援（妊婦等包括相談支援）に関する事業の充実	○ 保健師等の専門職が、妊娠届出や相談対応時に、全ての妊産婦等に対し、出産、育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行います。 ○ 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と連携し、支援プランを策定します。各母子保健事業を通した切れ目のない伴走型相談支援を行います。	保健推進課

推進施策５　仕事と子育ての両立支援

事業	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	○ 性別にかかわらず家事や育児、介護等を担うことへの理解の促進をはじめ、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。	地域振興課 こども家庭課

推進施策６　特別な支援が必要な子どもへの取組の推進

事業	取組内容	担当課
児童虐待防止対策の強化	○ 子どもに対する虐待の防止及び早期発見に向けて、要保護児童対策地域協議会をはじめ福祉、保健、教育、警察等関係機関と連携し、課題を抱える家庭への早期の対応に努めます。 ○ 貧困やひきこもり、ヤングケアラー等、多様化、複雑化する子どもを取り巻く様々な社会的課題にも対応できるよう、関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の構築に努めます。	生活福祉課 こども家庭課 発達支援課
発達支援・障がい児支援・総合相談施策の推進	○「四国中央市子ども若者発達支援センター(Palette:パレット）」を拠点として、何らかの支援を必要としている子ども、若者を対象に、相談支援や療育を提供するとともに、医療的ケア児とその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に向けた支援体制の充実など､総合的な支援を行います。また、関係機関との連携による保護者の「気付き」段階からの乳幼児の発達支援、障がい児支援を推進し、適切な福祉サービスにつなぐとともに、子どもの健やかな成長を支援します。	発達支援課
特別支援教育の充実	○ 「愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校」のセンター的機能を有効に活用し､合同巡回相談等の各種研修を通して、特別支援教育コーディネーターの実践力の向上を図ります。 ○ 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた教育課程の編成、個別指導計画や個別の教育支援計画の積極的な作成及び活用、特別支援学校、特別支援学級と小・中学校の通常の学級との交流活動や共同学習など、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課

事業	取組内容	担当課
ひとり親世帯の子育て支援の充実	○ ハローワーク等関係機関と連携し、ひとり親世帯の就職や各種支援制度に関する情報を提供し、利用を促進するとともに「ひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金）」を活用し、資格取得など、就労の定着を図ります。 ○ ひとり親世帯が利用できる各種支援制度やサービスについての積極的な情報提供及び周知に努め、経済的支援の充実を図ります。	こども家庭課
外国人世帯の子育て支援の充実	○ 日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人世帯に対し、必要な子育て支援が提供できるよう、ＣＩＲ※や翻訳機の活用のほか、やさしい日本語や多言語を使用した記入例などにより、各種手続を行いやすい環境づくりに努めます。 ○ 地域の活動等への参加を促進し、子育て情報等を共有できるよう、オンラインや対面での日本語教室及び生活相談の実施により、誰一人取り残さない多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。	地域振興課 こども家庭課
不登校対策の充実	○ 「こども支援室」や「教育支援センター」において、近年、増加傾向にある不登校の子どもを支援します。 ○ 相談員の配置や活動日数の充実をはじめ、相談員がいない学校への相談員の配置を検討するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども支援室、医療機関等関係機関等との連携を強化し、支援の充実を図ります。 ○ 学校、家庭、関係機関との連携の強化を図り「こども支援室」「教育支援センター」の相談機能を生かした、早期対応、支援を行います。	学校教育課
非行・いじめ対策の充実	○ 啓発冊子「すこやか育成」の配布や「明るく住みよい社会づくり」推進のための標語の募集、懸垂幕の作成による啓発を行うとともに、補導委員会や学校、警察との連携を強化し、補導活動の充実に努めます。	学校教育課

※ 主に翻訳や通訳、国際会議への出席、外国人観光客の接遇等の国際交流業務を担う国際交流員のこと。「Coordinator for International Relations」の略

事業	取組内容	担当課
養育支援訪問	○ 支援が特に必要であると判断した養育困難家庭に対し、専門員による養育に関する指導や助言を行い、適切な養育の実施を確保するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携による児童虐待防止の取組の強化を図ります。	こども家庭課
子育て世帯訪問支援	○ 家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴や家事、子育て等の支援を実施することにより、児童が育つ家庭環境、養育環境に係る支援を提供します。	こども家庭課

基本目標３　学ぶ力を育む環境づくり
（主な対象：幼児期～学童期～思春期）

児童・生徒の学ぶ力の育成をはじめ、心の教育の推進など、心豊かな成長を支える学校教育を推進するとともに、家庭や地域をはじめ、関係機関との連携を強化します。

推進施策１　心豊かな成長を支える学校教育・社会教育の推進

事業	取組内容	担当課
確かな学力の育成	○ １人１台端末をはじめとする、ＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」を推進するとともに、アナログとデジタル、それぞれの良さを生かした授業づくりに取り組みます。 ○ 学力診断調査等の結果から、成果と課題について分析し、児童・生徒一人一人に応じた学力の向上を目指します。	学校教育課 学校政策課
心の教育の推進	○ コミュニティ・スクールとして、学校、家庭、地域社会が総がかりで取り組む教育を推進します。 ○ 校内研修、学校間交流研修、各種研修会等を通して「考える道徳」「議論する道徳」について研究し、児童・生徒の心の教育を推進します。 ○ 「人権・同和教育」については、社会を担う子どもの心を育てるため、これまでの取組を生かし、工夫や改善を行いながら、内容の充実を図ります。 ○ 社会を担う子どもの心を育てるため、本市の青少年の心を育てる指標「宇摩の子の誓い」を推進します。	学校教育課 学校政策課
学校保健事業の充実	○ 職員に対する健康教育合同研修会、学校保健講演会を開催するとともに、学校保健研究会（授業研究）を開催し、児童・生徒への適切な保健指導につなぎます。 ○ スムーズな講演会の企画、準備及び講師の選定ができるよう、関係機関との連携を強化します。	学校教育課
読書活動の推進	○ 小・中学校における朝の読書タイムやボランティアによる読み聞かせの実施、図書委員を中心とした読書スタンプラリーや多読賞の取組、さらに、電子図書やみきゃん通帳などＩＣＴ（情報通信技術）を活用した読書活動の推進等により、児童・生徒が読書に親しむ習慣づくりに努めます。 ○ 学校図書館の蔵書や電子図書の整備など、読書環境の充実に努めます。	学校教育課 学校政策課

事業	取組内容	担当課
地域性を生かした学校づくり	○ 地域の支えが子どもの成長につながることを見据え、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校、家庭、地域が一体となり、国語（読み聞かせ）や生活（昔の遊び）、総合（地域学習）等の教育活動に取り組みます。 ○ コミュニティ・スクール研修会の開催や地域防災についての取組を充実し、地域住民及び保護者等の学校運営への参画と協働による、地域性を生かした学校づくりを推進します。	学校政策課
信頼で結ばれた学校づくり	○ 学校、家庭、地域社会それぞれの教育力を生かし、一体となって取り組む教育を推進するため、地域に信頼され「開かれた学校づくり」に努めます。 ○ 学校においては、自らの実践を自己点検、自己評価する学校評価を有効に活用し、今後の学校経営に生かします。	学校教育課
学校の安全対策の強化	○ 小中学校において、定期的に「地震」や「火災」「不審者」等を想定した防災、防犯訓練等を実施し、児童・生徒及び教職員の防災、防犯に関する知識を身に付け、安全な学校生活のための意識の向上に努めます。	学校教育課

推進施策２　食育の推進

事業	取組内容	担当課
食育の普及	○ 一人一人が食に関する正しい知識と的確な判断力を身に付け、健全な食生活を実践する能力を育むことができるよう、積極的に取り組みます。「第３次四国中央市食育推進計画」に基づき、関係機関と連携し、食育を推進します。	保健推進課
「食」を通じた心の教育	○ 「給食だより」の発行や給食時の食に関する放送等を通じて、児童・生徒及び家庭へ、食育に関する様々な情報を発信するとともに、多様なメディアを活用して動画配信を行うなど、家庭でできる食育の推進に取り組みます。 ○ 食育の推進のため、給食交流会を実施し、関係機関との連携を強化し、農作物生産者の参加の促進を図ります。	教育総務課
地産地消の推進	○ 小学生及び保護者を対象とした学校給食米「うまそだち」の「田植え体験会」や「収穫祭、おにぎりパーティー」など、食への感謝や農業への興味を引き出す生きた食農教育の推進に努めます。	農業振興課
「食」を通じた家庭教育	○ 地域の公民館等で、食育に関する講座の開催や親子参加型のうどん教室、おやつづくりなどの体験型イベントを開催するなど、より多くの地域で食育が推進できるよう、取組内容の充実に努めます。	生涯学習課

推進施策３　家庭や地域の教育力の向上

事業	取組内容	担当課
伝統行事の承継と郷土愛の醸成	○ どんど焼きやしめ縄づくり、昔遊び交流会等、子どもが地域の伝統行事に触れる機会を提供するとともに、住民参加の大運動会の開催や公民館において、ふるさとづくり事業を推進するなど、地域との交流の機会の充実に努めます。	生涯学習課
社会教育施設の機能強化	○ 少年自然の家の老朽化問題への対応を図り、代替事業等の検討を進めます。 ○ 図書館をはじめ、歴史考古博物館－高原ミュージアムー や暁雨館（ぎょううかん）において、子ども向けの様々なイベント等を実施し、学習や交流の場を提供するとともに、関係機関との連携を深め、子どもにとって居心地の良い空間づくりに努めます。	生涯学習課 文化・スポーツ振興課

基本目標４　安全、安心な子どもの生活環境づくり
（主な対象：全ての子ども）

子育て中の親子をはじめ、高齢者や障がいのある人など、全ての人が安心して快適に暮らすことができるよう、公共施設のバリアフリー化をはじめ、外出しやすい道路の整備等を推進するとともに、防犯や防災、交通安全対策等の充実を図ります。

様々な安全対策、快適なまちづくりに向けた施策に取り組むとともに、市民との協働により安全、安心な子どもの生活環境づくりを推進します。

推進施策１　子育てを支援する生活環境の整備

事業	取組内容	担当課
人にやさしいまちづくりの推進	○ 道路のバリアフリー化等、安全な歩行環境の整備や公共施設のバリアフリー化を推進します。また、合理的配慮に基づくユニバーサル・デザインの普及に向けた啓発活動の充実に努め、子どもや障がいのある人が安心して暮らすことができる、人にやさしいまちづくりを推進します。	各施設担当課
公共施設等における安全対策の推進	○ 老朽化に伴う学校施設の改修、長寿命化など、教育環境の充実に努めるとともに、老朽化している公共施設の建て替えや改修、防災対策等を進めます。	各施設担当課

推進施策２　安全、安心なまちづくりの推進

事業	取組内容	担当課
交通安全対策の推進	○ 宇摩交通安全協会の協力により、児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の向上を図るとともに、通学路や学校内外の危険箇所、改善の必要な箇所の把握及び改善に努めます。	保育幼稚園課 観光交通課 学校教育課
防犯対策の推進	○ 幼稚園や保育所等をはじめ、学校や公民館等へ不審者情報を配信し、市民への注意喚起を行うとともに、より多くの市民が情報を共有できる体制づくりを推進します。 ○ 子どもが危険な目に遭ったとき、駆け込んで助けを求めることのできる「子どもを守るいえ」事業や「子ども見守りパトロール」事業により、地域で子どもを見守る体制づくりと市民の防犯意識の向上に努めます。	学校教育課

事業	取組内容	担当課
防災対策の推進	○ 災害発生時の情報の取得、備え、避難所等についてまとめた「防災マップ」を全戸に配布し、防災意識の向上を図るとともに、定期的に防災訓練を行うなど、日常的に災害への備えを地域全体で取り組みます。また、学校等へ出向く出前講座等による啓発も継続して行います。	防災まちづくり推進課

基本目標５　子どもの貧困と格差の解消（四国中央市こどもの貧困対策推進計画）（主な対象：全ての子ども）

保護者の所得や生活環境等に左右されず、適切な保育環境の提供をはじめ、子どもの希望に応じた勉強できる環境など、学びの環境を包括的に支援し、本人の意思で希望する進学先等を選択できる環境づくりが必要です。

全ての子どもが学ぶ意欲を高め、夢に挑戦できるよう、子どもの健やかな育ちと学びの環境づくりを支援します。また、子どもや子育て家庭への支援については、地域住民の協力や協働が必要です。地域住民同士での見守り活動や生活に課題のある子どもを発見し、支援につなぎます。

本計画においては、基本目標５を「四国中央市こどもの貧困対策推進計画」として位置付けます。

推進施策１　学ぶ意欲を育む教育・学習

事業	取組内容	担当課
相談体制の構築	○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員を配置することにより、各学校における相談体制の構築を図ります。	学校教育課
子どもの相談支援	○ 様々な悩みや不安を抱え、家から出ることができない児童・生徒を対象に、こども支援室訪問相談支援員による定期的、継続的な訪問による支援を行うとともに、学校と連携し、通学支援等を行います。	学校教育課
基礎学力の保障、定着に向けた支援	○ 各学校において、放課後等を利用した少人数指導や個別指導を実施し、学びの場を確保します。 ○ 不登校児童・生徒に対して、教育支援センターやＩＣＴ（情報通信技術）等を活用して教育の機会を確保します。	学校教育課

推進施策２　安心して暮らすための生活支援

事業	取組内容	担当課
子ども食堂の充実及びネットワークづくり	○ 子ども食堂が、子どもの居場所や地域のコミュニティの場として拡充できるよう、運営団体を支援するとともに、団体間のネットワークづくりを促進します。	こども家庭課
ヤングケアラーに対する支援	○ 要保護児童対策地域協議会において把握している児童のほか、関係機関による情報提供を通して、該当する児童・生徒について状況の把握を行います。 ○ ヤングケアラー支援について、学校や地域に対する啓発活動等を通して、理解の促進と支援の拡大を図ります。 ○ 四国中央市子ども若者発達支援センター運営審議会、ネットワーク会議、児童発達支援連絡会や放課後等デイサービス事業所連絡会など、既存のネットワークを活用し、支援体制の強化に努めます。 ○ 各学校において、定期的な聴き取り調査による、ヤングケアラーの実態についての調査を行います。 ○ 県が実施するヤングケアラー支援に向けた研修への参加などを通して、職員の相談支援技術の向上に努めます。	こども家庭課 発達支援課 学校教育課
妊娠期からの切れ目のない支援の充実	○ 全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」において、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、多様な関係機関と連携し、適切な支援を提供できる体制を整備します。	保健推進課 こども家庭課
生活課題を抱える児童・生徒へのきめ細かな支援	○ こども支援室を設置し、学校生活や家庭生活で悩みのある児童・生徒や保護者の相談、支援を行います。 ○ 不登校の児童・生徒については、各教育支援センターにおいて、学校以外での心の居場所づくりに努め、利用する児童・生徒、その保護者への相談、支援を行います。 ○ 生活課題を抱える子どもや若者に対して、一貫した支援が提供できるよう、官民の枠にとらわれることなく関係機関の強みを生かした協働による支援体制の強化を図ります。	保健推進課 生活福祉課 こども家庭課 保育幼稚園課 発達支援課 学校教育課

事業	取組内容	担当課
とり残さない（重層的）支援体制整備事業※の推進	○ 既存の相談支援や地域づくりの取組を生かし、市民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援や多機関の協働による支援などを一体的に実施し、誰一人取り残さない、多様な支援を展開します。	生活福祉課
生活困窮者自立支援	○ 生活相談支援センターを相談窓口として、関係機関の連携を図り、生活困窮の状態にある人の自立を支援します。また、生活困窮者支援を通して、住民相互に支え合える地域づくりを推進します。	生活福祉課

※ 福祉ニーズが多様化、複雑化してきている中で、高齢や障がい、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な相談に対応するため、包括的な相談窓口の設置のほか、多機関が連携、協働して適切な支援を行う、分野や部署の枠組みを超えて支援する体制のこと。（重層的支援体制整備事業）

推進施策３　就労支援・経済的支援

事業	取組内容	担当課
教育活動における経済的支援	○ 経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、校外活動費、修学旅行費等、就学に必要な援助を行います。 ○ 障がいのある児童・生徒の保護者に対し、その経済的負担の軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費を支給します。	学校教育課
ひとり親世帯の子育て支援の充実（再掲）	○ ハローワーク等関係機関と連携し、ひとり親世帯の就職や各種支援制度に関する情報を提供し、利用を促進するとともに「ひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金）」を活用し、資格取得など、就労の定着を図ります。 ○ ひとり親世帯が利用できる各種支援制度やサービスについての積極的な情報提供及び周知に努め、経済的支援の充実を図ります。	こども家庭課

基本目標６　子ども・若者の未来を支えるまちづくり（四国中央市子ども・若者計画）（主な対象：思春期～青年期）

本市に暮らす子ども、若者世代が、就職等の人生の転機などにおいて、自身の希望に応じて将来を選択することができるよう支援するとともに、子ども、若者が本市で活躍し、安心して生活できるよう、移住や結婚、相談支援など、多様な支援体制を整備します。

本市では、おおむね 39 歳くらいまでを「子ども・若者計画」の対象として位置付け、青年期から子育て期に至るまでの多様な支援、子ども、若者が生活しやすい環境づくりを推進します。

本計画においては、基本目標６を「四国中央市子ども・若者計画」として位置付けます。

推進施策１　本市で活躍する子ども・若者への支援

事業	取組内容	担当課
人権相談	○ 「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権擁護委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、人権問題に関する相談窓口の充実を図ります。	人権施策課
心を育てる５つの目標の普及	○ 自分も他者（ひと）も大切にするため、人権教育を心の教育と捉え、市民一人一人が身近に取り組める「心を育てる５つの目標」を掲げ、教育・保育施設等で掲示するとともに、市民への普及に向けた啓発活動を推進します。	生涯学習課
移住・定住の促進	○ 四国中央市の魅力や「あったかしこちゅ～事業」等に関する情報を発信する移住定住ポータルサイトを活用し、移住フェアの出展情報、先輩移住者のインタビュー、地域おこし協力隊の活動情報など、ＵＩＪターン※を希望する若者に、市内の企業情報や就職関連情報を発信します。	政策推進課
移住定住促進空家活用住宅整備事業	○ 空き家の「活用拡大」を通した地域活性化を図ることを目的に、空き家を市が無償で所有者から借り上げ、改修したのちに地域おこし協力隊員や移住希望者に転貸する「移住定住促進空家活用事業」を実施し、定住を促進します。	政策推進課

※ ＵターンとＩターンとＪターンの頭文字を組み合わせた名称のこと。Ｕターンは、地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ること。Ｊターンは、地方から大都市へ移住した人が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住すること。Ｉターンは、出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から田舎に移り住むこと。

事業	取組内容	担当課
婚活支援	○ 市内の若者が前向きに婚活を推進できるよう、関係機関と連携し、婚活イベント等の開催や婚活に関する情報の提供に努めます。 ○ えひめ結婚支援センターと連携し、出会いの場を提供するとともに、愛媛県のマッチングシステム「愛結び」を使用した特設会場や出会いの交流イベントを行います。 ○ 地域と共に若者の出会いや活動の場を創出し、若い世代が交流できる機会を支援します。	こども家庭課

推進施策２　子ども・若者の生活や就業を支える環境づくり

事業	取組内容	担当課
就職への支援	○ ハローワーク四国中央との共催により、本市で就職を考えている若者等を対象に、合同就職面接会を開催し、本市での就職を支援します。	産業支援課
障がいのある人への生活・就業への支援	○ 基幹相談支援センターや子ども若者発達支援センターにおいて、障がいや発達に関する総合的な相談に対応するとともに、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業に向けての相談や援助等を行います。	生活福祉課 発達支援課
自殺対策の推進	○ 「四国中央市自殺対策計画」に基づき、心の健康づくり対策として、関係機関と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない四国中央市の実現を目指し、生きる支援を推進します。	保健推進課
プレコンセプションケアの推進	○ 思春期の児童・生徒を対象として、心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）についての講座等の開催により、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。	保健推進課

推進施策３　子ども・若者の未来に向けた支援

事業	取組内容	担当課
地域づくりで活躍する若者の応援	○ 高校生によるシティプロモーション活動「18っ祭！ＰＲＯＪＥＣＴ」を開催し、本市の様々な「コト」や「モノ」「ヒト」の魅力を再発見する活動を実施します。 ○ 市内高校生ボランティアスタッフ「しこちゅ～ボラ７」にボランティア市民活動センターの運営をサポートしてもらうことで、若者ならではの視点でボランティア意識の醸成を図る取組を推進し、地域社会において活躍できる人材の育成を図ります。 ○ 海外でのホームステイによる生活体験や交流校での学習を通して、国際感覚を高める機会を提供し、国際的な視野と実践力を備えた国際化に対応できる人材を育成します。 ○ 全国規模の大会「書道パフォーマンス甲子園」を通して、書への意欲の向上と創造的な人間の育成を図るとともに、高校生の主体的な活動と交流や親善を図ります。	政策推進課 地域振興課 文化・スポーツ振興課
男女共同参画意識の醸成	○ 本市の「男女共同参画計画」に基づき、市内の高校生を対象に、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等、自身のキャリアデザインについて考えてもらうきっかけづくりを目的として高校生セミナーを開催します。	地域振興課
子ども・若者の健やかな成長を支える居場所づくり	○ 本市の「子育て環境整備基本構想」に基づき、市民ニーズに添った環境整備の充実に努めます。 ○ 市民一人一人が自分に合ったスポーツに取り組むことを通して、心身共に健康で豊かな生活を送れるよう、幼児期の運動遊びから、学校における体育や部活動、仲間とのサークル活動、公民館等の身近な場所で行う体操など、あらゆる人があらゆるところで気軽に運動やスポーツに親しめるまちづくりを推進します。	こども家庭課 都市計画課 文化・スポーツ振興課

第６章　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

【１】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について

第三期計画における「子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」とは「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定に基づき「教育・保育サービス事業」と「地域子ども・子育て支援事業」それぞれの令和 11（2029）年度におけるサービスの目標量と、それを実現するためのサービスの提供体制（確保方策）を推計し、定めるものです。

【２】教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、教育・保育施設の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第二期計画に引き続き、市全域を１区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【３】見込量算出の考え方

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後５年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出にあたっては、適切な教育・保育事業の提供ができるよう、児童数の推移や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

【４】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

（単位：人）

		令和7(2025)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		504	1,005	630	62	243	325
確保方策	認定こども園、保育園、幼稚園	885	1,182	693	94	256	343
	地域型保育	0	0	50	18	14	18
	企業主導型保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0
	② 合計	885	1,182	743	112	270	361
過不足(②－①)		381	177	113	50	27	36

		令和8(2026)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		467	1,003	627	61	242	324
確保方策	認定こども園、保育園、幼稚園	855	1,182	693	94	256	343
	地域型保育	0	0	50	18	14	18
	企業主導型保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0
	② 合計	855	1,182	743	112	270	361
過不足(②－①)		388	179	116	51	28	37

		令和9(2027)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		433	1,001	624	60	241	323
確保方策	認定こども園、保育園、幼稚園	855	1,182	693	94	256	343
	地域型保育	0	0	50	18	14	18
	企業主導型保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0
	② 合計	855	1,182	743	112	270	361
過不足(②－①)		422	181	119	52	29	38

		令和 10(2028)年度					
		1 号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		401	999	618	58	240	320
確保方策	認定こども園、保育園、幼稚園	855	1,182	693	94	256	343
	地域型保育	0	0	50	18	14	18
	企業主導型保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0
	② 合計	855	1,182	743	112	270	361
過不足(②—①)		454	183	125	54	30	41

		令和 11(2029)年度					
		1 号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		372	997	618	58	240	320
確保方策	認定こども園、保育園、幼稚園	855	1,182	693	94	256	343
	地域型保育	0	0	50	18	14	18
	企業主導型保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0
	② 合計	855	1,182	743	112	270	361
過不足(②—①)		483	185	125	54	30	41

提供体制 確保の考え方	○ ３号認定の０、１、２歳児の利用ニーズは今後も高い水準で推移すると考えられることから、市全体で利用定員までの受け入れが可能となるよう、保育士等の確保に継続して取り組みます。 ○ 持続可能な提供体制の確保のため、市全体の就学前児童数の推移に基づき、施設の適正な配置を進めます。公立園においては、計画的に統廃合や規模の縮小を進め、幼保連携型認定こども園への移行による施設の多機能化を図ります。

【5】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1　利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、福祉、保健、教育等の関係機関との連絡、調整等を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 「こども家庭センター」において、専任職員を配置するとともに、福祉、保健、教育等の関係機関と連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的支援を実施します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

2　地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 現在の提供体制の充実を図り、市内の各拠点間及び地域との連携を図っていきます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	22,420	21,411	21,561	21,002	20,519
② 確保方策	延べ人	22,420	21,411	21,561	21,002	20,519
	か所	6	6	6	6	6
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

3　妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠や産後に、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 安心、安全な妊娠、出産のため、指定医療機関と連携し、定期的に妊婦健診を受けられるよう支援します。また、健診結果により保健師や栄養士による継続した支援を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	件	420	410	400	390	380
② 確保方策	件	420	410	400	390	380
過不足(②－①)	件	0	0	0	0	0

4　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 保健師、看護師及び委託事業者等で訪問事業を実施し、乳児家庭に対して全戸 100%の訪問に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
0歳推計人口	人	416	404	393	384	376
① 量の見込み	件	416	404	393	384	376
② 確保方策	件	416	404	393	384	376
過不足(②－①)	件	0	0	0	0	0

5　養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭相談員や保健師等による訪問を行い、その家庭の適切な養育やその家庭のニーズに応じた支援を実施します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み （延べ訪問数）	件	176	182	188	195	202
② 確保方策	件	176	182	188	195	202
過不足(②－①)	件	0	0	0	0	0

6　ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 現在の提供体制を、提供会員の増加により拡大するとともに、依頼会員となる対象者への事業の周知に努めながら、引き続き実施します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	1,920	1,893	1,866	1,840	1,814
② 確保方策	延べ人	1,920	1,893	1,866	1,840	1,814
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

7　一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 利用人数は増加していますが、施設においてニーズに十分対応できています。今後も、提供体制の充実を図ります。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)		延べ人	21,497	21,055	20,622	20,198	19,783
	1号利用	延べ人	2,381	2,321	2,263	2,206	2,151
	2号利用	延べ人	19,116	18,734	18,359	17,992	17,632
② 確保方策(合計)		延べ人	21,497	21,055	20,622	20,198	19,783
	1号利用	延べ人	2,381	2,321	2,263	2,206	2,151
	2号利用	延べ人	19,116	18,734	18,359	17,992	17,632
	か所数	か所	6	6	6	6	6
過不足(②－①)		延べ人	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園以外）

保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れなど様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 今後も安定した確保に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	5,700	5,750	5,800	5,850	5,900
② 確保方策	延べ人	5,700	5,750	5,800	5,850	5,900
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

8　延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 今後も安定した確保に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	949	947	945	943	941
② 確保方策	延べ人	949	947	945	943	941
	か所	4	4	4	4	4
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

9　病児・病後児保育事業

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 今後も安定した確保に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	309	305	301	297	293
② 確保方策	延べ人	309	305	301	297	293
	か所	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

10　放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 提供体制の確保ができるように、民間の参入を進めるとともに、公営の放課後児童クラブについても整備、運営計画を作成し、計画的に施設を整備するとともに、支援員の確保に努めます。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)		人	941	905	881	845	806
	低学年	人	775	746	730	703	672
	高学年	人	166	159	151	142	134
② 確保方策(合計)		人	941	905	881	845	806
	低学年	人	775	746	730	703	672
	高学年	人	166	159	151	142	134
過不足(②－①) (合計)		人	0	0	0	0	0

11　放課後子ども教室

全ての小学校に就学している児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

実施方策 の考え方	○ 現在、市内７小学校区の公民館等で連携型により実施しています。１教室においては、昼の時間帯に市内全ての小・中学生を受け入れています。今後も共働き家庭等の児童・生徒を含めた、放課後や週末の安心、安全な居場所づくりができるよう、事業の充実に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
整備数	か所	8	8	10	10	10

12　子育て短期支援事業

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設等において、一定期間、養育・保護等を行うことにより子どもや家庭への支援の充実を図る事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 利用者のニーズに応じたサービス提供が行えるよう、提供体制の適切な確保を図るとともに、支援が必要な家庭がすぐに利用できるよう、事業の充実を図ります。

【 短期入所生活援助（ショートステイ）】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	21	21	28	28	28
② 確保方策	延べ人	21	21	28	28	28
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

【 夜間養護等（トワイライトステイ）】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	72	72	96	96	96
② 確保方策	延べ人	72	72	96	96	96
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

13　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 現在、本市では実施していませんが、計画期間中において、必要に応じて提供体制の整備について検討を行います。

14　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 現在、本市では実施していませんが、計画期間中において、必要に応じて提供体制の整備について検討を行います。

15　子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事や養育に関する援助等を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ これまでの養育支援訪問事業の中で実施していた育児・家事援助が子育て世帯訪問支援事業に移行するため、育児、家事援助の過去の実績等から算出しています。対象となる世帯に訪問できるよう体制の維持に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	70	80	80	80	80
② 確保方策	延べ人	70	80	80	80	80
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

16　児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 現在、本市では実施していませんが、計画期間中において、提供体制の整備について検討を行います。

17　親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 現在、本市では実施していませんが、計画期間中において、提供体制の整備について検討を行います。

18　妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

提供体制 確保の考え方	○ こども家庭センター（母子保健分野）において、妊娠届出時の機会などを通して、全ての妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、必要な情報提供や相談等を実施します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	人	420	410	400	390	380
② 確保方策	人	420	410	400	390	380
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

19　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 通園可能な園及び安定した人材の確保を図ります。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	人	0	38	36	36	35
② 確保方策	人	0	40	40	40	40
過不足(②－①)	人	0	2	4	4	5

20　産後ケア事業

家族等から十分な家事や育児等の支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方等に対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

提供体制 確保の考え方	○ 心身の不調に陥りやすい産後の一定期間、必要な方や希望者が、指定医療機関や助産院において、子どもの世話や母乳育児等について指導を受けることができるよう、体制を整えていくとともに、様々な機会を捉えて情報提供に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
① 量の見込み	人	240	240	240	240	240
② 確保方策	人	240	240	240	240	240
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【６】教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

１　質の高い教育・保育及び子育て支援の推進

乳幼児期の教育・保育は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な役割を担っており、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保証することを目指して行われるものです。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、保育士等による合同研修や特に配慮を必要とする子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質の向上に努めます。

２　教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した３歳未満の子どもが、満３歳以降も保育所や認定こども園等で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

３　保育所、認定こども園等と小学校との連携の推進

幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等で交流を図るとともに、意見交換を行います。また、就学前施設の保育士等と小学校教員等が、子どもの学びについて互いに理解を深めるための情報交換や教育・保育の資質向上を図る研修の実施など、円滑な連携に取り組みます。

【７】子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付等を行います。

第７章　計画の推進

【１】庁内の推進体制の充実

本計画は、子育て支援だけでなく、若者を含む幅広い層を対象とした計画です。そのため、教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等市政の幅広い分野にわたり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。

関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、子どもから若者の施策に関する幅広い取組を総合的かつ効果的に推進します。

【２】地域や関係団体等との連携

本計画をより実効性の高い計画とするためには、市民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体で子ども施策、子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共に、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

【３】計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と市民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、子ども、若者施策、子育て支援に対する市民の意識の向上を図ります。

【４】四国中央市子ども・子育て会議の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「四国中央市子ども・子育て会議」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同会議の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

【５】計画の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（ＰＬＡＮ)、実行（ＤＯ)、点検・評価（ＣＨＥＣＫ)、改善（ＡＣＴＩＯＮ）による進行管理（ＰＤＣＡサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／ＰＤＣＡサイクルによる進捗評価 】

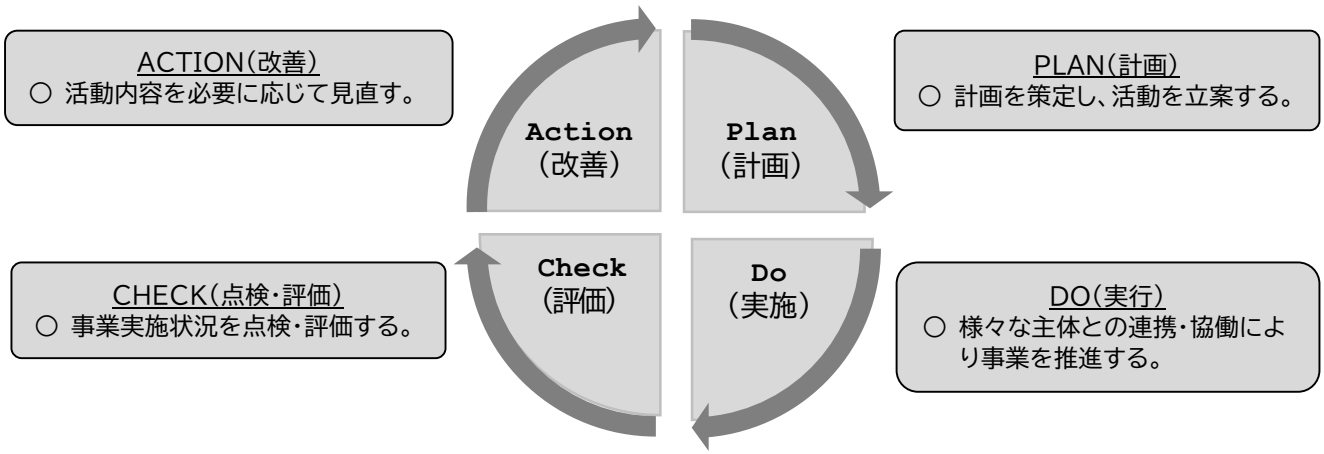

【6】数値目標

【 子育て家庭にかかる目標 】

数値目標	現状値 （本計画策定時）	目標値 （次期計画策定時）
1 育児休業を「取得した」就学前児童保護者の割合	父親 17.5% 母親 59.2%	父親 50.0% 母親 75.0%
2 子育てに不安や負担を「非常に感じている」保護者の割合	就学前 6.4% 小学生 7.2%	就学前 0.0% 小学生 0.0%
3 自分自身の子育てが、地域の人や社会に支えられていると「非常に感じている」保護者の割合	就学前 9.5% 小学生 14.4%	就学前 20.0% 小学生 30.0%

【 子どもにかかる目標 】

数値目標	現状値 （本計画策定時）	目標値 （次期計画策定時）
1 現在の暮らしの幸福度（平均点）児童・生徒	小学生 8.3 点 中学生 8.0 点	増やす
2 自分の好きなところがある（あてはまる）児童・生徒	小学生 43.4% 中学生 37.0%	70.0%
3 夢や目標がある（あてはまる）児童・生徒	小学生 75.0% 中学生 47.8%	80.0%

【 若者にかかる目標 】

数値目標	現状値 （本計画策定時）	目標値 （次期計画策定時）
1 四国中央市を暮らしやすい※1と思う若者の割合	46.6%	75.0%
2 結婚したい※2と思う未婚の若者の割合	58.2%	80.0%
3 これからも四国中央市に「住み続けたい」と思う若者の割合	19.8%	40.0%

※1 「とても暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」の合計
※2 「結婚する予定がある」「現在、予定はないが、将来は結婚したい」の合計

資料編

【１】四国中央市子ども・子育て会議条例

平成 25 年６月 27 日
条例第 27 号

（設置）
第 1 条　子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、四国中央市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。
（令５条例９・一部改正）
（定義）
第 2 条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。
（所掌事務）
第 3 条　子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務の処理その他必要と認められる事項を所掌する。
（令５条例９・一部改正）
（組織）
第 4 条　子育て会議の委員(以下「委員」という。)の定数は、15 人以内とする。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　市民
(2)　子ども・子育て支援に関する団体等に属する者
(3)　教育関係者
(4)　保育関係者
(5)　子どもの保護者
(6)　学識経験を有する者
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
（任期）
第 5 条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
（委員長及び副委員長）
第 6 条　子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。
2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3　委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第 7 条　子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
2　子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第8条　子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条　子育て会議の庶務は、子育て支援担当課で処理する。

（委任）

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2　第７条第１項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附　則(令和５年３月27日条例第９号)抄

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

【2】四国中央市子ども・子育て会議委員名簿

	区分	所属団体等	氏名
1	市民（公募による）		大西　誠治
2			高橋　紀子
3	子ども・子育て支援に関する団体等に属する者	ＮＰＯ法人ふれあい	中西かふみ
4		四国中央市民生児童委員協議会	宮崎さゆり
5	教育関係者	学校法人金生幼稚園 理事長	土肥　義紹
6	保育関係者	四国中央市立北保育園長	近藤　裕美
7		病後児保育ルーム エミリア	藤枝　俊之
8	子どもの保護者	育児サークル「リトル☆スター」	藤川　美江
9		三島東幼稚園 ＰＴＡ副会長	藤中　美咲
10		市ＰＴＡ連合会	近藤　望
11	学識経験を有する者	あやか助産院	三宅　彩香
12		四国中央地区労働者福祉協議会	中田　信也
13	教育関係者	四国中央市立金生第一小学校長	神野　茂
14	子ども・子育て支援に関する団体等に属する者	四国中央市社会福祉協議会事務局長	星川　隆志
15		四国中央市子ども若者発達支援センター長	大西　緑

【３】策定経過

【 令和６（2024）年度 】

期　日	項　目	内　容
４月～６月	アンケート調査	・ 就学前児童保護者及び小学生保護者対象アンケート調査の実施 ・ 小中学生及び小中学生の保護者対象アンケート調査の実施 ・ 市民（若者）対象アンケート調査の実施
５月	庁内検討会	・ 計画概要
６月～７月	関係団体等調査	・ 市内の教育・保育施設、関係団体等を対象とした関係団体等調査の実施
７月	庁内検討会	・ 調査結果　計画策定（構成）
８月２日（金）	令和６年度 第１回（第28 回）四国中央市子ども・子育て会議	・ 令和７年度園児募集について ・ こども計画の概要と骨子案について ・ アンケート結果報告 ・ 第２期子ども・子育て支援事業計画の点検及び評価 ・ 今後の策定スケジュールについて
８月 21 日（水）	子どもの意見聴取	・「四国中央市いじめＳＴＯＰ愛顔の子ども会議」の開催
９月	庁内検討会	・ 計画構成　貧困・若者施策
10 月 29 日（火）	令和６年度 第２回（第29 回）四国中央市子ども・子育て会議	・「とりのこさない支援体制整備事業」について ・ 四国中央市こども計画骨子案について
11 月	庁内検討会	・ 貧困・若者施策構成見直し
12 月４日（水）	令和６年度 第３回（第30 回）四国中央市子ども・子育て会議	・ 四国中央市こども計画素案について ・ タウンコメントの実施について
１月 27 日（月）～２月 17 日（月）	タウンコメント	・「四国中央市こども計画」の計画案についてタウンコメントの実施
２月 21 日（金）	令和６年度 第４回（第31 回）四国中央市子ども・子育て会議	・ 教育・保育施設の利用定員について ・ タウンコメントの結果報告について ・ 計画（最終）案について

四国中央市こども計画

発　　行／令和７（2025）年３月
発　行　者／愛媛県 四国中央市 こども家庭課
〒799-0497　愛媛県四国中央市三島宮川４丁目６番 55 号
電　話（０８９６）２８－６０２７
メール　kosodatekikaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

わたし おりなす
四国中央

四国中央市こども計画

令和７年３月

四国中央市役所福祉部こども家庭課
〒799-0497 四国中央市三島宮川４丁目６番55号
Tel：0896-28-6027 ／ Fax：0896-28-6031